

平成30年 3 月 15 日（木曜日）

第 4 号

平成30年第1回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第4号

平成30年3月15日（木曜日）

出席委員

委員長

笹田 浩 君

副委員長

笠井 龍 司 君

浅野 貴 博 君

内田 尊 之 君

太田 憲 之 君

塚本 敏 一 君

藤川 雅 司 君

荒当 聖 吾 君

佐々木 俊 雄 君

中司 哲 雄 君

橋本 豊 行 君

中山 智 康 君

真下 紀 子 君

三井 あき子 君

伊藤 条 一 君

特別支援教育
担当 局長 磯 貝 隆 之 君

生涯学習推進局長 大 川 祐 規 夫 君

新しい高校づくり
推 進 室 長 武 田 信 吾 君

教育職員局長 宇 田 賢 治 君

総務課長 岩 渕 隆 君

教育政策課長 名 子 学 君

教職員課長 添 田 雅 之 君

サービス担当課長 伊 賀 治 康 君

高校教育課長 山 本 明 敏 君

義務教育課長 波 岸 克 泰 君

教育環境支援・研修
担 当 課 長 谷 垣 朗 君

特別支援教育課長 山 本 純 史 君

健康・体育課長 宮 岡 孝 博 君

学校教育局参事
(生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一 君生涯学習課長
兼生涯学習推進
センター所長 船 木 誠 君

文化財・博物館課長 小 松 智 子 君

新しい高校づくり
推 進 室 参 事 (高 校 配 置) 櫻 井 良 之 君新しい高校づくり
推 進 室 参 事 (改 革 推 進) 相 馬 哲 也 君

出席説明員

教 育 長 柴 田 達 夫 君

教 育 部 長
兼 教 育 職 員 監 佐 藤 寛 君

学 校 教 育 監 村 上 明 寛 君

総務政策局長 土 井 寿 彦 君

学校教育局長 北 村 善 春 君

指導担当局長 岸 小 夜 子 君

議会事務局職員出席者

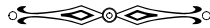
議 事 課 主 幹 西 本 司 君

議 事 課 主 査 羽 生 孝 之 君

同 渋谷 崇 君

同 井 溪 雅 晴 君

同 加 藤 隆 行 君



午前10時1分開議

○**笹田浩委員長** これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔羽生主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、道見泰憲議員、金岩武吉議員の委員辞任を許可し、佐々木俊雄議員、中山智康議員を委員に補充選任し、第2分科委員に補充指名した旨、通知がありました。
1. 予算特別委員長から、分科委員の異動について、千葉英守議員の第1分科会への所属変更を許可し、中司哲雄議員を第2分科委員に変更指名した旨、通知がありました。
1. 本日の会議録署名委員は、

塚 本 敏 一 委員
藤 川 雅 司 委員

であります。

○**笹田浩委員長** それでは、議案第1号、第11号ないし第14号、第16号及び第17号を一括議題といたします。

1. **教育委員会所管審査**

○**笹田浩委員長** これより教育委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

太田憲之君。

○**太田憲之委員** おはようございます。

本日の一番手として、教育庁が所管する項目につきまして、順次質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、教員研修計画についてであります。教育は未来を担う人づくりであり、本道の将来を担う子どもたちが、変化の激しい社会をたくましく生きていくためには、何よりも、教育を担う教員一人一人の資質、能力や指導力の向上が重要であると考えます。

道教委では、昨年12月に、本道の教員に対して求める教員像や、その実現に向けて必要な資質、能力を示す教員育成指標を策定しておりますが、教員一人一人が、指標に示された資質、能力をしっかりと身につけることができるよう、教員研修を充実していくことが重要であると考えます。

教員の研修につきましては、さきの常任委員会で平成30年度教員研修計画案が報告されておりますので、以下、何点かにわたって伺ってまいりたいと思っております。

まず、教員研修計画策定の趣旨や背景についてであります。道教委では、教員の資質、能力

や指導力の向上に向けて、これまでも計画的に教員研修を実施してきているところでありますが、今回、新たに研修計画を策定する趣旨や背景はどのようなものなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 教育環境支援・研修担当課長谷垣朗君。

○**谷垣教育環境支援・研修担当課長** 教員研修計画についてでございますが、子どもの成長を担う教員には、常に、資質、能力の向上を図り続けることが求められるとともに、学習指導要領の改訂などを踏まえた、新たな時代の教育に対応できる力を身につける必要がありますことから、平成28年11月の教育公務員特例法等の一部改正において、教員等の任命権者は、教員育成指標を定めるとともに、当該指標を踏まえ、毎年度、教員等の研修を体系的かつ効果的に実施するための計画を定めるものとされたところでございます。

道教委では、昨年12月に、求める教員像や、教員の養成、採用、研修を行う際のキーとなる資質、能力を明らかにした教員育成指標を策定したところであり、本道の教員が、こうした資質、能力をキャリアステージに応じて身につけることができるよう、本道における教員研修についての基本的な方針や、研修の体系、実施内容などについて整理し、このたび、教員研修計画案としてお示ししたものでございます。

○**太田憲之委員** 教員には、学力の向上を初め、小学校の英語の教科化への対応や、いじめ、不登校の子どもたちの指導など、さまざまな教育課題に対応できる力が求められております。こうした力を若手教員の段階からしっかりと身につけていくことが必要ではないかと考えます。

研修計画には、研修を推進する基本方針として、キャリアステージに応じた研修の充実が掲げられており、教員として必要な基本的な資質、能力をまずは初任段階の研修で身につけて、それ以降も、中堅段階やベテラン段階など、教職員生活の全体を通して指導力を高めていくために、必要な研修をしっかりと行っていくことが重要であると考えます。

道教委では、教員のキャリアステージに応じた研修の充実にどのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**谷垣教育環境支援・研修担当課長** キャリアステージに応じた教員研修についてでございますが、本道の教員育成指標では、教員のキャリアステージに応じて、重点的に学修や研修に努める資質、能力として、初任段階では、生徒指導などの実践的指導力、中堅段階では、新たな教育課題への対応力、ベテラン段階では、組織的、協働的な課題対応・解決能力などをお示ししております。

こうした資質、能力を教員一人一人が着実に身につけることができるよう、このたびの教員研修計画案では、キャリアステージに応じて実施する基本研修について、例えば、初任段階の教員を対象とした研修では、児童生徒理解や生徒指導に関する内容、中堅教員を対象とした研修では、カリキュラムマネジメントに関する内容、ベテラン教員を対象とした研修では、組織マネジメントに関する内容などに関して重点を置くなど、系統性や発展性に配慮しながら、研修の体系、内容、方法などを整理し、取り組むこととしております。

○**太田憲之委員** それでは、次にお伺いしますが、研修計画では、広域分散型の本道の特性に応

じた教員研修の充実を図るために、特にICTを活用した研修の充実に取り組むこととしておりますが、本道の広域性を考えますと、遠隔地に勤務している教員は、研修会場までの時間など、学校をあける期間が長くなるために参加しにくい状況が懸念されることから、本道では、ICTを活用した遠隔研修を積極的に導入する必要があるのではないかと考えます。

遠隔研修によって、どのような研修効果が期待できるのか。また、より効果的な研修とするためには、ICTの特性を踏まえた研修方法の工夫が必要であると考えますが、この点についてどのように対応していくお考えなのか、お聞かせ願います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 ICTを活用した研修についてでございますが、ビデオ会議システムなどのICT機器を活用した遠隔研修により、研修会場までの移動時間の短縮など、地理的な条件にかかわらず研修の機会を提供することが可能となりますほか、インターネットを通じて講義などの動画を配信することにより、いつでも、どこでも、何度でも視聴し、理解を深めることができるなどの効果が期待できますことから、道教委では、広域分散型の本道の特性を踏まえ、ほっかいどうスクールネットを活用し、道立教育研究所と複数の道立学校を接続して行う遠隔研修や、道立教育研究所の研修講座の講義をウェブページで配信するオンデマンド研修に取り組んできております。

今後、道教委といたしましては、これまでの成果なども踏まえ、遠隔研修の実施会場やオンデマンド研修の配信講座を拡充するとともに、効果的に遠隔研修を実施するためのマニュアルを作成するなど、ICTを活用した研修機会の拡充や内容の充実に努めてまいりたいと考えております。

○太田憲之委員 ただいま御答弁いただきましたが、遠隔研修を一層充実させていくには、そのためのICT機器や通信環境などの整備が何よりも重要であります。良好な研修環境のもとで、しっかりとした研修が実施できますよう、道教委には、こうした面にも積極的に取り組んでいただきたいと指摘をしておきます。

それでは、次の質問です。

現在、働き方改革が社会的な課題とされ、学校現場の多忙化もクローズアップされていることから、道教委でも、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」の策定を進めているところでありまして、こうした取り組みにより、教員が子どもと向き合う時間や、授業準備、教材研究などの時間を確保することは当然であります。道教委が実施する研修につきましても、限られた時間の中で、効果的、効率的に実施することが重要であると考えます。

研修計画では、研修の機会を確保することができるよう、実施方法の工夫改善を図るとしておりますが、教員の多忙化に配慮し、どのように研修機会を確保していくお考えなのか、お聞かせ願います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 教員の多忙化への配慮についてでございますが、教員には、絶えず研究と修養に努めることが求められており、多忙化が課題となる中、教員が子どもと向き合う時間を確保することはもとより、教員としての資質、能力の向上のため、限られた時間

の中で、質の高い研修の機会を確保する必要があると考えております。

そのため、道教委では、参加する教員の負担なども考慮し、このたびの教員研修計画案において、研修の実施時期、実施場所に配慮することとしておりますほか、初任段階教員研修や中堅教諭等資質向上研修などについては、オンデマンド研修を積極的に活用することにより、研修日数の縮減などを行うこととしておりまして、今後とも、実施方法などを不断に見直しながら、効果的、効率的な教員研修の実施に努めてまいりたいと考えております。

○**太田憲之委員** 教育公務員特例法の改正により、新たに策定されることになりました教員育成指標や教員研修計画は、政令市の札幌市でも独自に策定され、これらは、教員育成の基本的な考え方を示すものでありますことから、道教委と札幌市教委が、認識などを共有し、連携して取り組むことが望まれますが、今回の研修計画の策定に当たりましては、どのように進められてきたのか、お聞かせ願います。

○**谷垣教育環境支援・研修担当課長** 札幌市との連携についてでございますが、教員育成指標や教員研修計画については、教育公務員特例法において、教員等の任命権者ごとに定めることとされておりますが、本道における教育機会の均等や教育水準の維持向上を図るために、その策定や実施に当たっては、子どもたちの実情や地域の特性、課題などについて、道と政令市である札幌市が、認識を共有し、連携協力して取り組むことが重要と考えております。

そのため、道教委と札幌市教育委員会がそれぞれ設置した教員育成協議会におきましては、職員が相互にオブザーバーとして参加するなどの連携を図ってきており、このたびの研修計画の策定に当たりましては、協議会における議論を通じて共通認識を図ってきたほか、基本的な方針や具体的な推進方策などに係る方向性について、適宜、情報共有を図りながら、検討を進めてきたところでございます。

○**太田憲之委員** 教員研修の充実を図るためには、教員育成指標を踏まえて、研修の効果をしっかりと検証し、必要な改善に取り組むことが重要であると考えますが、具体的に、研修の効果をどのように検証し、改善に取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 指導担当局長岸小夜子さん。

○**岸指導担当局長** 研修の効果の検証についてでございますが、教員研修をより効果的に実施するためには、研修の実施者である道教委が、研修効果に関する検証に基づき、改善を重ねていくことが必要と考えております。

道教委では、これまでも、研修の実施後に参加者へアンケートを行い、研修の効果や課題などについて把握してきておりますが、今後は、こうした取り組みに加えまして、所属長などに対するヒアリングなどを行い、研修の効果のほか、成果の活用状況などについても、詳細に把握、分析いたしますとともに、教員養成大学や校長会の代表者などにより構成される教員育成協議会で、検証とともに、絶えず改善を図り、教員研修のPDCAサイクルの確立に努めてまいる考えでございます。

○**太田憲之委員** ありがとうございます。

【第2分科会 3月15日 第4号】

それでは、この設問の最後になります。

教員研修計画の策定により、道教委としての研修方針を明確にすることも重要であります、計画の実効性が確保されなければ、意味がないと考えます。

そのためには、教員一人一人が、教員育成指標や研修計画の内容を十分に理解し、みずからの資質、能力の向上に取り組むとともに、教員研修の一層の充実を図る必要があると考えます。

道教委としては、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 学校教育監村上明寛君。

○**村上学校教育監** 今後の取り組みについてでございますが、社会が急速に変化する中、本道の次代を担う子どもたちが、みずからの可能性を發揮し、未来を切り開く力を身につけていくには、教育の直接の担い手である教員の資質、能力を向上させることが重要であり、そのためには、教員みずからが育成指標や研修計画に対する理解を深めますとともに、教員がともに学び合い、高め合うことができる質の高い教員研修の実施に努める必要があると考えております。

今後、道教委といたしましては、各種会議や研修の機会を通じて、育成指標や研修計画の趣旨や目的、内容などについて周知し、教員一人一人の理解を促しますとともに、市町村教育委員会や教員養成大学を初めとする、さまざまな関係機関と連携しながら、教員が、みずから課題を持って、主体的、協働的に研修に取り組むことができるよう、教員研修の一層の充実を努めてまいりたいと考えております。

○**太田憲之委員** 子どもたち、生徒にとって、先生は一生の先生となります。

昨今、教員の働き方改革が言われておりますが、先生は、忙しい中、本当にいろいろ御努力されているところであります。そういった先生のために環境を整えることは、ひいては子どもたちの未来につながることであります。どうか、子どもたちの未来、そして先生の資質の向上のために、これからも、道教委として環境整備に御尽力されますことを心からお願いを申し上げます、次の項目に移りたいと思います。

それでは次に、子どもの読書活動推進計画について、順次お伺いをしていきたいと思っております。

読書活動は、子どもの読解力や創造力、思考力、表現力などを養い、豊かな人間性を育む上で重要なものであり、子どものころからの読書習慣や本に親しむ環境を整備する必要があることから、以下、順次伺ってまいりたいと思っております。

まず初めに、現在、道教委では、第4次子どもの読書活動推進計画の策定が進められておりますが、改めて、この計画を策定する目的についてお聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 生涯学習課長船木誠君。

○**船木生涯学習課長** 計画策定の目的についてでございますが、読書活動は、子どもの豊かな感性や表現力、創造力を育成するなど、健やかな成長に不可欠なものであり、社会全体でその推進を図ることが重要であると認識しております。

このため、道教委では、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づきまして、平成15年度に北海道子どもの読書活動推進計画を策定し、その後、5年ごとに必要な改定を行ってきており、

現在は、平成29年度までを計画期間とする第3次計画により、さまざまな施策を推進しているところでは。

第4次計画案におきましては、第3次計画までの趣旨を引き継ぎ、北海道の全ての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、家庭、地域、学校等が、より一層連携を進め、積極的にその環境整備を図ることを基本理念とし、総合的、計画的に施策を推進するために策定するものでございます。

○太田憲之委員 子どもの読書活動の推進に関する法律では、都道府県は、国の計画を基本として、都道府県子ども読書活動推進計画の策定に努めるとされているところであります。

現在、国は、第4次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画を策定中で、今後、パブリックコメントが行われるとのことではありますが、新しい施策が盛り込まれることが想定されていることから、道教委としては、道の計画と国の基本計画について、どのように整合性を図り、今後、どのように対応していく考えなのか、お聞かせ願います。

○船木生涯学習課長 国の計画との整合性についてでございますが、国では、次期基本計画の策定に向けまして、平成29年7月に、子供の読書活動推進に関する有識者会議を設置し、推進方策について検討が行われてきたところです。

この会議におきましては、読解力、創造力、表現力など、読書を通じて培われる力を育むためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけづくり、環境づくりが必要であることや、本を読まない高校生が多い現状を踏まえ、乳幼児期からの子どもの発達段階に応じた読書習慣の形成や、読書への関心を高める取り組みを推進する必要があることなどが論点としてまとめられたところです。

道教委では、これまで、こうした国の有識者会議で議論されてきた取り組みの方向性を踏まえまして、第4次計画の策定を進めてきたところであり、今後とも、国における施策の動向を注視しながら、施策の充実に努めてまいります。

○太田憲之委員 それでは、現行計画の策定から5年が経過し、読書活動にかかわる情勢も変化していると思われませんが、今回の計画の策定に当たっては、どのような点に留意してきたのか、特徴的なポイントとあわせてお聞かせ願います。

○船木生涯学習課長 第4次計画の特徴についてでございますが、平成25年度から29年度までを計画期間とします第3次計画の策定後、平成26年の学校図書館法の改正により、学校司書の配置が努力義務化されたことや、平成29年度からの学校図書館図書整備等5か年計画において、地方財政措置が拡充されたことなど、学校図書館の運営に関する国の施策が充実されてきたところです。

第4次計画の策定に当たりましては、こうした国の施策の動向や、国の有識者会議の議論を踏まえまして、具体的な取り組み例として、学級数に応じて設定された標準冊数の達成など資料等の整備や、グループ学習など児童生徒の主体的な学びを支える学習環境づくり、学校図書館を各教科等で活用した意欲的な学習活動など学校図書館の整備運営に関する内容の一層の充実を図る

こととしたところでございます。

○太田憲之委員 それでは次に、この計画案には、「家庭での読書の状況」や「市町村における読書活動推進計画の策定状況」など、8点の目標指標が設定されており、そのうち、3点は新たに設定されたものとのことでありますが、これらの目標指標の設定の考え方についてお聞かせ願います。

○船木生涯学習課長 目標指標の設定の考え方についてでございますが、第3次計画で設定いたしました目標指標のうち、「家庭での読書の状況」「学校における一斉読書の取組状況」など、五つの指標につきましては、いずれも、第3次計画期間では、おおむね数値は向上したものの、目標を達成していないことから、引き続き指標として設定することといたしました。

また、学校図書館が、読書センター、学習センター、情報センターとしての機能を発揮するためには、十分な資料を備え、適切な資料管理を行い、公立図書館等との連携が重要でありますことから、「学校図書館図書整備の状況」「学校司書の配置状況」「学校図書館における様々な人材との連携状況」の三つを新たな指標とし、目標値につきましては、全国平均を参考に設定したところです。

道教委といたしましては、今後、これらの目標の達成状況の把握と課題の明確化を図りながら、子どもの読書活動が推進されるよう、市町村教育委員会や関係団体と連携しながら、取り組みを進めてまいります。

○太田憲之委員 今、学校図書館のことが出ましたので、次にお伺いします。

「学校図書館等における読書環境の整備」では、「学校図書館図書整備の状況」が新たに目標指標に設定されまして、「学校等における読書活動の推進」では、具体的な取り組みとして、「学校図書館を活用した各教科等における児童生徒の主体的・意欲的な学習活動」が重点事項とされるなど、学校図書館の整備充実への取り組み姿勢がうかがえますが、道教委は、学校図書館の整備充実にこれまでどのように取り組んでこられて、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○船木生涯学習課長 学校図書館の整備についてでございますが、学校図書館は、児童生徒の読書活動の拠点となることはもとより、授業に役立つ資料を備えることにより、授業の内容を豊かにし、さらには、児童生徒の情報活用能力を育むなどの機能を有しており、学校図書館がこうした機能を発揮するためには、十分な資料を備え、校長のリーダーシップのもと、教職員が連携し、組織的、計画的に運営されることが大切であると考えているところです。

道教委といたしましては、これまで、学校図書館図書の冊数が標準を著しく下回る市町村や、学校司書が未配置の市町村につきましては、職員が直接訪問し、適切な措置がなされるよう要請しているほか、各市町村教育委員会等に対し、学校図書館の運営に関するさまざまな情報提供や助言等を行ってきたところです。

今後は、こうした取り組みに加え、学校図書館を効果的に活用した事例集を新たに作成、配付するなど、国が示した、学校図書館の運営に関するガイドラインを踏まえた機能の充実が図られ

るよう取り組んでまいります。

○**太田憲之委員** 新たな目標指標の中に、「学校図書館における様々な人材との連携状況」が掲げられているところではありますが、学校にとどまらず、家庭や地域を含め、社会全体で読書活動を進めることが重要であると考えます。

道教委として、この点に対してどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○**大川生涯学習推進局長** 家庭、地域、学校の連携についてでございますが、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や、読書活動に関するさまざまな活動を推進していくためには、子どもたちにとって最も身近な読書環境であります学校図書館が、公立図書館や公民館、民間サークル、ボランティアなどと密接に連携を図りながら、その機能を充実していくことが重要でありまして、第4次計画において、新たな目標指標として、「学校図書館における様々な人材との連携状況」を設定したところでございます。

これまで、道教委では、市町村教育委員会、小中学校等の教職員を対象とした実務研修会や各種会議等におきまして、学校司書の役割等について理解の促進を図りますとともに、学校図書館の運営に関するさまざまな情報提供や助言等を行ってきたところでございます。

今後におきましては、読書サークルなどのボランティアや保護者なども対象に加えた読書活動活性化フォーラムを開催しますとともに、その報告集をわかりやすく啓発資料として作成し、学校や市町村教育委員会に配付するなど、家庭、地域、学校での連携が進むよう取り組んでまいります。

○**太田憲之委員** この項目の最後になりますが、読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにして、人生をより深く生きる力を身につけていくために欠かせないものであります。その環境整備を北海道全体で進めていくためには、この計画を実効性のあるものにすることが重要であると考えます。

道教委として、今後、どのように取り組んでいくお考えなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 教育部長佐藤寛君。

○**佐藤教育部長** 計画の推進についてでございますが、読書活動は、多くの語彙や多様な表現に触れることで、子どもの豊かな感性や表現力、創造力を育成するなど、健やかな成長に不可欠なものでありまして、乳幼児からの発達段階に応じた読書活動を推進するためにも、保護者、子どもに最も身近な市町村において、家庭、地域、学校が連携し、地域の状況に応じた読書環境の整備を推進していくことが重要であると認識いたしております。

このため、道教委といたしましては、第4次計画で掲げました推進方策や具体的な取り組み例について、市町村教育委員会、学校、関係機関等の職員を対象とした各種会議等において理解を深めるとともに、子ども読書活動推進計画が全ての市町村で策定され、計画に基づき効果的な取り組みが実施されるよう、道立図書館や教育局による相談等の必要な支援を実施するなどしまして、社会全体で子どもの読書活動がより一層推進されますよう取り組んでまいります。

す。

○**太田憲之委員** るる御答弁いただきましたが、読書に関しては、各自治体やいろんなところでさまざまな施策を進めております。私の地元の自治体でも、小学校に対して、民間サークルのボランティアが、朝の活動のときに子どもに読み聞かせをするなど、より活字に触れさせることをしているところであります。

私自身も、小学生のときのことを考えますと、学校の先生がやってくれた読書マラソンで、同級生とこぞって、本をたくさん読むのを競い合っていました。そうしているうちに、自然に本に触れる習慣がついて、今も本を読むことが苦痛ではないし、当時、たくさん本を読んだおかげで、語彙がふえ、言葉をいろいろ知って、その後の生活に非常に役に立っていることを今になっても体感しているところでございます。

ぜひとも、子どもの読書活動推進計画につきましては、充実に向けて進めていただきますことを心から期待して、次の項目に移りたいと思います。

それでは次に、学校給食についてお伺いをしていきたいと思っております。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達や、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、学校給食の普及、充実を図ることで、学校における食育の推進につなげることも期待されておりますので、食育の充実などの観点から、学校給食における地場産物の活用や、学校給食費の公会計化などについて、何点か伺ってまいりたいと思っております。

まず初めに、学校給食における地場産物の活用についてであります。

最近、道内の学校給食における地場産物の利用率が低下していると報じられておりましたが、学校給食で地場産物を活用することは、給食の安全、安心の一層の確保につながり、子どもたちに地元食材のよさを伝える食育の観点などからも重要であると考えます。

これまでも、地場産物の活用の取り組みが進められてきたところではありますが、学校給食における地場産物の活用の意義について、道教委の認識をまずお聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 健康・体育課長宮岡孝博君。

○**宮岡健康・体育課長** 地場産物を活用する意義についてでございますが、道教委といたしましては、学校給食に地場産物を取り入れ、食に関する指導の生きた教材として活用することは、子どもたちが、身近な食材を通じて、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めますとともに、郷土を愛する心や食への感謝の念を育むことができますほか、身近な生産者等により生産された新鮮で安全な食材を確保できるなど、食育の推進や、安全、安心な学校給食を提供する上で、意義あるものと考えているところでございます。

○**太田憲之委員** 地場産物の活用を促進しているにもかかわらず、地場産物の利用率が低下していると伝えられているところでありますが、実際にどのような状況になっているのか、また、利用率が低下している問題点をどのように認識しているのか、お聞かせ願います。

○**宮岡健康・体育課長** 地場産物の活用状況についてでございますが、道教委が、道立学校及び市町村の学校給食調理場を対象に行った調査では、学校給食の食品購入金額に占める地場産物の

割合は、平成27年度実績が66.6%でございまして、前回の調査である平成25年度の68.5%に比べ、1.9ポイントの減となっており、主食に使用する米やパンなどと牛乳を合わせた割合は97%で、0.4ポイント増加しておりますが、副食に使用する農畜産物や水産物などを合わせた割合は46.2%で、2.1ポイント減少している状況でございます。

また、同じ調査の、地場産物の使用拡大のための問題点に関する調査項目では、地場産物全体を通して価格が高い、量を確保することが難しいとの回答や、農産物は使用時期が限定されるとの回答が多いことから、道教委といたしましては、購入価格や、年間を通じて安定的に食材を確保することなどに課題があると認識しているところでございます。

○太田憲之委員 地場産物の活用を促進するためには、食材の選定方法などの現状を分析し、検討を進める必要があると考えますが、学校給食に使用される食材は、地場産物も含め、どのように選定されているのか、また、購入方法についてもあわせてお聞かせ願います。

○宮岡健康・体育課長 学校給食に使用する食品の選定等についてでございますが、道内の多くの市町村におきましては、校長や共同調理場長を初め、栄養教諭、保護者等で構成する、食品選定のための委員会を設置し、食品の品目、規格、価格に関することや、安全性の確保、地場産物の活用などについて協議を行い、食品を選定しているところでございます。

また、食品の購入につきましては、委員会での協議を踏まえ、保健所等の助言を受けながら、十分な衛生知識を持った、信用のおける卸売業者や小売業者、生産者などを食品納入業者として選定し、市町村一括や各調理場ごとに見積もり合わせを行うなどにより、購入しているものと承知しているところでございます。

○太田憲之委員 学校給食に地場産物を活用することは、安全、安心、食育の面はもとより、ふるさと教育や地場産業の振興においても重要なことから、取り組みを一層進めていく必要があると考えるところでございます。

また、子どもたちの食を取り巻く環境については、偏食や朝食の欠食等、食習慣の乱れに起因する肥満、生活習慣病などが問題となっており、子どもたちが、食べることの大切さや食に関する正しい知識を身につけるための学校の食育の役割は、ますます重要性を増してきているところでございます。

道教委は、地場産物のさらなる活用の促進や食育の充実に、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お聞かせ願います。

○岸指導担当局長 地場産物の活用などに関する今後の取り組みについてでございますが、地場産物の活用については、これまで、学校給食調理コンクール、北海道学校給食研究大会などにおきまして、地場産物を活用した特色ある献立や調理の工夫の研究、事例紹介を行うなど、活用促進に向けた普及啓発を行ってきておりまして、今後とも、こうした取り組みのほか、各種研修会などを通じて、学校給食関係者に対し、地場産物の積極的な活用を働きかけてまいります。

また、食育の推進につきましては、これまで、子どもたちに食に関する正しい知識を理解させ、望ましい食習慣の定着を図ることを目指して、教員等を対象とした食育推進研修協議会など

【第2分科会 3月15日 第4号】

におきまして、食に関する指導の工夫改善等について協議を行うほか、道教委が指定したモデル校において、栄養教諭を中心に、学校全体で、家庭や地域の生産者等と連携し、家庭における食生活の改善に取り組む事業などを進めてきたところでありまして、今後は、モデル校における実践事例集を作成し、広く普及するなどいたしまして、学校、家庭、地域が連携した食育の推進に一層取り組んでまいります。

○**太田憲之委員** 今、るる御答弁いただきました。

他府県の状況を見ますと、いろいろ特色ある活動をやっておりますが、特に、北海道は、他県に負けないおいしいものがたくさんありますので、そういったよさを子どもの段階からしっかりと教えて、これからも、北海道のよさを体験し、それぞれ羽ばたいていってもらうように進めていただきたいなと思うところがございます。

それでは、次の質問ですが、学校給食費の公会計化についてお伺いをしていきます。

学校給食費の公会計化は、金銭事故の防止にとどまらず、道教委が策定を進めております、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」で、本来担うべき業務に専念できる環境の整備の一つとして、給食費の公会計化の促進や徴収・管理業務の負担軽減が掲げられていることから、今後一層、取り組みが進められていくものと考えます。

学校給食費の取り扱いにつきましては、自治体の歳入歳出予算に計上する公会計方式と、それ以外の私会計方式に分けられるということではありますが、道内における学校給食費の公会計化の状況について、まずお聞かせ願います。

○**宮岡健康・体育課長** 学校給食費の公会計等の状況についてでございますが、本道における状況は、平成29年10月現在、学校給食を実施しております179市町村のうち、給食費を徴収しているのは163市町村でございます。このうち、公会計処理をしている市町村が95、私会計で処理をしている市町村が68となっております。

○**太田憲之委員** 給食費の公会計化がアクション・プランに掲げられているとのことですが、昨年12月に示された、国の、学校における働き方改革に関する緊急対策では、それぞれの業務を適正化するための取り組みの中で、登下校に関する取り組みと、学校徴収金の徴収、管理が両輪とされて、学校徴収金の徴収、管理については、学校給食費は公会計化することを基本に、国が導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促すとし、それ以外の学校徴収金についても取り組みを進めることとしているところであります。

道教委では、学校給食費を初めとする学校徴収金の公会計化をどのように認識しているのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 服務担当課長伊賀治康君。

○**伊賀服務担当課長** 学校徴収金についてでございますが、中教審の、学校における働き方改革に関する中間まとめの中で、学校徴収金の徴収、管理は、基本的には学校以外が担うべき業務と示されたことを踏まえまして、文部科学省では、働き方改革に関する緊急対策におきまして、業務の役割分担、適正化を着実に実行するための方策の一つとして、各地方公共団体に学校徴収金

の公会計化を促すとされたところでございます。

このため、道教委といたしましては、アクション・プランにおきまして、市町村教育委員会に対し、給食費の徴収、管理等の業務を学校の設置者である地方公共団体が行うよう働きかけるほか、学校が関与する場合であっても、事務職員等に業務移譲するなど、教員の業務としないようにすることを促すこととしたところでございます。

○**太田憲之委員** ただいま、いろいろ御答弁いただきましたが、学校徴収金につきましては、今後、学校給食費を中心に公会計化を一層推進し、教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備を実現していく必要があるのではないかと考えますが、道教委としては、この取り組みをどのように進めていくお考えなのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 総務政策局長土井寿彦君。

○**土井総務政策局長** 公会計化の推進についてでございますが、文部科学省が示した、働き方改革に関する緊急対策によりますと、学校給食費については公会計化することを基本とした上で、地方公共団体がその徴収、管理を行っている先行事例も踏まえ、文部科学省において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化をするよう促すとされておりました。さらに、それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた好事例を提示するとしております。

道教委といたしましては、今後、こうした国の動向を注視するとともに、給食費については、市町村教育委員会に対し、みずから徴収、管理の業務を行うよう働きかけることなどにより、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めてまいりたいと考えてございます。

○**太田憲之委員** それでは、次の質問に移ります。

次に、アートギャラリー北海道の取り組みについてであります。本年度、道立近代美術館が開館40周年を迎え、昨年のゴッホ展が20万人もの美術ファンでにぎわったほか、先月の三岸好太郎美術館のリニューアルオープンなど、道内の美術界では明るい話題が続いているところでございます。

こうした中、新年度から「アートギャラリー北海道」推進事業を展開するための予算が提案されておりますので、この事業の目的や取り組みなどについて、順次伺ってまいりたいと思っております。

まず初めに、道立美術館と、道内各地にある公立、私立の美術館が連携したアートギャラリー北海道という新たな取り組みが予定されているところでございますが、この事業の趣旨と、取り組みが目指すところについてお聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 文化財・博物館課長小松智子さん。

○**小松文化財・博物館課長** 事業の趣旨などについてでございますが、道内には、道立美術館のほか、個性的で多様なコレクションを収集、展示している公立、私立の美術館や文化施設が多数ありまして、それぞれの特色を生かして芸術文化活動を展開しているところでございます。

アートギャラリー北海道の取り組みでは、こうした道内の美術館等が、施設や収蔵作品を互い

に紹介したり、協働して効果的なPR活動や魅力的なイベントを展開することなどを通じまして、道民はもとより、本道を訪れる国内外の多くの方々に芸術文化を紹介、発信することによって、美術館を行き交う人々があふれ、北海道全体がアートの舞台となることを目指しているものでございます。

○太田憲之委員 道内各地にはいろいろな美術館が設置されておりますが、人口減少や余暇の過ごし方の多様化により、総じて、来館者の伸び悩みなどの課題を抱えていると伺っているところでございます。

道内には、公立、私立を含めて、どのくらいの美術館があるのか、また、この事業に連携して取り組んでおられる美術館数をあわせてお聞かせ願います。

○小松文化財・博物館課長 道内の美術館数についてでございますが、道内には、各圏域ごとに設置している六つの道立美術館、芸術館のほかに、市町村立美術館や、企業が設置、運営している美術館、さらには、個人や団体が運営しているギャラリーなど、およそ100の美術館が設置されております。

道教委では、これら美術館や市町村に対しまして、昨年10月に策定した「アートギャラリー北海道」展開方針について情報提供をするとともに、全ての道立美術館、芸術館を会場に、具体的な取り組み内容や進め方などについての説明会を行うなど、理解の促進と参加の働きかけを行ってきたところでございます。

その結果、現時点におきましては、70の美術館から参加の意向をお示しいただいているところでありまして、今後、全道の美術館と連携協力し、多様な鑑賞機会の提供を初め、魅力あるイベントや効果的なPR活動などに取り組んでいく考えでございます。

○太田憲之委員 これまでも、美術館では、展覧会の企画に応じまして、美術館同士での作品の貸し借りが行われていると伺っておりますが、各美術館が連携して取り組むとしているこの事業では、展覧会の開催方法など、具体的にどのような取り組みを展開していくお考えなのか、お聞かせ願います。

○小松文化財・博物館課長 各美術館との連携についてでございますが、美術館事業の柱となる展覧会事業につきましては、作品の紹介を通じて、所蔵する美術館に訪れていただけるような展覧会を開催するほか、展覧会に関連したワークショップやコンサートなどの各種イベントを複数の館が連携して実施するといった新たな企画などによりまして、美術を初めとする芸術文化により親しんでいただける機会を提供していくこととしております。

さらには、全道各地の美術館をめぐっていただくためのスタンプラリーの実施や、連携する全ての美術館が、共通のロゴマーク、ポスター、チラシを使用し、単独では困難な効率的な広報活動を、道の包括連携協定締結企業などの協力も得ながら展開するほか、専用のホームページを開設して、連携する美術館を紹介するなど、さまざまな方策を活用し、美術館の魅力を発信してまいります。

○太田憲之委員 道立の美術館としては、札幌の近代美術館と三岸好太郎美術館、旭川、函館、

帯広の各美術館、それに釧路芸術館が拠点ごとに設置されており、その施設規模や機能から、地域における重要な役割を担っているところでございます。

この事業で各道立美術館が担うこととなる役割と、どのような事業展開を考えているのかをあわせてお聞かせ願います。

○小松文化財・博物館課長 道立美術館の役割と事業展開についてでございますが、道立美術館は、アートギャラリー北海道の取り組みを進める上での拠点美術館といたしまして、圏域内の美術館との連携に主導的に取り組むほか、美術館相互の連絡調整を行う役割を担うこととしております。

新年度におきましては、アートギャラリー北海道の第1弾といたしまして、函館美術館において、江差町、松前町、函館市、伊達市との連携による、4市町ゆかりの文化財を一堂にごらんいただく展覧会「北のさきがけ 道南四都物語」を4月下旬から開催するのを初め、帯広美術館では、鹿追町の神田日勝記念美術館と連携して、神田日勝や道東ゆかりの作家の作品を紹介するなど、全ての道立美術館におきまして、こうした連携による展覧会を開催することとしております。

このほか、連携する施設をめぐる美術館ツアーを初め、展覧会にちなんだ作品制作を体験するワークショップや、「みんなのアートプロジェクト」の名称を冠した児童生徒向けの美術体験事業など、協働による各種イベントを実施してまいる考えでございます。

○太田憲之委員 道立美術館がその役割が十分に果たしていくとともに、道内各地の美術館が積極的にかかわり、連携して、各地域でさまざまな取り組みを進め、地域を盛り上げていくことも重要であります。これからの北海道を担う若い世代の芸術家たちにも活躍してもらおうような取り組みが必要であると考えます。

アートギャラリー北海道では、この点に関しまして、どのような取り組みが予定されているのでしょうか、お聞かせ願います。

○大川生涯学習推進局長 若手芸術家の育成についてでございますが、本道における芸術文化の発展のためには、先人たちがこれまで残してくれたすばらしい作品を広く紹介し、未来に引き継いでいくことはもとより、これから活躍が期待される若い作家たちが、意欲的な作品を制作し、発表できる環境を整えることも大切であると考えております。

このため、三岸好太郎美術館では、本年度から、新たに、若手作家の作品を発表する展覧会を定期的で開催するほか、若手演奏家によるコンサートを開催するなど、道内の若手芸術家の活躍の場を積極的に提供していく考えでございます。

さらには、アートギャラリー北海道の初年度を象徴する取り組みといたしまして、道内の高校生が北海道の未来をイメージする絵画「北海道みらい地図」を共同で制作し、若い世代のみならずエネルギーや未来への熱い思いを、北海道150年事業と連動して発信してまいる考えでございます。

○太田憲之委員 先人たちの功績をたたえ、未来に引き継いでいくために、これから活躍する若

【第2分科会 3月15日 第4号】

い芸術家たちを育てていくことは、北海道150年事業の趣旨そのものではないかと考えますが、今回の新たな取り組みが、本道の芸術文化のさらなる振興と、美術館を核とした地域振興につながることを期待するところでございます。

アートギャラリー北海道は、北海道150年事業と連動した事業とのことでありますが、この取り組みの成果を北海道の未来にどのようにつなげていこうと考えているのか、お聞かせ願います。

○**笹田浩委員長** 教育長柴田達夫君。

○**柴田教育長** 北海道150年事業とのかかわりについてでございますが、アートギャラリー北海道の取り組みを展開するに当たりまして、本年が、北海道と命名されてから150年を迎えることから、近代美術館では、幅広いコレクションの中から、北海道の美術を彩ってきた片岡球子や木田金次郎などの作品を紹介することといたしております。また、旭川美術館では、松浦武四郎ゆかりの地である音威子府村で、ダイナミックな造形世界を切り開いた砂澤ビッキの彫刻作品を紹介するとともに、豊かな自然と触れ合い、ものづくりを通して、みずからの夢を創造するおとねっふ美術工芸高校の魅力を紹介するなど、全ての道立美術館において、北海道の美術史に加え、それぞれの地域の歴史を振り返ることができる展覧会や、さまざまな関連イベントを展開することといたしております。

道教委といたしましては、北海道150年事業と連携した美術館における一連の取り組みや、先ほど申し上げました、高校生による「北海道みらい地図」の制作などを通じ、先人の貴重な財産を次世代に引き継ぐ機運を高めるとともに、アートギャラリー北海道の取り組みの一層の充実を図ることによりまして、芸術文化を通じて、本道の魅力を内外に広く発信してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**太田憲之委員** アートギャラリー北海道という新たな取り組みによりまして、美術館や芸術文化を中心に、地域の活性化が図られ、北海道全体が盛り上がることを大いに期待するところでありますが、広大な北海道には、美術館や芸術作品以外にも、例えば恐竜の化石など、幅広い世代の人々を引きつける魅力的な地域資源、アイヌ文化など、各地で古くから受け継がれてきた文化財などが数多くあり、このような資源や文化財などを、さまざまな取り組みの中で積極的に活用していくことも必要であると考えます。

そして、それをつなげていくためには、道教委の積極的な関与が必要不可欠であると考えます。

アートギャラリー北海道は、いろんな地域をつなげる本当に大きな事業となると思いますので、北海道博物館等とも連携し、しっかりと市町村を応援する活動にさせていただきますことをお願い申し上げまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○**笹田浩委員長** 太田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

藤川雅司君。

○藤川雅司委員 通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

政府は、3月13日に、2022年4月から18歳を成人とするなどの民法改正案を閣議決定し、今国会に提出したとの報道がありました。

成人年齢は、1876年——明治9年に発布された太政官布告で20歳と定められて、約140年間、維持してきたわけですがけれども、民法の成人年齢は、多くの法律の基準となっておりまして、経済などさまざまな分野に影響が及んでいくと考えられます。

御存じのとおり、発端は、憲法改正の手続を定めた国民投票法が2007年に成立し、国民投票の投票権年齢を原則18歳以上とし、附則で、選挙年齢を定める公職選挙法と、成人年齢を定める民法について検討を加えるとしたことによるものであります。

その結果、公職選挙法が先に改正され、18歳から選挙権を有することになったわけでありませう。18歳といいますと、ほとんどが高校生ということになるわけでありまして、後でも幾つか議論をしたいと思っております。

まず、主権者教育について伺います。

主権者教育につきましては、私も、これまで何度か道教委の皆さんと議論を重ねてきたところであります。

昨年の第48回衆議院議員選挙におきましては、全体の投票率も、北海道が60.3%、全国が53.68%と低かったのですが、18歳と19歳の合計では、北海道が45.97%、全国が40.49%、18歳では、北海道が54.22%、全国が47.87%、19歳では、北海道が37.93%、全国が33.25%と、一昨年の参議院選挙と同様に、18歳、19歳の投票率が低かったわけです。

このことについて、道教委はどう捉えているのか。高等学校における主権者教育の効果が余りあらわれていないのではないかなというふうに思うわけですが、所見をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 高校における主権者教育についてでございますが、昨年、国が公表しました第48回衆議院議員総選挙年齢別投票者数調べでは、本道の投票率は、18歳が54.22%、19歳は37.93%で、18歳と19歳とを合計した投票率は45.97%であり、全国と比較いたしますと、18歳で6.35ポイント、19歳で4.68ポイント、合計で5.48ポイント高くなっております。

また、一昨年の参議院選挙の投票率との比較では、18歳と19歳との合計で2.59ポイント高くなっており、道教委といたしましては、学校におけるこれまでの指導の成果が一定程度出ているものと考えているところでございます。

しかしながら、北海道全体の投票率の60.3%との比較では、14.33ポイント低いという結果でありましたことから、道教委といたしましては、生徒が、政治参加の重要性や選挙の意義について理解を深め、有権者として、みずからの判断で権利を行使できるよう、指導の充実に一層努める必要があると考えております。

○藤川雅司委員 確かに、参議院選挙よりはちょっと上がっている、あるいは全国を上回ってい

【第2分科会 3月15日 第4号】

るということではありますが、50%を切る、40%を切る状況は余りよろしくないというか、低いことには変わりはないわけであります。

それで、今回の衆議院選挙は、突然の選挙であったこと、あるいは争点がよくわからないことが全体の投票率を下げたというふうにも言われております。

来年4月には、統一地方選挙ということで、道内においても、多くの自治体で首長あるいは議員の選挙がありますが、地方自治体の選挙は、選挙の争点も、身近な問題が多くあります。

そういう意味では、地域の身近な課題を取り上げながら、選挙への関心を高め、主権者としての意識を高めるいい機会だというふうに思うわけですが、統一地方選挙を意識した主権者教育の取り組みについてどのように考えているのか、お伺いたします。

○山本高校教育課長 主権者教育の取り組みについてでございますが、これまで、道内の高校においては、政治的教養を育む教育の充実に向け、公民科において、主権者としての政治参加のあり方などについて学習するほか、例えば、総合的な学習の時間などで、選挙管理委員会と連携した模擬選挙や、地方議会の視察、地域住民の意見を聴取しながら地域の課題の解決策を探る学習を行うなどの実践的な学習が行われてきているところでございます。

道教委といたしましては、今後行われる統一地方選挙も視野に、これまでの取り組みの充実を図ることはもとより、学校が地域や関係機関等と連携して取り組んでいる実践的な事例を各学校に提供するなどして、高校生が、地域の課題の解決に向けて主体的に取り組む、政治や選挙について理解を深める学習が一層充実するよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○藤川雅司委員 選挙の投票率は、一義的には政治家の問題であると私も思いますが、家庭や地域、さらには学校での主権者教育も非常に重要というふうに思いますので、ぜひ、高校における主権者教育についても充実していただきたいと思います。

それで、高校における主権者教育はもちろん大切なのですが、私は、もう少し早い段階の中学校からの主権者教育も重要だというふうに考えております。

平成28年12月には、中央教育審議会が、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」という答申をまとめました。この答申を受けて、文部科学省が、平成29年3月に、小中学校の次期学習指導要領を告示したわけでありませう。

次期学習指導要領は、小学校では2020年4月から、中学校では2021年4月から完全実施をされます。

中教審の答申では、ポイントの一つに、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の^{かん}涵養）」を挙げておりますし、「現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力」の一つとして、「主権者として求められる力」を挙げているわけでありませう。

ちょっと長くなりますけれども、引用させていただきます。

議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しよ

うとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校から体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。

また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となる。

こういうふうの中教審の答申では書かれているわけであります。

このような状況を受けて、中学校からの主権者教育にどう取り組んでいくのか、伺います。

また、2016年3定の一般質問のやりとりで、文部科学省に、中学校における副教材の作成について要望していくとのことでしたが、その後の状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 義務教育課長波岸克泰君。

○**波岸義務教育課長** 中学校の主権者教育についてでございますが、新しい中学校学習指導要領では、社会科を初め、技術・家庭科や道徳科、特別活動など、各教科等の関連を図って、よりよい社会の実現を視野に、国家、社会の形成に主体的に参画しようとする力など、主権者として必要な資質、能力を育成することが重視されております。

道教委では、これまで、主権者教育が求められる背景や意義などにつきまして、教育課程に関する研修会等で説明してきており、今後は、実践例も含めて、教育課程編成の手引に掲載し、道内の中学校の全ての教員に配付しますほか、指導主事による学校訪問等で、資料を活用して指導助言するなどして、各学校における主権者教育が充実するよう支援してまいります。

また、これまで、国に対し、中学校の主権者教育の推進に役立つ副教材などの資料を作成するよう働きかけてきたところであり、今後も、引き続き国に要望してまいります。

○**藤川雅司委員** さきの参議院選挙の前に、国で高校生向けの副教材が作成され、高校生のみんなに配られて、私も見ましたけれども、大変よくできているなという感想もありました。ある意味、中学生の段階から、全国共通で使える教材があったほうが、現場ではやりやすいという面もあるかと思しますので、ぜひ、国への要望を今後も続けていただきたいというふうに思います。

次ですが、高等学校の新学習指導要領については、まだ告示されていませんけれども、公民科に公共という科目が設置されるという内容になっています。

高校の新学習指導要領と主権者教育についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○**山本高校教育課長** 高等学校の新学習指導要領についてでございますが、本年2月14日に文部科学省が公表した、高等学校学習指導要領の改訂案では、公民科に新設される必履修科目の公共の目標といたしまして、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民

主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質、能力を育成することを目指すことを掲げており、各学校における指導に当たり、地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の涵養に向けて、民主政治の推進における選挙の意義について指導することなどの方向性が示されております。

また、公民科の選択科目でもあります政治・経済では、主権者としての政治に対する関心を高め、主体的に社会に参画する意欲を持たせるよう指導することなどの方向性が示されているところでございます。

○藤川雅司委員 成人の年齢も18歳になりそうなのですがけれども、中学校、高校での体系的な主権者教育をしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、人権教育についてお伺いをいたします。

高校で行われているさまざまな指導や教育についてなのですが、一部の高校で、校則などによって髪の毛の色について決められていて、黒い髪に染め直させるような指導が行われた、そのことで不登校になった生徒がいる、そして訴訟になっているという報道がありました。

髪の毛の色などを校則で決めるなどということは人権侵害であると私は考えるわけですが、道教委の見解をお伺いいたします。

○笹田浩委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川端雄一君。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 高校の校則についてでございますが、校則は、学校が、自校の教育目標を達成するため、必要かつ合理的な範囲内において制定するもので、生徒の行動などに一定の制限を課すことはあるものと考えているところでございます。

学校が校則に基づいて指導する際には、一人一人の生徒に応じて適切な指導を行うことはもとより、生徒が、校則を自分のものとして捉え、自主的に守るように、内面的な自覚を促す指導が重要であり、規則にとらわれて、規則を守らせることのみでの指導に陥らないよう注意を払う必要があります。今後とも、こうした考えを徹底してまいる考えでございます。

○藤川雅司委員 それは大阪の高校だったと思うのです。我々は報道でしか情報を得ていませんけれども、本当に人権侵害ではないかと思われるような、染める染めないとか、外国人で髪の毛が黒くなかったら染めてもらうとか、そういうやりとりがマスメディアで報道されているわけです。今は訴訟中ということもありますから、そのことについて、ここで議論するつもりはないのですが、ちょっといかがなものかなと思っております。

その上で、人権教育についてですが、生徒といえども、人格を持った一人の人間でありますから、人権の重要性を教えることも必要ですし、いじめや虐待の防止も、人権という観点から取り組んでいくことが重要だと思います。

そこで、人権教育についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 人権に関する教育についてでございますが、高等学校におきましては、中学校の社会科及び道徳との関連を図りながら、公民科の中で、基本的人権の保障や法の支配、民

主義、人間の尊厳と平等、生命への畏敬などについて学ぶとともに、学んだ知識を活用して、現代社会の諸課題等について、生徒がグループや個人で考察し、現代社会に生きる人間としてのあり方や生き方を深く考える学習などが行われてきているところがございます。

また、特別活動などにおきまして、お互いの違いやよさを認め、誰に対しても公正公平に接することの大切さを理解させることを狙いとして、例えば、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論する活動、望ましい人間関係を築くための対話型のワークショップなどの取り組みが行われておりまして、いじめの未然防止などとも関連づけながら、学校の教育活動全体を通じて、人権に関する教育の充実を図ってきているところがございます。

○藤川雅司委員 人権教育に関して、人間の尊厳、平等などについて学ぶ、あるいは、お互いの違いやよさを認めるという基本的スタンスで行っているとの御答弁でした。そういうことからすると、例の髪の毛の色などに係る校則については、非常に人権侵害だと言わざるを得ないのではないかなと指摘しておきます。

次に、ワークルール教育についてお伺いをいたします。

これまで、道内の各高等学校では、雇用などについての講義はされていると思うのですが、高校生ともなると、アルバイトで働き手として社会に参加する場面もあろうかと思えます。

しかし、一方で、知識がないがために、ブラックバイトと言われるような、長時間労働や賃金未払いなど、いわゆる搾取されるばかりの状況に追い込まれる事例も出ております。

ブラックバイトを防ぐには幾つかのポイントがあると指摘されている方もおりますが、高校生あたりでのワークルール教育の重要性を指摘する先生もおります。

社会人、労働者として、働き方のルールなどの知識を持つておくことが大切だと私は思いますが、ワークルールなど、労働に関する教育についてどのように行っているのか、お伺いいたします。

○山本高校教育課長 労働に関する教育についてでございますが、これまで、道内の各高等学校等では、公民科の授業において、雇用のあり方や労働基本権の保障などの学習に取り組んできており、道教委といたしましては、各学校の教育の充実に資するよう、14教育局に配置している進路相談員の研修会において、労働法制をテーマとした講義や演習を行うほか、知事部局と連携し、働くときに必要となる知識などをわかりやすくまとめた「働く若者ルールブック」を各学校に配付するとともに、弁護士や社会保険労務士を講師として、労働に関する基礎知識などを学ぶ高校生等労働教育啓発事業を実施するなどしてきているところがございます。

今後におきましても、こうした取り組みの充実を図るとともに、厚生労働省が開催する、高校の教員を対象とした、労働法などに関するセミナー等の啓発を積極的に行うなど、関係機関等との連携を一層深め、高等学校における労働に関する教育の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○藤川雅司委員 厚生労働省が、過労死を防ぐために、全国の中学校、高校などに遺族の方や弁護士を講師として派遣する啓発事業に取り組んでいます。この事業を担って、命の大切さ、命よ

り大切な仕事はないと、家族を失う痛みを訴えている弁護士の方もおられます。

厚労省では、道德の時間を活用してもいいと言っているようですが、このような事業を活用してみるのもいいのではないかというふうに思います。所見をお伺いいたします。

○**笹田浩委員長** 指導担当局長岸小夜子さん。

○**岸指導担当局長** 厚生労働省の事業についてでございますが、厚生労働省では、平成28年度から、中・高校生などが労働問題や労働条件の改善などについて理解を深めることができるよう、同省に直接応募した学校に、労働問題に関する有識者等を講師として派遣する過労死等防止対策等労働条件に関する啓発事業を実施しており、道内においては、平成28年度は、中学校の1校、高校の2校が、29年度は、中学校の2校、高校の2校が本事業を活用したと承知しております。

本事業は、生徒が、将来の生活や社会、職業などとの関連について考え、意識を高める機会となりますことから、今後、道教委では、本事業を活用した学校の実践事例を収集し、道教委のウェブページに掲載するなどいたしまして、広く普及してまいる考えでございます。

○**藤川雅司委員** 学校の教科以外の教育は、なかなか体系的ではないといいますが、それぞれ個別の教科で教えているということなので、そこら辺の改善も必要なのかなと思います。

冒頭に触れましたけれども、18歳で成人となりますと、携帯電話や各種ローンなどの契約を、親の同意がなくても交わせるようになります。今までは、高校を卒業し、独立して生活するときに、車を買おうかなと思って、ローンが組めなかったのが、そういうことができるようになるわけですが、一方で、成人になるわけですから、今まで保護を受けていたこと——未成年者とわかっていて契約したらだめだということなどがあるわけですが、逆に、そういう保護を受けられなくなるケースも出てきます。

したがって、18歳から、消費者としての自覚が必要になってくるわけで、高校における消費者教育が重要になってくると思います。

食の安全、安心に関する問題、あるいは環境問題、悪徳商法による被害、多重債務等の消費生活に関する社会問題も、今、複雑化、深刻化する状況にあります。

一人一人が自立した消費者として安心して生活を営むためにも、消費者教育が大切だと考えますが、高校における消費者教育についてどのように取り組まれているのか、お伺いをいたします。

○**山本高校教育課長** 高校における消費者教育についてでございますが、道教委といたしましては、消費生活に関する問題が複雑化、深刻化する中、消費者被害を未然に防ぐためには、生徒に、消費者としての自覚を持たせ、主体的に判断し、適切に行動できる能力を身につけさせることが重要であると考えております。

こうしたことから、これまで、道内の高校では、学習指導要領に基づき、例えば、家庭科において、具体的な事例を示しながら、電子マネーの普及などによるキャッシュレス社会が家計に与える利便性や問題点、多重債務問題の原因、消費者としての必要な対応などについて指導するほか、学校によっては、北海道消費者協会との連携による、契約と悪徳商法などをテーマとした講

義等も行われるなど、実践的、体験的な学習に取り組まれており、道教委といたしましては、各種研修会の機会にこうした事例を普及するなどして、消費者教育の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○藤川雅司委員 最後に、今後の取り組みについてお伺いをいたします。

18歳への選挙権の引き下げが行われ、さらに、18歳で成人ということになりますと、小中学校から高校までの体系的な主権者教育の充実を図っていくことが求められると思います。教育体系の抜本的な見直しは迫られるのではないかなという気がします。

この間、議論してきました主権者教育とは、単に選挙のときに投票に行くということではなく、例えば、選挙を契機として、広く国家社会の形成者としていかに社会と向き合っていくかということが、この教育の大きなポイントになってくると思います。子どもたちにとっては、消費者教育を初め、人権、いじめ、虐待、ワークルールなど、消費者や生活者として社会にどう参画していくのか、こういうことを身につけることができる教育が重要だと思います。これが、小・中・高校の現場においても大きなテーマとなりますし、人間性を形成する教育がさらに求められることとなると思います。

このような大きな意味での主権者教育、消費者教育を初め、社会に参画する人物に育てていく教育に、今後、どのように取り組んでいくのかお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。

○笹田浩委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 今後の取り組みについてでございますが、これからの社会を担う児童生徒には、主権者として、社会の中で自立し、他者と協力しながら社会を生き抜く力や、社会の一員として、地域の課題解決を主体的に担う力などが求められており、道教委といたしましては、児童生徒の発達段階に応じた体系的な主権者教育を通して、こうした力を身につけさせることが大変重要であると考えております。

このため、道内の学校におきましては、例えば、法や決まりの意義について理解を深める学習や、今日的な社会の課題について調べ、解決の方策を考える探求的な学習のほか、職業体験やボランティア活動を通じて社会に貢献する態度を育む体験的な学習、さらには、働くことと関連づけて自分の生き方を考える学習などが行われてきたところでございます。

道教委といたしましては、今後においても、こうした学習をなお一層充実させるよう、小・中・高の学校種間での取り組みを共有する機会を設けるとともに、学校、家庭、地域が互いに連携するなどして、児童生徒が、主権者として求められる資質、能力をしっかりと身につけることができるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○藤川雅司委員 ありがとうございました。終わります。

○笹田浩委員長 藤川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

内田尊之君。

○内田尊之委員 それでは、通告に従いまして、教育庁所管事項に係る質問をさせていただきます。

最初に、学校における働き方改革についてであります。さきの常任委員会で、学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」案が報告されました。

我が党の代表質問では、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフの配置等による、本来業務に専念できる環境の整備や、部活動休養日の実施等による、指導負担の軽減などの取り組みが示されているアクション・プランを実効性あるものとするための取り組みについて伺いましたが、改めて、具体的に何点か伺ってまいりたいと思います。

まず、スクール・サポート・スタッフについてお伺いいたします。

学校における働き方改革を進めるためには、教員が、授業や授業準備等に集中し、教育の質を高めていくことが重要でありまして、国は、授業で使用する教材等の印刷業務など、小中学校の教員を補助するスクール・サポート・スタッフの予算を措置したところであります。

道も、それを財源に、スクール・サポート・スタッフ配置のための経費を予算案に計上しておりますが、道教委は、配置事業による効果をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 教育政策課長名子学君。

○名子教育政策課長 スクール・サポート・スタッフについてでございますが、スクール・サポート・スタッフは、学校における働き方改革を推進する取り組みの一環として、国の補助事業を活用し、学習プリント等の印刷、配付準備、授業準備の補助など、児童生徒と直接的なかわりが少ない事務作業を行う非常勤の職員を学校に配置するものでございます。

同様の取り組みを実施している都府県等におきましては、教員の退勤時間が1時間程度早まったという例も見られておりますことから、道教委といたしましては、スクール・サポート・スタッフの配置により、教職員の時間外勤務の縮減につながることを期待しているところでございまして、配置の効果の検証をしっかりと行ってまいります。

○内田尊之委員 今、スタッフ配置による効果を期待していると答弁されたわけでありませうけれども、それでは、その配置の考え方についてお伺いいたします。

道内には、多くの小学校や中学校があります。しかしながら、今回予定されているスクール・サポート・スタッフの数が限られていることを考えますと、配置先がかなり限定されると思います。その中で、どのように配置校を決めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○名子教育政策課長 配置の考え方についてでございますが、文部科学省によると、スクール・サポート・スタッフの配置につきましては、小学校は25学級以上、中学校は20学級以上の学校数を予算積算の基礎としており、実際の配置に当たりましては都道府県で検討することとされております。

道教委といたしましては、こうした国の考え方も踏まえまして、市町村教育委員会の配置希望を調査した上で、配置を希望する学校の学級数、時間外勤務の実情、スクール・サポート・スタッフの活用方法、配置によって見込まれる効果、さらには、地域人材の確保などを考慮いたしま

して、具体の配置先を決定してまいります。

○内田尊之委員 今回の答弁をお聞きしますと、今回の配置は、とりわけ大規模校になろうかと思うわけではありますが、スクール・サポート・スタッフの配置が教員の業務専念に貢献していることをしっかりと検証して、効果を確認していくとともに、次年度以降も配置の拡大を図っていく必要があると思います。

道教委は、スクール・サポート・スタッフの配置拡大にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○名子教育政策課長 今後の取り組みについてでございますが、スクール・サポート・スタッフは、学校における働き方改革を推進するため、国の補助事業を活用して新たに取る施策でありますことから、まずは、期待される効果が得られるよう、配置校や市町村教育委員会と連携しながら、しっかりと取り組みを進めてまいりたいと考えております。

その上で、配置校における時間外勤務の状況など、導入効果の検証結果や国の予算の措置状況などを踏まえながら、今後の配置のあり方について検討してまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 今回、国の補助事業を活用して道内で展開されるスクール・サポート・スタッフ事業には大きく期待するところでありますが、学校における働き方改革を推進していくためには、より多くの学校にスクール・サポート・スタッフを配置することが求められるわけでありまして、時間単位での配置や、大規模校以外も対象にするなど、効率的で柔軟な配置を進めるとともに、国にも事業の拡充等を求めて、今後とも配置を拡大する方向で検討を進めていただくよう求めておきます。

次に、部活動指導員についてお伺いをいたします。

国では、学校教育法施行規則の一部を改正し、昨年4月から、スポーツや文化、科学等に関する教育活動の技術指導に従事する部活動指導員の名称や職務等を明確化するとともに、新年度予算で、中学校等の部活動指導員の予算を措置いたしまして、道もそのための経費を予算案に計上しておりますが、スクール・サポート・スタッフと同様に、部活動指導員の数も限られることから、どのように配置校を決めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○名子教育政策課長 部活動指導員の配置の考え方についてでございますが、国における部活動指導員の制度設計に当たりましては、学校設置者における応分の負担とともに、真に教職員の負担軽減につながる計画的な配置が求められているところでございますが、市町村立中学校への具体の配置に当たりましては、各学校における時間外勤務の実情や部活動指導員の活用方法、配置によって見込まれる効果、さらには、地域人材の確保などに対する市町村教育委員会の考え方を踏まえた上で、配置を進めていく考えでございます。

○内田尊之委員 将来的には、学校の部活動を地域におけるスポーツ活動等に移行することが考えられておりますけれども、当面は、部活動指導員による学校部活動の充実が望まれているわけでありまして、次年度以降も部活動指導員の配置の拡大を図っていく必要があるというふうな考えでおります。

道教委は、部活動指導員の配置拡大に向けて、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○名子教育政策課長 今後の取り組みについてでございますが、部活動指導員の配置は、学校における働き方改革の推進を図るとともに、部活動指導体制の充実を推進するため、新年度から新たに取り組む施策でありますことから、実施に当たりましては、配置校や市町村教育委員会と連携し、教員の部活動指導にかかわる負担の軽減、生徒の発達段階に応じた科学的な指導の実施、スポーツ医科学の観点や学校生活等への影響を考慮した適切な練習時間、部活動休養日の設定といった、当初の目的が確実に達成されるよう、取り組みをしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次年度以降におきましては、スクール・サポート・スタッフと同様に、導入効果の検証結果や国の予算の措置状況などを踏まえながら、検討してまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 部活動指導員の配置拡大につきましても、スクール・サポート・スタッフ事業と同様の対応を求めておきます。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会後を見据えて、我が党では、先日、学校の運動部活動を地域スポーツと一体化させることを柱とする、運動部活動の抜本改革に関する緊急提言を国に行っておりますが、道教委においても、国の動向を踏まえ、地域スポーツを所管する知事部局と連携して、将来的な部活動のあり方について、学校、地域関係団体等とともに検討を進めていく必要がある旨、指摘を申し上げます。

続きまして、関係団体との連携協力についてお伺いをいたします。

国の、学校における働き方改革に関する緊急対策では、部活動について、各種団体主催の大会が相当数あり、休日開催も多いことから、国は各種団体に現状の把握と見直しを要請することとしております。

道教委も、中体連や高体連、高文連、高野連等の関係団体と連携協力し、部活動休養日の完全実施などの取り組みを進めるとともに、道体育協会、競技団体、文化団体等に対して、大会やコンクール等の見直しを要請するとのことですが、どのように進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 服務担当課長伊賀治康君。

○伊賀服務担当課長 関係団体との連携協力についてでございますが、道教委では、これまで、時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みとして、週1日程度の部活動休養日を設けることなどについて、市町村教育委員会や校長会、中体連、高体連、高文連、道体育協会等の関係団体と申し合わせの上、取り組みを進めてきたところでございます。

このたび策定するアクション・プランにおける部活動休養日等の完全実施につきましても、関係団体等で構成する部活動関係者会議におきまして、取り組みに関する理解を求めてきたところでございますが、大会やコンクール等が休日に開催されることが多い実情を踏まえ、道体育協会や、大会等の主催者である競技団体、文化団体等に対しまして、依頼文書を発出するとともに、

直接訪問するなどして、大会等の見直しをさらに要請していく考えでございます。

○内田尊之委員 続きまして、コミュニティースクールについてお伺いをいたします。

コミュニティースクールは、学校を核に、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取り組みを推進するため、保護者、地域住民が学校運営に参加するものでありまして、学校運営の改善充実や地域づくりにも有効な取り組みとされておりますが、この取り組みを推進することが、学校における働き方改革にどのようにつながるのか、お伺いをいたします。

○伊賀服務担当課長 コミュニティースクールの推進についてでございますが、コミュニティースクールは、学校が地域と力を合わせて子どもたちの成長を支える仕組みでございます。道教委といたしましては、コミュニティースクールの導入により、学校運営協議会の運営などの業務が生じる一方で、保護者や地域の方々の学校への理解が深まり、学校運営に直接参加することなどで、教員の負担軽減につながるものと考えております。

既に導入した地域におきましては、例えば、登下校時の見守りや学校図書の貸し出し、放課後の学習指導、職場体験の際の企業との連絡調整などにつきまして、地域住民や保護者の協力を得るなど、学校と家庭、地域の適切な役割分担が図られることで、教員が子どもと向き合う時間の確保にもつながるほか、幅広い保護者や地域の方々が学校の活動に参画することで、子どもたちの学びや教育環境の充実はもとより、家庭、地域の教育力の向上にもつながるものと考えております。

○内田尊之委員 続いて、調査業務等の見直しについてお伺いをいたします。

さきの常任委員会では、我が会派の同僚議員の、調査業務の見直しに関する質問に対しまして、調査以外の届け出や報告などの簡素化、道教委に提出を義務づけている手続の見直しなどについて検討するとの答弁がありましたが、具体的に何をどのように見直そうとしているのか、検討状況についてお伺いをいたします。

○伊賀服務担当課長 手続の見直しなどについてでございますが、道教委では、学校における事務手続を簡素化することにより、教員の負担軽減を図ることを目的に、これまで教育長が承認等を行うこととしておりました、道立学校職員の教育に関する兼業の承認や営利企業従事等の許可につきまして、新年度から、その一部を校長が行うことができるよう、北海道立学校職員服務規程の改正などの手続を進めているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、こうした事務手続の簡素化などについて、学校現場の意見を伺いながら、さらなる見直しを行ってまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 道内の学校における働き方改革を一体的に進めていくためには、保護者や地域住民の理解の促進が重要であります。そのために道教委が果たすべき役割は極めて大きなものがあると思うわけでありまして。

道教委は、新年度からアクション・プランを実施するに当たり、保護者や地域住民の理解の促進にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○伊賀服務担当課長 保護者や地域との連携についてでございますが、子どもたちに対する教育

【第2分科会 3月15日 第4号】

は、学校、家庭、地域が連携協力して進めることが極めて重要であり、その基礎となるのは信頼関係や認識の共有でありますことから、学校における働き方改革の取り組みにつきましても、保護者や地域の方々に理解を深めてもらう必要がございます。

このため、道教委といたしましては、各学校において、保護者や地域の方々に対して丁寧な説明を行うことはもとより、業務改善、教員の働き方改革について学校評価に明確に位置づけるなど、保護者や地域の方々の理解と協力をいただきながら、学校における働き方改革を着実に進めてまいる考えでございます。

○内田尊之委員 今回のアクション・プランは、道内の全ての学校で、教員が、授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務するとともに、学校教育の質を高められる環境を構築するための施策であるというふうに思います。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにするという目標を、平成32年度までの3年間で達成するとしておりますが、道教委は、目標達成に向けてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いをいたします。

○笹田浩委員長 教育部長佐藤寛君。

○佐藤教育部長 今後の取り組みについてでございますが、学校における働き方改革は、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、さらには、家庭、地域などを含めた全ての関係者が思いを一つにして取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、道教委といたしましては、このたび策定するアクション・プランにおいて、道教委、市町村教育委員会、学校の役割を明らかにした上で、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを、今後3年間の目標として掲げまして、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフといった専門スタッフ等の配置、校務支援システムの導入などを進めまして、保護者や地域の方々の理解のもとで、毎年度、取り組みを検証し、改善を図りながら、道内の全ての学校において働き方改革を着実に進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○内田尊之委員 ただいま部長から御答弁をいただきましたけれども、今回のアクション・プランは、先ほども申し上げたとおり、明確な目標があるわけでありますから、道教委としても、その実現に向けて、着実に働き方改革を進めていただくよう求めておきます。

続きまして、高等学校の入学者選抜の改善についてであります。道外からの推薦による入学者の受け入れの拡大に関しては、第3回定例会の我が会派の同僚議員からの質問に対しまして、道教委は、これまでの出願状況や合格状況等を踏まえ、受け入れ数の拡大について検討するとともに、地域特性を生かし、北海道ならではの特色ある教育実践が行われていることなどを基本に、新たな受け入れ校を検討するとし、平成30年度のできるだけ早い時期に具体的な方向性を示すとの見通しについても答弁されております。

こうしたことを踏まえまして、道外からの入学者の受け入れ拡大の検討状況について、何点か伺ってまいります。

初めに、道外からの入学者の受け入れの検討についてであります。近年、他県などでも、離島の高校や特色あるコースを設けている高校などで、県外からの受け入れを行う例がふえておりますが、道教委では、道外からの入学者の受け入れの拡大について、これまでどのように検討されてきたのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 高校教育課長山本明敏君。

○**山本高校教育課長** 道外からの入学者の受け入れに関する検討状況についてでございますが、道教委では、これまで、他県の状況についての調査に加え、現行制度で既に道外からの入学者を受け入れている道立高校における出願者数や合格者数の状況を把握し、道内の受検者への影響の有無などについて分析を行いますとともに、道内の中学生や高校生への影響などに関して、高等学校長協会や中学校長会とも意見交換を行ってきており、こうした調査、分析等を踏まえながら、現在、受け入れ数や対象とする学校等の拡大について、基本的な考え方の検討を進めているところでございます。

○**内田尊之委員** 道教委は、道外からの受け入れ数の拡大については、道内の出願者への影響を踏まえながら検討するとしておりますが、例えば、現行の推薦標準枠の5%という設定を10%にまで拡大するという方法ですと、募集定員が40名の農業科の場合、2名の受け入れから4名になるわけですが、道外から10名ほどの出願がありながら、定員割れをしていた高校もあるなど、効果は限定的であると考えます。

この際、思い切った改善策を検討する必要があると考えますが、どのように受け入れ数を拡大していく考えなのか、伺います。

○**山本高校教育課長** 受け入れ数の拡大についてでございますが、道教委の分析では、現行制度で道外からの入学者を受け入れている道立高校において、受け入れ数の拡大を行うこととした場合、これまでの実施状況から、一部の学校において、道内の受検者への影響が予想される一方で、道内の受検者への影響が出ないことが予想される学校もございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、推薦入学者選抜において、現行の5%を基本とした上で、道内の受検者に影響が出ない範囲で、推薦標準枠に達するまで受け入れることができることとする方向で検討しているところでございます。

○**内田尊之委員** 受け入れ学科の拡大についてです。

これまでは、農業科や水産科などの一部の学科のみ、道外からの受け入れを行っておりますけれども、今後は、こうした高校以外でも受け入れを検討するというところであります。どのような学校や学科について、道外からの入学者の受け入れを拡大する考えなのか、お伺いいたします。

○**山本高校教育課長** 受け入れ学校等の拡大についてでございますが、道教委では、これまで、本道の基幹産業である農業や水産業を支える人材を育成する観点から、全国的にも高い水準の教育実践を行っている高校の農業科や水産科などの一部の学科において、道外からの受け入れを認めてきたところでございます。

こうした現行制度で対象としている学校以外であっても、自然環境等の特色を生かし、北海道ならではの高校教育を行っており、こうした教育に魅力を感じて道外から入学を希望する生徒が想定される場合、対象となる学校や学科の検討を進めているところでございます。

現段階といたしましては、例えば、道内の他地域への通学に困難を要する離島に所在する学校や、地域連携特例校となる学校のうち、地域の教育資源を活用した教科、科目等を一定程度学習できる教育課程を編成している学校などを対象とすることを検討しているところでございます。

○内田尊之委員 このような道外からの入学者の受け入れ拡大の取り組みにつきましては、ただ規則などを変えるだけではなくて、広く知られるようにしておかなければ、意味がないというふうに思います。

これまで以上に、道内外の中学生やその保護者、学校などに周知を図っていく必要があると考えますが、道教委は、今後、どのように対応していく考えなのか、お伺いいたします。

○笹田浩委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 今後の対応についてでございますが、道教委では、引き続き検討を進め、これからの高校づくりに関する指針を年度内に策定した後、速やかに、道外からの入学者の受け入れに係る見直しの内容を決定し、道立高等学校及び市町村教育委員会等に通知をいたしますとともに、平成31年度に受け入れを実施する学校について、早期から募集活動を行うことができるよう、これまで9月だった実施学校名の公表を6月に行う方向で、準備を進めることとしているところでございます。

実施校が決定次第、道外からの出願に係るリーフレットを作成しまして、道教委のホームページに掲載するなどして、道外の中学生やその保護者などに広く周知を図りますほか、今後におきましては、実施校とも連携をしながら、効果的な周知方法についてさらに検討してまいりたいと考えてございます。

○内田尊之委員 それでは、最後の質問となりますが、特別支援学校の整備についてお伺いをいたします。

本定例会に提案されている学校建設関係予算に、知的障がい高等養護学校校舎等整備費として約9億円が計上されておりますが、この予算の内訳を見ますと、高等支援学校への志願者の増を踏まえた配置計画における、障がいのある子どもの進学希望に応えるための施設整備予算となっております。

しかし、一方で、道内の特別支援学校の中には、児童生徒の増加に伴い、教室不足となっている学校が多く見られ、学習環境の悪化を心配する声も聞かれるところであります。

先般、千歳市内の小学校在、校区内の児童の増加によって、全国一のマンモス校になったとの報道がありました。校舎内が過密化し、教室不足が深刻化する中、今後も児童の増加が見込まれることから、市が新設校の建設を決めたと報じられておりましたが、同じく、教室不足が深刻化している特別支援学校においても、障がいのある子どもたちに適切な学習環境を提供していくために、対策を講じる必要があると考えますので、以下伺ってまいります。

初めに、道立特別支援学校の教室不足の現状はどのようになっているのか、伺いをいたします。

○**笹田浩委員長** 特別支援教育課長山本純史君。

○**山本特別支援教育課長** 教室不足の状況についてであります。道立特別支援学校のうち、設計教室数に対して普通教室の数が不足している学校は、本年度、65校中、25%に当たる16校であり、不足数は全体で97教室となっております。

16校の内訳としては、知的障がい特別支援学校が15校、肢体不自由特別支援学校が1校であり、不足教室が10教室未満である学校が13校、10教室以上となっている学校は3校であります。

なお、10教室以上不足している学校については、知的障がいでは、札幌養護学校で17教室、帯広養護学校で15教室、肢体不自由では拓北養護学校で15教室となっております。

○**内田尊之委員** ただいまの答弁を聞きますと、非常に多くの学校が該当しており、全体の4分の1に当たる学校で、97教室も不足しているということであります。

教室不足が生じているということは、既にいる児童生徒を収容する教室が足りない状況を示しているものと考えますが、このような学校では、現在、どのような対策を講じておられるのか、伺います。

○**山本特別支援教育課長** 教室不足への対応方法についてであります。現在、教室不足となっている16校におきましては、一つの普通教室を間仕切りし、複数の学級として使用したり、理科室や図工室、被服室などの特別教室を普通教室に転用して、教室不足に対応しております。

○**内田尊之委員** 仮設的な対策をしているということですが、その状況を見ても、厳しさがわかるわけでありまして。

その年の入学者数などによって、一時的に教室が不足するという状況は理解できるわけですが、それが常態化して、教室不足が10教室を超えているような状況では、何らかの原因によって、児童生徒増への対策を講ずるタイミングを逸してきたのではないかと考えます。

教室不足が進行している原因を道教委はどのように考えておられるのか、伺います。

○**山本特別支援教育課長** 教室不足が進行した要因についてであります。道教委では、これまでも、閉校した空き校舎の活用や校舎の増築整備などにより、教室不足の解消に取り組んできており、現在、不足数が10教室以上となっている3校のうち、帯広養護学校では、平成26年度に増築整備を行ったほか、札幌養護学校では、28年度に既存施設を活用して新たな学校を開設するなど、将来的な見込みも踏まえながら、さまざまな対策を講じてきましたが、在籍者数が想定を超えて増加したことにより、教室不足の解消が図られていないところでございます。

○**内田尊之委員** 想定外の在籍者数の増に至ったということですが、教室不足により生じる問題は、単に教室が足りないという物理的なものだけではなく、児童生徒の心身への負担など、さまざまな支障が生じているのではないかと心配をしております。

教室不足が児童生徒に与える影響を道教委はどのように認識しておられるのか、伺います。

○**山本特別支援教育課長** 児童生徒に与える影響などについてであります。教室不足となって

いる学校においては、普通教室を間仕切りすることにより、教室が狭くなっておりますほか、特別教室を普通教室に転用していることで、教育上の目的に応じて設置していた特別教室を使用できず、さまざまな教科を普通教室で行わざるを得ない状況が生じております。

また、校舎内のスペースに余裕がないため、障がいの状態や発達の段階に応じたグループ学習等を行う場所が確保できないなど、多様な指導形態での学習活動に制約が生じております。

さらに、自閉症などの児童生徒が心理的に不安定になった場合など、気持ちを落ちつかせるために必要な場所を十分確保できないなどの課題があると認識しております。

○内田尊之委員 そのような状況下において、学校に通学させている子どもの保護者からは、学校の現状について、これまでも何らかの対応を求める働きかけがあったのではないかとというふうに思うわけではありますが、保護者からの要望などの状況はどのようになっているのか、その内容について伺います。

○山本特別支援教育課長 保護者の要望等についてであります。各学校を通じて寄せられている保護者の声としては、教室やトイレが狭く、改善してほしい、子どもの人数が多過ぎて、休み時間にトイレの順番待ちをする状況があり、改善してほしい、教材室がなく、ホールや廊下に物品を置いており、安全の確保に不安がある、普通教室で作業学習を行うなど、教育活動に影響しているといった意見がございます。

また、各学校が毎年度実施している学校評価のアンケートにおいて、子どもが心理的に不安定になった際に落ちつくことのできる場所を確保してほしい、体育館が狭く、子どもの数に応じた広いスペースを確保してほしいなどの記述があるとの報告を受けております。

○内田尊之委員 そのような保護者からの要望がある中で、一般的に、多くの教室が不足し、それが常態化している場合は、増築や新築等の整備などによる対応が求められるわけではありますが、近年、特別支援学校における在籍者数の増加や障がいの多様化が急激に進んでいることなどで、対応が追いつかないといった状況も考えられるわけでもあります。

このような状況にあるのは本道特有のものなのか、あるいは、全国的にも同様な状況が見られるのか、お伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長 全国の状況についてであります。文部科学省が全国の特別支援学校を調査した結果によりますと、平成28年10月現在の状況として、神奈川県が256教室の不足、東京都が245教室の不足など、46の都道府県で合わせて3430教室の不足があり、文部科学省においても、全国的な課題として捉えていると承知をしております。

○内田尊之委員 全国的にも同じ状況にあるということでもありますけれども、特別支援学校の教室不足への対応として、国でも、財政支援等についての実施や検討が行われていると思います。国の支援策などはどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長 国の財政措置等についてであります。国による、学校施設整備に関する補助制度として、都道府県に対し、対象経費の10分の5.5を負担するものは、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校の小中学部の新築または増築を行うとき、対象経費の2分の1

を負担または交付するものは、知的障がい、肢体不自由、病弱の特別支援学校の幼稚部、高等部の新築または増築を行うとき、視覚障がい、聴覚障がいの特別支援学校の幼稚部、小中学部、高等部の新築または増築を行うときとなっております。

また、対象経費の3分の1を交付するものは、構造上、危険な状態にある学校建物を建て直すとき、既存の学校建物の内外装の様子がえや用途変更を行うとき、既存施設を特別支援学校の用に供するように改修するときとなっております。

○内田尊之委員　そういう国の支援策がある中で、これまで、教室不足の解消のため、国の補助等を受けて整備を行った実績があるのか、また、実績がある場合には、どのような改善を図ってきたのか、その内容についてあわせてお伺いをいたします。

○山本特別支援教育課長　整備実績等についてであります。平成25年度以降の5年間における、国の補助等を受けて整備した実績といたしまして、平成26年度には、帯広養護学校を増築整備し、不足教室を14教室から6教室に改善したほか、星置養護学校について、高等部を、閉校した高校の空き校舎に移設し、教室不足を解消しました。

また、平成28年度には、釧路養護学校を増築し、教室不足を解消したほか、札幌養護学校について、校区内で、閉校した盲学校の空き校舎を活用して新設校を整備し、不足教室を20教室から12教室に改善したところでございます。

○内田尊之委員　新年度の状況についてお伺いをいたしますけれども、今回の予算案に、教室不足に対応するための経費が盛り込まれていないのであれば、新年度も、現状での対応を余儀なくされるものと考えます。

新年度において、さらに教室不足が深刻化する、あるいは学習環境の悪化が心配される学校があるのか、現時点で把握している状況を伺います。

○山本特別支援教育課長　新年度の状況についてであります。平成30年度の教室不足について、現時点で見込んでいる状況といたしましては、新たに教室不足が生じる学校が2校、教室不足が解消する学校が1校あり、全体では17校で、合わせて109教室が不足となります。

また、教室不足がさらに進行する学校は7校で、このうち、教室不足が10教室以上となる学校は、帯広養護学校が本年度から2教室ふえて17教室、拓北養護学校が2教室ふえて17教室、室蘭養護学校が8教室から10教室の不足となります。

○内田尊之委員　教室不足のために、学校では、児童生徒に落ちついて学ぶ環境を提供できないなど、障がいのある子どもたちにとっては大きな負担になることから、当然、このような状況をできるだけ早期に改善していく必要があると考えますが、道教委は、教室不足の解消に向けて、どのように検討を進めていく考えなのか、伺います。

○笹田浩委員長　特別支援教育担当局長磯貝隆之君。

○磯貝特別支援教育担当局長　今後の検討についてでございますが、道教委といたしましては、教室不足となっている学校のうち、普通教室の間仕切りや特別教室の転用などによる対応に伴いまして、教育活動にさまざまな制約が生じている学校について、環境の改善を図ることが急務で

あると考えております。

このため、これまで、増築や新設校の整備のほか、通学区域の見直しなど、さまざまな手段を講じてきましたが、現在、教室不足が進行している複数の学校では、増築のための敷地面積が十分確保できないことや、近隣に活用可能な既存施設がないことなど、早急に対応を講じることが難しい状況でございます。

道教委では、こうした学校につきまして、引き続き、関係の自治体とも連携し、市町村立学校の再編などの情報を得ながら、特別支援学校への活用が可能な既存施設の確保など、教室不足の解消に向けた検討を進めてまいりる考えでございます。

○内田尊之委員 教育長は、教育行政執行方針の中で、特別な支援を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図ると述べられておりますが、特別支援学校に在籍する児童生徒は、障がいの特性や心身の状態がさまざまで、混雑した状況や落ちつけない環境が苦手な子どもが大勢いると思うわけでありませう。

一人一人のニーズに応じた指導などの充実を図るためにも、まずは、基本的な教育環境を整えることから始める必要があると考えますが、特別支援学校の教育環境の充実に向けて、今後、どのように取り組む考えなのか、最後に教育長にお伺いをしたいと思います。

○笹田浩委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 教育環境の充実に向けた取り組みについてでございますが、障がいのある児童生徒が、学習上や生活上の困難を克服し、必要な知識や技能を身につけていくためには、各学校において、児童生徒一人一人の障がいの状態や発達の段階に応じた、きめ細やかな指導や支援を行うことが重要でございます。

こうした中、現在、多くの学校において、教室不足の状況が生じ、児童生徒の適切な教育環境が確保されていないことについては、早急に改善を図る必要があるものと認識いたしているところでございます。

道教委といたしましては、今般策定する、特別支援教育に関する基本方針においても、教室不足の進行に対し、適切な教育環境を確保する観点に立ち、校舎増築のほか、高校等の空き校舎を活用した整備を行うなどして、教室不足の解消を図ることといたしてございまして、可能な限り早期に対策を講じ、障がいのある子どもたちが心身に負担を感じることなく学校生活を送ることができるよう、また、保護者の皆様が安心して子どもを学校に通わせることができるよう、教育環境の充実改善を図ってまいりたいと考えております。

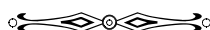
以上でございます。

○内田尊之委員 終わります。

○笹田浩委員長 内田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩



午後1時16分開議

○笠井龍司副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

三井あき子君。

○三井あき子委員 学校給食についてお伺いしてまいります。

北海道においては、今年度、公立の義務教育学校の中で、給食を行っていないのは13校、また、公立学校の中で、夜間定時制高等学校の学生の395人が給食を食べていないという状況です。

完全学校給食を行っていない学校と、おかずのみを提供する給食を実施している学校はどの程度ありますか。

また、高等学校における昼食についてはどのようになっているのでしょうか。今年度の実施状況をお答えください。

○笠井龍司副委員長 健康・体育課長宮岡孝博君。

○宮岡健康・体育課長 道内の学校給食の実施状況などについてでございますが、平成28年度に実施をしました学校給食実施状況調査では、公立の学校のうち、牛乳のみを提供するミルク給食を実施している小学校は、全道の1064校中14校、中学校は、605校中9校、特別支援学校は、68校中1校で、牛乳及びおかずを提供している補食給食を実施している小学校は12校、中学校は7校となっております。

また、夜間課程を置く高等学校は、全道の34校中2校が補食給食を実施しているところでございます。

私立の小中学校及び特別支援学校の19校につきましては、ミルク給食、補食給食を実施している学校はないと承知しております。

なお、道内の高等学校における昼食につきましては、生徒各自が用意することとしておりまして、弁当を持参したり、学校の売店で昼食を購入したりする場合がございますが、市町村が設置した学校給食調理場から昼食の提供を受けている学校もあるところでございます。

○三井あき子委員 北海道が設置している高校では、お弁当を持ってこなければ、売店で買うパンなどの主食だけの昼食となってしまいます。また、高等学校では、市町村立を含めて、昼食が提供されている学校と、提供されていない学校があるということです。

今、栄養面から、子どもの発達がさまざま懸念されているところでありますので、私たちも注視していかなければならないというふうに思っております。

そして、特別支援学校では、寮に戻って昼食をとるところもあると聞いておりますが、寮との行き帰りの時間がありますので、大切なお昼休みの時間も考慮していかなければならないのではないかと感じております。

さらに、寮であれば、例えば4人部屋の居住スペースでの給食ということについて問題視しなければならないのではないかと私は思っておりますが、今、特別支援学校においては、発達障が

【第2分科会 3月15日 第4号】

いの子どもたちがふえておりまして、それぞれの症状にも配慮しながら、学校給食の意義である集団での食事や食育などの観点から、対応を進めていかなければならないと考えます。

今の御答弁では、義務教育学校で学校給食を実施しているところと、していないところがあるということでした。

それで、学校給食を実施していない場合は、例えばお弁当とかもありますけれども、給食費が発生していないから、学校教育法に基づく就学援助の対象外であるというふうに思われるのですが、経済的理由で就学が困難な家庭に対する就学援助という制度——学校給食があるにせよ、ないにせよ、子どもたちは昼食を食べます。

道内の各市町村における学校給食費にかかわる就学援助の実施状況をお伺いします。

○笠井龍司副委員長 教育環境支援・研修担当課長谷垣朗君。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 就学援助についてでございますが、各市町村では、学校教育法第19条の規定に基づきまして、経済的理由で就学の機会が損なわれることのないよう、要保護者及び準要保護者に対する就学援助を行っており、学用品費や通学用品費などのほかに、児童生徒が学校給食を受けるために必要な費用を学校給食費として支給しております。

平成28年度におきまして、道内179市町村のうち、学校給食費に係る就学援助を実施していない市町村は8町村ございますが、いずれの町村におきましても学校給食は実施されており、その費用につきましては、無償としているのが6町村、就学援助対象者に対して支払い免除としているのが2町でございます。それぞれの市町村において、就学援助対象者等に対する学校給食費の負担軽減の取り組みが行われているものと承知しております。

○三井あき子委員 御答弁では、学校給食が実施されていて、学校給食費に係る就学援助をしていないのが8町村で、それらは、学校給食費の無償化などで、町村が負担しているということがあります。

今の人口減少社会、また、子どもの貧困といった課題などがある社会情勢に鑑みれば、全国的な給食費無償化の流れは必然であると考えます。

道内において、学校給食費の無償化を実施している自治体の数と自治体名をお答えください。

○宮岡健康・体育課長 学校給食費を無償化している市町村についてでございますが、本道においては、平成29年10月現在、小中学校ともに学校給食費の無償化を行っている市町村は、浦臼町、北竜町、赤井川村、福島町、木古内町、上ノ国町、上川町、美瑛町、清里町、小清水町、西興部村、雄武町、大空町、足寄町、陸別町、浦幌町の16町村でございます。小学校のみ無償化を行っている三笠市と合わせ、17市町村が学校給食費の無償化を行っているところでございます。

○三井あき子委員 道内で無償化をしているのは17市町村ということでありまして。全国では、前年度、55の市町村が無償化をしているという情報があります。前年度と今年度ということで比較対象が違ってまいりますけれども、3割程度が北海道に集中しておりまして、地域性もあるのではないかと考えます。

また、この4月——新年度より、無償化を始める予定の自治体もありますし、第3子から無償化している根室市や北斗市など、社会情勢に即した政策を進めている市町村もあります。

昨日の北海道新聞に大きく掲載されていた情報によりますと、食材費の高騰や人手不足による管理費など、さまざまな要因があつて、給食費が上がる場所があるということでもあります。

財政が厳しい中、1人当たり1カ月で4000円以上の給食費を予算立てしている市町村がある現実を受け、学校給食についてどう考えているのか、道教委の認識を伺います。

○宮岡健康・体育課長 市町村における学校給食費への対応についてでございますが、学校給食法におきましては、学校給食の実施に必要な経費のうち、食材費については保護者が、給食施設整備費や人件費については学校の設置者が、それぞれ負担することとされておりますが、この規定に関して、昭和33年に、当時の文部省におきまして、学校の設置者が、保護者の負担を軽減するために、学校給食費を予算に計上し、保護者に補助することを禁止した趣旨のものではないとの見解を示しております。学校給食費を無償化している市町村におきましては、それぞれの地域の実情を踏まえ、学校の設置者として、保護者の負担に配慮した取り組みが行われているものと認識しているところでございます。

○三井あき子委員 国のことでいえば、平成28年に、内閣府の経済財政諮問会議で、給食費の無償化を打ち出しました。そして、自治体の努力として、無償化を行う市町村が出てきているということでもあります。

学校給食は市町村が実施しているのは承知しておりますけれども、高橋知事は、子どもは北海道の宝と毎度おっしゃっております。

市町村に頼りきるのではなく、学校給食費の無償化について、道として何らかの支援をしていく時期に来ているのではないのでしょうか、見解を伺います。

さらに、道教委には、長年、道民から、給食政策についてたくさんの要望が来ていると思います。超党派の自治体議員の250人以上から成ります、60年以上の歴史がある北海道女性議員協議会からも要望書を受け取ったと思います。

長きにわたりさまざまな道民の要望を真摯に受けとめている道教委の姿勢から、学校給食費の無償化に向けた市町村への支援について、食を通して子どもたちが健やかに成長していけるよう、将来の子どもたちに向けての教育長の見解を求めます。

○笠井龍司副委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 学校給食費の無償化についてでございますが、道内の一部の市町村におきましては、小中学校における給食費を無償化しており、その他の市町村におきましても、経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者や、市町村教育委員会が必要と認める小中学生の保護者に対し、学校給食費の援助を行うなど、地域の実情等に応じた保護者負担の軽減に取り組んでいるところでございます。

学校給食は、栄養バランスのとれた豊かな食事の提供により、子どもたちの健康な体をつくることはもとより、食に関する指導を効果的に進めるための教材としても重要な役割を担っており

ますことから、道教委といたしましては、国の文教予算に対する要望において、保護者負担の軽減を図るため、学校給食用物資に係る補助制度の維持、継続などの施策の充実とあわせて、就学援助に係る財源措置の拡充について要望してきたところをごさいます。今後も、さまざまな機会を捉え、保護者負担の軽減に向けた施策の充実について国に強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三井あき子委員 さまざまな機会に国に強く求めていくということでありませ。

給食費の値上げが予測されていますが、それは、食材費が高騰していることなど、さまざまな要因があります。食材費が上がれば、保護者の負担にすぐ影響してくるわけでありませ。そして、こういった値上げが全国的に行われれば、国の教育支援の考え方も徐々に変化してくるのではないかなというふうに感じませ。

国に要望をしていく段階において、意見交換の中で、さまざまな社会情勢や北海道の現状をぜひとも伝えていただければというふうに思っております。

給食を行っていない市町村など、もちろん、それぞれのお考えがあると思ひませが、例えば、給食センターができないのであれば、ケータリングや、広域の市町村で設置することもできるのではないかと思ひませ。

それぞれの市町村のお考えがあると思ひませけれども、皆さんには、ぜひとも、市町村の意見に耳を傾けながら、今後の給食費の無償化や学校給食というものに取り組んでいただきたいと指摘いたしまして、私の質問を終わります。

以上であります。

○笠井龍司副委員長 三井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

浅野貴博君。

○浅野貴博委員 お疲れさませです。北海道結志会の浅野貴博でございます。

私からは、5項目について質問させていただきますが、高橋知事は、みずからの道政執行方針の中で、人づくりこそがあらゆる政策の原点であると述べておられます。今、さまざまな政策を掲げておりますけれども、全てに共通するのは、それを実行する人、実行した結果、幸せになる人、そういう人をいかにつくっていくかということませ。

そういう意味では、人格形成を図る上で最も重要な役割を果たす教育を担われている、柴田教育長を初め、教育委員会の皆様には、今後も引き続き重要な役割を担っていただきたいと思ひませし、日ごろ、それを担っていただいていることに、まず感謝を申し上げたいと存じませ。

まず最初に、今年度、4097万6000円を計上されているグローバル人材の育成についてであります。

道教委では、平成28年度も29年度も、グローバル化する世界に対応できる人材をつくるという意味で、さまざまな施策を行っていただいておりますけれども、来年度予算に計上されている予算額だけを見ても、過去をはるかにしのぐものでありますので、このことに期待を込めながら、

一方で、道内のどこの高校に通っていても、等しくグローバル人材の育成の政策にかかわることができるのかどうかということがあります。

特に、私の地元の留萌管内は、面積が鳥取県と同じぐらい広いのですけれども、人口や生徒の数も少なく、学校の統廃合として、4月から留萌高校と留萌千望高校が一つになります。

何とか高校を残そうと地域の人が一生懸命頑張っている、そうした地域において、グローバル人材の育成という政策がちゃんと自分たちにも行き届くのだろうか、人口の多い札幌や旭川といった都市部だけの話にならないかという懸念がよく聞かれますので、そのことを踏まえて、以下、質問をしてみたいです。

まず、北海道ふるさと・みらい創生推進事業についてであります。

この事業では、道立高校において、インターンシップ等のキャリア教育の充実、外国人留学生との交流の促進を図るなどとされておりますけれども、道立高校の所在地によっては、今申し上げた私の地元の留萌管内のように、所在企業数や、何よりも外国人留学生が地域にいるのかなど、事情に大きな差があると思います。そのことで、地域に住む子どもたちがこの事業にかかわれるチャンスに格差が生じてはならないと考えております。

地域によって、こういう機会に差がつかないように十分に配慮していただく必要があると考えますが、道教委の考えを伺います。

○**笠井龍司副委員長** 高校教育課長山本明敏君。

○**山本高校教育課長** 北海道ふるさと・みらい創生推進事業についてでございますが、本事業で実施する、知事部局と道教委との連携によるインターンシップや、道内で学ぶ留学生と道立高校の生徒との交流におきましては、施設の事情等から、限られた場所で行う事業がある一方、農業や林業に関する職場見学会を全ての管内で開催いたしますとともに、学校の要望に応じて、留学生が赴く交流会を実施するなど、生徒が体験できる学習機会の確保に努めることとしております。

また、道内の1カ所で実施することとなるインターンシップや留学生との交流プログラムにつきましては、参加する生徒の旅費の一部を補助することなどにつきましても、現在検討しているところでありまして、今後、知事部局とも連携しながら、生徒がより参加しやすい事業となるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○**浅野貴博委員** 今、全ての管内で実施する事業と、道内の1カ所で実施する事業というお話がありました。1カ所で実施する事業については、参加生徒の旅費の一部を補助することも検討しているとの答弁をいただきましたので、検討した結果、補助できなかったとならないように、ぜひ、地方の学生に配慮した検討をしっかりと行っていただきたいと思っております。

次に、小学校英語力向上支援事業について伺います。

小学校における英語の教科化に向けた取り組みとして、小学生が外国人との英会話に挑戦するモデル事業を実施するとされています。

まずは、どの地域をモデル事業地として選定するのか。また、いずれは全道各地で行う事業に

していただきたいと思うのですが、いつまでに、全道のどの地域の小学生に対しても等しく機会が与えられる事業となるのか、道教委の考えを伺います。

○笠井龍司副委員長 義務教育課長波岸克泰君。

○波岸義務教育課長 小学校英語力向上支援事業についてでございますが、道教委では、英会話に挑戦することの楽しさや、自分の英語が伝わった達成感を感じることができるよう、ALTや英語に堪能な地域の方々の協力を得て、子どもが観光案内所や商店等に見立てたブースを回りながら、道案内や買い物など、日常の生活場面で使用する英会話を繰り返し体験する事業を新たに実施することといたしまして、新年度において、市町村の意向や規模などに配慮しながら、6管内で試行し、平成31年度以降に、その成果を全道に普及するなどして、いずれの地域に住んでいても、子どもたちが身近なところで楽しく英語に親しむ機会を確保できるよう取り組んでまいります。

○浅野貴博委員 まずは6管内で試行して、平成31年度以降は全道に普及するという答弁をいただきました。

私の地元の天塩町には、副町長として、外務省から来られている齊藤さんという活発な方がいまして、外国人の方々、早稲田大学の英会話サークルの方々に来ていただくという事業をやっています。そういう市町村もありますけれども、ぜひ、道が力を発揮して、全道各地でそうしたことができるように、市町村の努力を助けていただきたいとお願い申し上げます。

続いて、北海道グローバル人材育成キャンプ事業について伺います。

道教委においては、英語力やコミュニケーション能力を備えた人材を育成するキャンプを来年度も計画していただいておりますが、言うまでもなく、北海道は広いので、キャンプに参加するために長距離を移動することを余儀なくされるなど、子どもが住む地域によっては、身体的、経済的な負担に差が生じることも懸念されます。こうした居住する地域の格差に配慮して事業を行っていただきたいと考えます。

同時に、例えば、車椅子を利用している、視聴覚に何らかの障がいがあるなど、ハンディキャンプがある子どもが、英語が大好きなので、ぜひ参加したいのだけれども、参加するには親族の介助を必要とするというときに、私には無理だとの諦めの気持ちが生じないように、どんな状況であっても参加できる環境づくりにぜひとも配慮していただきたいと思うのですが、道教委の考えを伺います。

○山本高校教育課長 北海道グローバル人材育成キャンプ事業についてでございますが、平成24年度から道教委が実施してきたスーパーイングリッシュキャンプは、道内で1会場、30人の定員であったため、希望者が定員を超え、参加できなかった生徒がいたほか、会場が遠いために参加できないなどの意見もありましたことから、新年度におきましては、より多くの生徒が参加できるよう、会場を道内の4カ所に拡大することを計画しているところでございます。

また、本事業の実施に当たりましては、広大な本道の特性を踏まえ、参加する生徒の移動に係る負担等を軽減するよう、会場の場所や開催時期を工夫いたしますほか、障がいなどにより支援

を必要とする生徒が参加を希望する場合には、事前に十分な相談を行い、生徒との合意のもとで、必要な配慮等を行うなどして、障がいのある生徒も参加しやすい環境づくりに取り組んでまいりる考えでございます。

○浅野貴博委員 ぜひと、事前に十分な相談をして、どんな子どもでも、能力と意欲があれば参加できるという事業にしていきたいと思います。

続いて、高校生交換留学促進事業について伺います。

大阪大学や京都外国語大学、名城大学など、一般受験とは異なるAO入試等において、受験資格に一定期間の留学経験があることという条件をつける大学がありますし、今後、もしかしたら、そういうところがふえる傾向にあるのかなと思います。

留学経験の有無が大学進学にもある程度の影響を及ぼすことがあることに鑑みると、この事業を進める上でも、地域などによって、本道の高校生に機会の格差が生じないように配慮していただきたいと思うのです。

この事業について、来年度は、従来のカナダ・アルバータ州に加えて、新たにアメリカ・ハワイ州の高校生との交換留学を行うとのことでありますけれども、この事業に参画するための要件は何なのか、幅広く全道各地の高校生に門戸が開かれるものとなるのか、伺います。

○山本高校教育課長 高校生交換留学促進事業についてでございますが、道教委では、平成6年度から、全道の道立高校等を対象に本事業を実施してきており、高校生が参加するに当たりましては、国際交流、国際理解などに積極的に取り組む1年生または2年生であることや、基礎的な英会話の能力があり、その向上に意欲的であることなどを応募資格としております。

また、事業に参加する高校や家庭については、留学生の受け入れに対して、交換留学の趣旨に沿った適切な対応が可能であることなどを要件としております。

これまで実施してきたカナダ・アルバータ州との交換留学には、全ての管内から188名の高校生が参加しており、今後におきましても、新たに実施するハワイ州との交換留学も含め、居住する地域にかかわらず参加できることを、道内の全ての道立高校等の生徒に対して広く周知し、応募を呼びかけてまいります。

○浅野貴博委員 ぜひ、よろしく願いをいたします。

次に、異文化への理解の促進について伺います。

これは教育庁関連の事業ではございませんが、来年度予算の中で、経済部の事業として、ムスリムフレンドリー推進事業費が709万2000円計上されています。我々道民にとって、まだそんなになじみ深いとは言えないムスリムの方々を北海道に呼び込み、そうした地域のマーケットを開拓していくことについて、道としても意欲を示していると思います。

今後、本道を訪れる新たなインバウンドとして、イスラム圏との交流がふえていくことが期待されておりますが、一方で、交流するに当たって、我々の日常生活と違う習慣を持つ方々に対する理解を事前に深めておくことは欠かせないと考えます。

もともと、国際理解教育は、単に英語を話すだけではなくて、英語で自分たちのふるさと・北

海道を紹介したり、英語で異文化を理解して、ともに協力していく、そうした考え方を育むことにほかならないと私は思いますが、異文化に対する理解の促進に向けての教育をどのように進めていく考えなのか、伺います。

○山本高校教育課長 国際理解教育についてでございますが、道教委では、これまで、高校生交換留学促進事業に参加する生徒や学校が、両国の文化などに関する相互理解を一層深めることができるよう取り組んできましたほか、高校に配置しているALTとの日常のコミュニケーションや、平成28年度から実施している、ICTを活用してアジアやオーストラリアなどの高校生等と英語で交流を行うU-18未来フォーラム事業などの機会を通じて、それぞれの国の文化や生活を紹介し合う取り組みも行ってきているところでございます。

今後は、こうした取り組みの一層の充実を図るとともに、新たに、グローバル人材育成キャンプや、高校生と、道内の大学等で学ぶ留学生とが交流する取り組みを進め、生徒の英語力の向上はもとより、国際社会の一員としての自覚を持ち、自国はもとより、諸外国の歴史や文化、伝統等について理解を深め、尊重し、さまざまな価値観を持つ人々とともに協調して生きていく態度や、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を身につけさせる教育の充実に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○浅野貴博委員 ただいま、非常にすばらしい答弁をいただいたのですが、こうした取り組みを進めていただく上で一つの大きなキーとなるのは、生徒を指導する英語の先生方の英語力、指導力をどのように高めるかということに尽きると思うのです。

道教委として、今後、英語教員の方々の英語力、指導力をどのように高めていくのか、伺います。

○山本高校教育課長 教員の指導力についてでございますが、現在、高校の英語科の授業におきましては、生徒の英語力の向上を目指し、生徒が常に英語に触れ、教員と生徒との間で、また生徒同士で英語のコミュニケーションが日常的に行われるよう、授業は英語で行うことを基本とすることが求められておりまして、道教委では、このような学習環境づくりに向け、英語教員の指導力や英語運用能力を強化することが重要であると考えております。

このため、道教委では、平成27年度から5年間の計画で実施している、すぐれた指導力を有する教員を講師とした研修に、道内の全ての英語教員を順次参加させますとともに、本年度から実施している高等学校英語力向上事業におきまして、指定校や協力校の教員で構成する会議を設置し、効果的な指導方法や実践事例について情報を共有するとともに、その導入拡大にも取り組んできておりまして、今後は、こうした取り組みを一層充実させながら、英語教員の指導力や英語運用能力の向上に取り組んでまいります。

○浅野貴博委員 英語の先生方の客観的な力をはかる指標として、英検とかTOEIC、TOEFLがあると思いますが、そうしたもので一定の点数をとれる先生を何%にするとか、既に取り組んでいただいていると思います。英語教員の方々の個人の努力はもちろんですが、道教委として、研修体制をさらにしっかり充実していただきたいと思います。

次に、大学入試センター試験について伺います。

主に国公立大学の受験の第1段階として、毎年1月の土・日に実施される大学入試センター試験について伺います。

本道におけるセンター試験の受験率を調べましたら、平成30年度が35.7%で、全国平均の44.6%を下回っております。さらに、大学進学率について見ますと、平成29年度で、本道が44.5%、全国が54.7%となっております。

本道においてセンター試験が実施される自治体は、事前に理事会にお諮りし、配付しましたこの地図を示しますけれども、13の市のみとなっております。この地図をごらんいただければおわかりかと思うのですが、石狩、空知などの道央地域に偏っております。後志は小樽の1カ所で、道東地域は、釧路、北見、帯広、道北地域は、稚内、旭川です。これだけ見ても、大いに地域偏在があることがおわかりいただけると思うのです。

それで、センター試験を受験できる場所がない振興局が四つありまして、私の地元の留萌管内、道南の檜山管内、道東の根室管内、日高管内です。（発言する者あり）

問題だという声を後ろの委員からいただきましたが、振興局管内別の大学進学率を調べてみますと、札幌のある石狩が54.7%と圧倒的に高いのです。全道平均を上回っています。ただ、4振興局は30%を下回っているのです。今申し上げた、センター試験を受験できる場所がない、留萌、檜山、根室、日高の四つの振興局がそれぞれ30%を切っているのです。

自分が住む地域でセンター試験を受験できるかどうかだけをもって、進学率の高さ低さに結びつけることはできないのかもしれませんが、北海道は、九州と四国の全部の県を足してもまだ余るぐらいの、まさに複数の県が合わさっているような広大な地域ですから、受験地が著しく偏っていることによって、もしかしたら、受験のファーストステップで尻込みする高校生とか親御さんがいるかもしれないと私は考えるのです。

私の地元の話をして申しわけないのですが、特に、留萌管内羽幌町には、天売島と焼尻島という離島がありまして、1月の冬の時期、天気が荒れたら、1週間ぐらいフェリーが動かないこともあります。

それで、もし旭川まで出てセンター試験を受けようと思ったら、天気がよければいいのですが、天気が読めないときは、フェリーが通っているうちに本土側に出て、旭川に行かなければなりません。

そして、受験地に親戚の家でもあればいいのですが、ないときは、ホテルなどで宿泊せざるを得なくなります。単純に考えても、前日入りして2泊の外泊が必要になるのですが、天候事情を考えたときには、さらなる外泊が必要となることもありまして、受験生本人の身体的、精神的な負担はもちろん、お金を出す親御さん、保護者の負担も大きいと思うのです。

こうしたことを考えたときに、センター試験の受験地をふやしていくことも、道教委としてしっかり考えて対応していただきたいと思うのですが、認識を伺います。

○山本高校教育課長 大学入試センター試験の受験地についてでございますが、今年度の試験会

場数は、道内においては、13市、25会場となっており、道教委といたしましては、試験会場のない地域に居住する生徒にとっては、受験地への移動や宿泊などに関して、時間的、経済的な負担があるものと考えております。

広域分散型の地域特性を有する本道において、大学受験に係る時間的、経済的な負担等の軽減は、受験者や保護者等にとって重要な問題であると考えられますことから、道教委といたしましては、今後、高等学校長協会や高等学校PTA連合会などの意見も伺いながら、大学入試センター試験の会場の拡充等について、国に働きかけてまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 済みません。ちょっと確認させていただきます。

今、高等学校長協会や高等学校PTA連合会などの意見も伺いながらとありましたが、今まで、こうした団体から、センター試験の受験地をふやしてほしいという要望が道教委に上げられたことはないですね。

○山本高校教育課長 これまで、高等学校長協会や高等学校PTA連合会から具体的な御要望はいただいておりません。

○浅野貴博委員 要望が上がらない理由として、例えば、各家庭で見たときに、年子の子が何人か続くということもそうないでしょうし、子どもが、長男、次男、三男とか、長女、次女、三女といたとしても、毎年、センター試験を受ける家庭はそんなに多くないと思うのです。また、センター試験は、私の地元でしたら旭川まで行くのが当たり前だと思っている方もいるかもしれません。

そういうことから、今まで、明確な要望は道教委に上がっていないのかもしれませんが、できれば地元で受けられたほうがいいなという思いは、当然、皆さんにあると思うのです。そうした声をしっかり掘り起こしていただきたいと思います。

また、文科省の高等教育局大学振興課大学入試室に確認をしたところ、地域の声が正式に上がってくれば、当然、受験地をふやすことも検討協議の対象になるということです。ただ、その際に、試験実施に必要なスタッフをどのように確保するのか、学校の先生方にやっていただくことが可能なかどうか、情報がちゃんと秘匿されるのかなど、そうした条件はあるのですが、そういったことも含めて、各団体の意見を聞きながら、できる限り等しく、地域ごとに、センター試験を受験するに当たっての負担が減るような方策を考えていただきたい。

もちろん、大学進学だけが人生ではありませんが、それを望みながらも、地理的要因からちょっと難しいかなと思っているお子さんがいたとしたら、それをぜひとも道教委の力で変えていただきたい、そのように申し上げます。

続いて、子どもの読書活動推進計画について伺います。

過去の3次にわたる計画を踏まえて、このたび示された第4次計画について伺ってまいります。

このたび示されている、第4次となる子どもの読書活動推進計画案は、第1次から第2次、第3次の計画を引き継ぐものとされておりますが、過去の計画のどんなところを継続して、何を改

善させたものであるのか。また、過去の計画を実施してきた間で、対象者の読書時間はどのように推移して、子どもの読書活動の推進に関する法律に掲げられている、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするということに対して、どのように貢献してきたと道教委として考えているのか、まず伺います。

○笠井龍司副委員長 生涯学習課長船木誠君。

○船木生涯学習課長 過去の計画との比較についてでございますが、道教委では、これまで、全ての子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境整備を図るという基本理念のもと、子どもの読書活動の推進と読書環境の整備の二つを計画の大きな柱として、さまざまな施策を進めてきたところであります。第4次計画におきましても、この二つの方針を引き継ぐこととしたところです。

また、第3次計画における改善点についてでございますが、例えば、一斉読書の時間を全ての学校で実施する、子ども読書活動推進計画を全ての市町村が策定するなどの目標指標は、いずれも9割程度の達成率となっております。

なお、全国学力・学習状況調査におきましては、ふだん、家や図書館で10分以上読書をする児童生徒は、小学生で、平成29年度は60.9%で4.6ポイント、中学生で、平成29年度は53.3%で0.8ポイント、平成24年度と比べてそれぞれ増加しているところであり、読書時間が長い児童生徒は、全国学力・学習状況調査における国語科の平均正答率が高い傾向にあるとの結果も出されておりますことから、読書が学力の向上に一定程度貢献しているものと考えております。

○浅野貴博委員 この計画案では、家庭、地域、学校等を通じた社会全体で子どもの読書活動を推進していくことを基本目標1でうたっています。

そこで伺います。

家庭における読書時間についてなのですが、第4次計画案では、家庭での読書時間の目標として、1日10分以上としています。この時間が提示されている科学的根拠は一体何なのか、まず伺いたいと思います。

また、計画案では、子どもを、年齢別に、0歳から6歳の乳幼児期、6歳から12歳の小学生期、12歳から15歳の中学生期、15歳から18歳の高校生期の四つの期間に分けて、それぞれにおける読書が持つ意味について説明がなされておりますが、目標時間を10分以上とする根拠は何なのか、お願いします。

○船木生涯学習課長 家庭における読書時間についてでございますが、読書を通じて、子どもの読解力、創造力、表現力などを育むためには、本に親しみ、本の楽しさを知り、読書習慣を身につけることが重要であります。

このため、本計画におきましては、発達段階に応じて、読書習慣の定着に向けた取り組みが的確に推進されるよう、計画の対象を、乳幼児期から高校生期までの四つの期間に分け、各期における読書にかかわる能力と望ましい読書活動を示したところです。

また、目標時間の根拠についてでございますが、家庭において全く読書をしない児童生徒も一

【第2分科会 3月15日 第4号】

定程度いる中で、朝の一斉読書の時間を10分程度に設定している学校が多いことや、全国学力・学習状況調査の質問項目における、10分以上読書をする小中学生の割合を最低限の目安として、目標指標に設定したところでございます。

○浅野貴博委員 今回の御答弁でしたら、10分以上の根拠としては、カリキュラムや日程上、できる範囲で行っている時間が10分程度ということで、学力が向上するために最低限必要な時間の根拠ではないのじゃないかなと思います。朝、学校で勉強が始まる前でしたら、時間も限られていると思うのですが、家庭においては、10分以上より、もうちょっと長くてもいいような気がするのです、その点は、今後しっかり検討していただきたいと思います。

次に、乳幼児期における読書について伺います。

2000年にノーベル経済学賞を受賞されたジェームズ・ヘックマンさんの理論によりますと、幼少期における教育の投資が、生涯年収を含む人間の人生に一番大きく影響するということでもあります。

子どもの人生をよりよいものとする上で、乳幼児期における読書、特に保護者とかかわり合いを持った読書が非常に重要だと思うのですが、この計画案の中では、私が見た限り、そうした記述は特段見当たりませんでした。

この点について、道教委としてどのように認識をしているのか。ノーベル経済学賞をとったヘックマン氏の理論に基づいた何らかの取り組みを今後行うことは考えているのか、伺います。

○船木生涯学習課長 乳幼児期における読書についてでございますが、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、この時期には絵本に興味を示すようになりますことから、保護者など周りにいる大人が、一緒に絵本を読みながら、語りかけや言葉のやりとりを通じて、子どもと気持ちを通わせることにより、読書の楽しみを十分に感じてもらうことが大切であります。

このため、第4次計画案におきましては、こうした乳幼児期における読書の特徴や、ブックスタート事業など、乳幼児期の子どもや保護者に対する具体的な取り組み方策などについて記載しているところです。

道教委といたしましては、これまで、ブックスタート事業を運営する上で必要なマニュアルや市町村の取り組み事例をまとめた、ほっかいどうブックスタートサポートブックを作成し、普及啓発を図ってきたところであり、今後とも、市町村における実施状況の把握に努め、市町村教育委員会、教職員を対象とした研修会や各種会議等において働きかけるなどして、乳幼児期の読書活動の推進に引き続き取り組んでいく考えでございます。

○浅野貴博委員 続いて、家庭における読書活動について伺います。

第4次計画案では、家読を推進し、読書に親しむ機会や雰囲気を出創するなど、具体的な取り組みとして七つ挙げています。

重点的な取り組みとして、保護者による絵本や物語の読み聞かせを挙げ、ほかには、食後や週末などに、お子さんと保護者が時間や日にちを決めて、家族全員が読書をしたり、読んだ本につ

いて会話したりすることが重要であるとされております。

私も、4歳の息子がいる親で、人のことは言えないのですけれども、これらを進める上では、子どもにとって読書がいかに大事であるかということを保護者にきちっと伝え、より啓発をしていくことが重要になると思うのですが、そのことについての道教委の認識と取り組みについて伺います。

○船木生涯学習課長 家庭における読書活動についてでございますが、子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置づけられ、継続して行われるよう、保護者が、子どもの読書活動の機会の充実や読書習慣の定着に向けて積極的に取り組む必要があると考えております。

道教委では、これまでも、子どもと一緒に本を読むなど、家庭での読書を通じて、家族のコミュニケーションを図る家読を啓発するリーフレットを作成し、市町村教育委員会や小中学校等に配付したり、地域の子ども会と連携し、読書体験活動を交えた講演会を行うなど、保護者を対象とした啓発等の取り組みを進めてきたところであり、今後とも、市町村教育委員会などと連携し、家庭における読書活動の推進に努めてまいります。

○浅野貴博委員 次に、読書時間の目標設定などについて伺います。

全国学力・学習状況調査において、家や図書館で、ふだん1日当たりどれくらいの時間、読書をするのかとの設問に対して、10分以上していると答えた割合について、平成29年度の目標を70.0%としていますが、現状は、小学生が60.9%、中学生が53.3%です。

子どもの読書を推進するのであれば、目標は高く、100%にすべきだと思うのですが、なぜ、控え目に70%となっているのか、その根拠を伺います。

また、この調査によりますと、小学生の約2割、中学生の約3割が全く読書をしていないとのことでもありますけれども、道教委として、その要因をどのように分析しているのか、あわせて伺います。

○船木生涯学習課長 読書時間に係る目標設定等についてでございますが、第3次計画におきましては、家や図書館で、月曜日から金曜日に1日10分以上、読書をする児童生徒の割合を目標指標として、全国平均を勘案し、小学校、中学校とも70%としたところではありますが、平成29年度は、小学生が60.9%、中学生が53.3%と、数値の向上は見られたものの、目標値には達していない状況でございます。

こうしたことから、第4次計画におきましては、現状を踏まえた上で、小学生の全国平均である70%を目標値に設定したところでございます。

また、月曜日から金曜日に、家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合は、過去5年間におきましても、小学生は約2割、中学生は約3割で推移しており、そのような児童生徒は、スマートフォンやゲーム、スポーツ、習い事をしたり、友達や家族と過ごしたりすることなどに時間を充てていることが考えられますが、道教委といたしましては、今後、読書習慣も含め、望ましい生活習慣の確立に向けた取り組みに努めてまいります。

○浅野貴博委員 第3次計画の目標が70%だった、それによって数値の向上は見られたけれども、目標を達成していないから、第4次でも70%ということです。それはわかるのですけれども、100%を目指すからこそ、結果として70%に到達できるということもあると思うのです。結果としてそこに行かなかったにしても、高い目標を掲げるからこそ、努力して、当初よりも改善幅が見られるという効果も期待できると思います。

仮に、目標値を100%に変えたとして、第4次計画を検証する時期になったときに、100%に行かなかったじゃないかとの意見が道議会から出るかもしれませんが、高い目標を掲げるからこそ、7割が達成できる、そうした意識もぜひ持っていただきたいなと思います。

次に伺います。

この調査で、読書は好きかという設問がありまして、小学生の74.4%、中学生の74%が好きであると答えていますが、その一方で、読書は好きなのに、10分以上、本を読まない割合が、小学生で13.5%、中学生で20.7%であることも明らかになっております。

この調査が本当に小中学生の読書の実態を正しく反映しているのかどうか、疑問に思うのですが、道教委はどのように考えますでしょうか。

○船木生涯学習課長 小中学生の読書の実態についてでございますが、平成29年度の全国学力・学習状況調査において、読書が好きかという設問に対し、読書が好き、または、どちらかという好きと回答した割合は、小学生で74.4%、中学生で74.0%であったのに対し、月曜日から金曜日に、1日当たりどれくらいの時間、読書をするかという設問に対し、1日10分以上、読書すると回答した割合は、小学生で60.9%、中学生で53.3%であり、読書が好きと回答した児童生徒であっても、1日に10分以上の読書をしていない児童生徒も存在することが明らかになったところです。

道教委といたしましては、本道の児童生徒の読書が好きという気持ちが具体的な読書活動にあらわれることが望ましいと考えており、今後とも、子どもが、読書の楽しみを知るきっかけづくりや、読書への関心を高める取り組みを推進してまいりたいと考えてございます。

○浅野貴博委員 次に、市町村との連携について伺います。

子どもの読書活動推進計画を策定している市町村数は、平成28年で127と伺っておりますが、これを179の全ての市町村に広げていくためには、ただ計画をつくってやりなさいというだけではなくて、読書の効果を科学的に示す必要があると思います。

それこそが、市町村を補完する事務を担う道の役割であると考えますけれども、この点についてどのようにお考えになりますか。

○船木生涯学習課長 市町村の計画策定に向けた道の役割などについてでございますが、子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等がそれぞれの役割を果たすことはもとより、地域の実情に応じて、互いに連携しながら、社会全体で進めていくことが必要であり、市町村において、子どもの読書活動推進計画の策定を通じ、地域の共通理解のもと、総合的、計画的に施策を進めていくことが重要であると認識しております。

このため、道教委では、これまで、全ての市町村において計画を策定することを目標に掲げ、計画の必要性はもとより、策定手順等をまとめた手引の作成、配付や個別相談などの支援を行ってきたほか、子どもの読書活動の重要性への理解を促進するために、子どもの読書活動と、生活スキルや学力の相関を示した資料を作成し、情報提供を行ってきたところです。

今後、第4次計画の取り組みを実効性あるものとするため、道の計画の趣旨や内容を説明するとともに、市町村における計画の策定に対し、きめ細かな支援に努めてまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 次に、第4次計画の基本目標2について伺ってまいります。

基本目標2では、子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備がうたわれておりまして、地域や学校図書館等における読書環境の整備を進めるとされています。

まず、目標指標について伺いますが、四つの指標が掲げられているのです。

これは概要版なのですが、市町村における読書活動推進計画の策定、学校図書館図書標準を達成している学校、学校司書を配置している学校、学校図書館においてさまざまな人材と連携している学校、これらを基準年度から目標年度までに何%にするのかという目標が掲げられております。

特に、学校司書を配置している学校は、現在、小学校で14.2%、中学校で14.9%、高校で5.6%ですが、目標年度には、小学校で60%、中学校で60%、高校で70%にするという、これに関しては大胆な目標が設定されているのです。

そもそも、なぜ、学校司書を配置している学校の割合がこのように低いのか、また、なぜ、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が低いのか、道教委の認識をまず伺います。

○船木生涯学習課長 学校図書館に関する目標指標についてでございますが、平成28年度の学校図書館に対する道教委の調査によりますと、学校図書館図書標準を達成している学校の割合が低い状況につきましては、財政状況によって新規の図書の購入が少ないことや、公立図書館からの貸し出しを受けていることなどが理由として挙げられております。

また、学校司書を配置している学校の割合が低い状況についてでございますが、小中学校につきましては、市町村における厳しい財政状況や、専門的知識を有する人材の確保が難しいことなどが、配置が進まない理由として挙げられております。

なお、高等学校につきましては、全日制の12学級以上の道立高等学校に図書館担当事務職員を配置しておりますが、現状は、他の事務職員、司書教諭や実習助手など、複数の職員が協力して学校図書館の業務に当たっており、専任職員としての位置づけをしてこなかったため、数値が低い状況となっております。（発言する者あり）

○浅野貴博委員 今、御答弁の中で、専任職員としての位置づけをしてこなかったという答弁がありました。また、全日制の12学級以上の道立高校と言いましたけれども、小さい学校が置き去りではないかという声も後ろのほうから聞こえてきました。

そうした、これまでの課題を踏まえて、目標の達成に向けて、今後、どのように取り組むの

か、伺います。

○笠井龍司副委員長 生涯学習推進局長大川祐規夫君。

○大川生涯学習推進局長 目標の達成に向けた取り組みについてでございますが、小中学校における図書資料の整備や学校司書の配置について、道教委では、これまでも、学校図書館図書の冊数が図書標準を著しく下回る市町村や、学校司書が未配置の市町村については、職員が直接訪問し、適切な措置がなされるよう要請しているほか、各市町村教育委員会等に対し、学校図書館の運営に関するさまざまな情報提供や助言等による支援を行ってきたところでございまして、今後は、平成29年度からの学校図書館図書整備等5か年計画において、地方財政措置が拡充されたことなどを踏まえ、各学校における図書標準の達成や学校司書の配置など、学校図書館の機能の充実が図られるよう取り組んでまいります。

また、高等学校における学校司書の配置については、学校司書に求められる役割、業務内容を明確にするとともに、専門性の高い職員の活用や効率的な配置等を検討するなどして、目標の達成に向け、着実に取り組んでまいります。

○浅野貴博委員 しっかりと取り組みを進めていただきたいと思います。

次に、地域における書店との連携について伺います。

計画案では、基本目標1、2のいずれにおいても、地域を挙げて読書環境を整備すること、読書が大事だという機運を醸成することを掲げております。その主な役割を果たす主体として、図書館が挙げられておりますけれども、まさに、図書館ではなく、いわゆる本屋さん、書店があるかないかというのも、読書環境の充実にとって大きな要素であると考えます。

計画案の中で、書店の位置づけについてはどのようになっているのか、道教委としてどのように認識しているのか、伺います。

○船木生涯学習課長 書店の位置づけについてでございますが、道教委の調査によると、本道におきましては、平成29年度現在、図書館法に基づく図書館を設置していない市町村が79市町村あり、また、書店がない市町村もあるなど、地域によって、子どもの読書環境に差がある状況にございますが、道教委といたしましては、子どもが、どこに住んでいても、好きな本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができるよう、地域の実情に応じて、関係者が連携して、望ましい環境づくりを進めることが重要と考えております。

このような中、子どもの読書活動の推進に関する法律におきましては、事業者の努力として、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供について定められており、地域における読書推進にかかわる役割の一端を担っているものと考えまして、計画案においては、図書館と並び、書店についても、子どもの読書習慣の定着に向けた家読の取り組み例として記載したところでございます。

○浅野貴博委員 書店がいかに大事かということについて、去年8月の朝日新聞には、書店ゼロの自治体が全国で2割を超えて、420の市町村、行政区で書店がなくなってしまうと書いてありました。今、アマゾンなど、インターネットでの販売も伸びてきていますので、そうした

影響もあると思いますし、人口減少が最も大きい要因だと思いますが、書店がなくなると文化拠点がなくなると言われております。

その一方で、私の地元の取り組みを紹介させていただきたいのですが、留萌市で、三省堂書店を地元の熱意で呼び戻したという例があります。平成22年に、まちから一つの書店もなくなってしまった、これはいかぬということで、塾を経営している武良千春さんが先頭に立って、三省堂書店を留萌に呼び隊という団体を立ち上げられて、その後、三省堂書店を応援し隊をつくり、平成23年の7月に留萌ブックセンター by 三省堂書店が開店をしました。

2万人ちょっとのまちとしては異例の、月に1000万円ぐらいの売り上げがあるのですが、その背景には、ボランティアの方が報酬をいただかないでこん包作業をしたり、まちが一体となって、何とか書店を維持していこう、書店を守ろうという取り組みをしております。

その結果、平成29年度に、第25回北海道地域文化選奨特別賞をこの方々は受賞されていて、文化を守るすばらしい取り組みとして道からも評価をいただいております。

全ての自治体あるいは隣接するまちでこのようなことをやっても、マーケットがぶつかり合うという意味では、うまくいかないかもしれませんが、道内で書店がない地域には、こういう頑張りによって書店を復活させて守っている地域もあるという紹介も含めて、地域における書店の維持に協力することを道教委として考えていただきたいし、この計画の中で位置づけることも重要じゃないかなと思うのですが、道教委の認識と今後の取り組みについて伺います。

○大川生涯学習推進局長 書店の誘致等についてでございますが、読書活動については、全ての子どもが、あらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的に環境整備が推進されることが必要でありまして、道教委においては、これまで、書店や図書館がない地域の小中学校において、手書きポップの作成やビブリオバトル等の体験教室の実施を通じて、読書に対する児童生徒の興味、関心を高めるなど、地域における読書推進を図る取り組みを行ってきたところでございます。

留萌市においては、平成23年に、地域の方々の熱意で書店の誘致が実現して以来、ボランティア等との連携により、青少年の健全育成や市民の心豊かな生活に寄与しながら、運営されているものと承知しておりまして、道教委としては、こうした事例を参考にしながら、地域における読書を通じた人づくりやまちづくりが進められるよう、市町村、学校、地域の関係団体とより一層連携を深めながら、第4次計画の着実な推進を図ってまいりたいと考えてございます。

○浅野貴博委員 ぜひ、時間があれば留萌ブックセンターを御訪問いただきたいと思います。

定期的に読み聞かせのイベントをやったり、地域の子どものための参考書も充実していますし、小さな子どもがちょっと遊ぶスペースもつくっています。何よりもすばらしいのが、給料はもらわないけれども、ブックセンターを守るために一生懸命活動している方々がいることです。そして、市立病院とか、外にも出て行って販売をしています。地域の文化拠点を守るために、そういう努力をしている方々の姿をぜひ道教委の皆様にも見ていただきたい。

去年でしたか、NHKの特集番組としても放送されていますので、ごらんになった方もいらっ

【第2分科会 3月15日 第4号】

しやるかと思えます。計画の中に、留萌ブックセンターの取り組みはすばらしいと堂々と書いていただけたらありがたいのですが、こうした取り組みが全道各地に広がるように尽力していただきたいと思えます。

次に、これからの高校づくりに関する指針について伺います。

旧指針の検証を踏まえて、このたび示された、これからの高校づくりに関する指針案について伺ってまいります。

指針案の中で示されているとおり、北海道における中学校卒業生数は、昭和63年の9万2222人をピークに、平成29年は4万5689人で、平成37年には4万人を切って3万9731人にまで減ると予測されています。

こうした中で、高校の再編整備を考えていくことは避けられないことかと思えますが、道教委として、このたびの指針案において、どういう考えのもと、これからの配置計画を考えているのか、改めて基本的な認識を伺います。

○**笠井龍司副委員長** 新しい高校づくり推進室参事（高校配置）櫻井良之君。

○**櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置）** 高校配置についてでございますが、道教委では、これまで、高校進学希望者数に見合った定員を確保するとともに、教育水準の維持向上と教育の機会均等を図るため、適切な高校配置に努めてきたところでありまして、今後も、こうした考え方にに基づき、中学校卒業生数の減少などを踏まえた定員調整を行うとともに、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、可能な限り、1学年4ないし8学級の望ましい規模の高校が維持できるよう、再編整備を進めていく考えでございます。

一方、人口減少社会への対応や地域を担う人材の育成などの観点から、地域における教育の機会を確保することが、これまで以上に重要となっており、第1学年3学級以下の高校であっても、地理的状況から再編が困難な場合などには、地域連携特例校などとして存続を図ることといたしまして、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた取り組み等を勘案した上で、再編基準を緩和することとしております。

○**浅野貴博委員** 指針案の中では、従来、地域キャンパス校とされていたものが、地域連携特例校と名称が変わっておりますが、内容はどのように変わっているのか、伺います。

○**笠井龍司副委員長** 新しい高校づくり推進室参事（改革推進）相馬哲也君。

○**相馬新しい高校づくり推進室参事（改革推進）** 地域連携特例校についてでございますが、第1学年1学級の高校のうち、地理的状況から再編が困難であり、かつ、地元からの進学率が高い高校については、これまで以上に、地域と連携した特色づくりや魅力化を推進していく必要があることなどから、このたび策定することとした、これからの高校づくりに関する指針におきまして、地域キャンパス校の名称を改め、地域連携特例校としてお示ししたところです。

地域連携特例校においては、地域連携協力校からの出張授業や遠隔授業、合同の学校行事や部活動はもとより、教職員の研修などにも連携して取り組むほか、新たに、地域連携特例校間の遠隔授業や、協力校以外の都市部の高校からの遠隔授業等の実施についても検討するなどして、教

育環境の充実を図る考えでございます。

○浅野貴博委員 次に、関係市町村との協議について伺います。

指針案では、「2 公立高校の配置」の「(1) 現状と課題」で、道立高校の現状と課題を述べて、「(2) 配置の基本的な考え方」の中では、全日制、定時制に高校を分けた上で、細やかな配置の基準を示しています。

その一方で、「複数学科設置校の取扱い」と「配置計画の策定」の項があり、地域の実情や学校、学科の特性などを考慮しながら、または、関係市町村とも十分に協議するとしています。

これは、ある公立高校が再編整備の対象になったとしても、地域の実情や市町村との協議の結果次第では、方針を転換することもあり得るということを示しているのか、確認します。

○櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置） 地域との協議などについてでございますが、道教委といたしましては、高校配置のあり方などについて、地域の保護者や関係者の方々の理解を深めていただくことが大切であると考えておきまして、これまでも、高校の再編整備が課題となる地域において、指針の考え方や中学校卒業者の状況等について情報を提供し、協議を行ってきたところでございます。

今後も中学校卒業生数の減少が見込まれる中、教育水準の維持向上に向けて、教育環境の充実を図るためには、高校の再編整備は避けて通れない課題であると考えておきまして、その際におきましては、今後の中学校卒業生数の状況を踏まえた上で、本道の広域性、都市部と郡部の違い、地域の実情や、学校、学科の特性、さらには、高校に対する地域の取り組みなどを考慮いたしますとともに、地域の方々の御意見を丁寧に向いながら、再編整備の検討を進めていく考えでございます。

○浅野貴博委員 要するに、本来、再編整備をしなきゃいけないものが、地域の声によって、進められる地域と進められない地域があるとすれば、道教委の対応として、ダブルスタンダードの結論に至ることもあり得るということなのか、もう一回伺います。

○櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置） 再編整備の考え方についてでございますが、本道は、広域で多様な地域から形成され、それぞれの地域事情も大きく異なり、都市部と郡部の高校では、学校、学科の配置状況、通学事情、地域とのかかわりなどの面で相違があると認識しておきまして、このたびの、これからの高校づくりに関する指針におきましては、第1学年3学級以下の高校であっても、地理的状況から再編が困難な場合などには、地域連携特例校などとして存続を図ることとし、地域における高校の教育機能の維持向上に向けた取り組み等を勘案した上で、再編基準を緩和することとしたところでありまして、こうした地域の実情も考慮しながら、再編整備を検討することとしております。

○浅野貴博委員 生徒数が多くて、複数の高校があつて、それを一緒にするかどうかという事情のある地域と、地域に高校が一つしかなくて、それがなくなったら高校は全てなくなってしまう地域とでは、それぞれの市町村の高校に対する思いなどは全く異なると思うのです。

地域に高校があるかないか、また、特定の学科がちゃんと残されるかどうかというのは、まち

にとっては、未来の地域づくりに向けて決定的に重要な問題であり、地元にある高校をしっかりと守っていくということは、地域にとって死活的に重要な問題であると考えます。

それで、指針案の中では、事細かに再編整備の基準が書かれております。条件を設定して、最後に、関係市町村と十分に協議することをうたうのも一つなのかもしれませんが、地域における高校存続に向けた具体的な取り組みを前提として、例えば、地域で高校を残すために一生懸命頑張っている、そうした取り組みが見られるということを条件にした上で、関係市町村との合意が得られない限り、いかなる再編整備も進めないと明記したほうが、よりわかりやすく、地域にとっての安心にもつながりますし、これならば、私たちがしっかり頑張っていけば、地域の高校を残せるのだと思えると考えます。

私の地元には、例えば、苫前商業高校や、遠別には遠別農業高校があり、首長も地域の方々も、この高校がなくなったら大変だと思って——よそのどの市町村もそうかと思いますが、特に頑張っている地域があります。そうした人々にとっては、安心を得た上で、もっと頑張ろうという思いを持てることにつながると思うのですが、この点についての道教委の認識を伺います。

○笠井龍司副委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 これからの高校づくりに当たっての、地域の意向への配慮についてでございますが、中学校卒業生数の減少が続く中、教育水準の維持向上を図り、活力ある教育活動を展開するためには、高校の再編整備は避けて通れない課題であると認識しておりますが、再編整備の検討に当たっては、地域の実情や教育的観点からの望ましい学校規模の考え方などを丁寧に説明するとともに、地域の方々から御意見を伺うことが何よりも大切であると考えているところでございます。

道教委といたしましては、人口減少社会を迎える中、地域の教育機能を維持向上させることは極めて重要な課題であると認識いたしておりまして、高校の配置が地域に与える影響、高校に対する地域の取り組みなどに十分意を用いて、適切な高校配置に努める必要があると考えております。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、教育長がおっしゃったように、高校の配置が地域に与える影響、地域に住む人たちの気持ちにどんな影響を与えるかをしっかり踏まえた上で、それぞれの地域の意向を十二分に聞いて、これからの再編整備、配置のあり方を考えていただきたいと思います。

最後に、飲酒運転の根絶について伺います。

先月、釧路総合振興局の職員が飲酒運転をしてしまったことを受けて、道教委も含め、道庁全体で、改めて、飲酒運転は絶対してはいけない、させてはならない、許してはいけないと、取り組みを進めていただいたと思いますが、大変残念なことに、今月の3日、道立高校の教師による飲酒運転がまた発生しております。非常に残念であります。

高校の先生という、生徒を導いていく立場にある方が、これだけ社会的に深刻な問題になって

いる飲酒運転を引き起こしてしまったことは、柴田教育長を初め、道教委の皆さんも大変残念な思いでいらっしゃると思うのですが、道教委として、今後の再発防止に向けてどのような取り組みをしていくのか、最後に伺います。

○柴田教育長 飲酒運転の根絶についてでございますが、先月、知事部局の職員が酒気帯び運転により逮捕される事案が発生いたしましたことから、このことを組織全体として重く受けとめ、飲酒運転の根絶に向けた取り組みの徹底を通知した直後に、道立高校教諭による飲酒運転が発生したことは、学校教育に対する保護者や地域の皆様の信頼を損なうものでありまして、まことに遺憾であり、大変申しわけなく思っております。

道教委といたしましては、今月の5日に臨時教育局長会議を開催し、全ての管内で速やかに市町村教育長会議や校長会議を開催するなどして、改めて、職員に対する研修において、全ての職員に、絶対に飲酒運転をしない、させない、許さないという条例の理念を周知徹底するよう、私から直接指示をいたしたところでございまして、今後、職員と同居する御家族の御協力もいただきながら、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを一層強化してまいります。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、同居する御家族の協力もいただきながらという御答弁をいただきました。

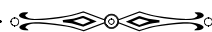
非常に残念な事態でありますけれども、改めて、私たち道議会議員も含めて、北海道はもちろん、日本全体で飲酒運転は絶対させないという意志を私自身も強く持って行動していくことをお誓い申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○笠井龍司副委員長 浅野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時37分休憩



午後3時開議

○笹田浩委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

荒当聖吾君。

○荒当聖吾委員 それでは、教育庁所管事項について伺ってまいりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

初めに、入学時の諸納金等についてであります。

中学校や高等学校の入学時に支払う諸納金が高くて払えないという御相談をいただきました。

また、最近では、有名な外国ブランドの学生服を制服にするという小学校の話題もありましたが、ブランド品ではないとしても、指定の制服やジャージ、水着、柔道着などを購入する必要もあり、入学時の保護者の経済的負担は大きいものと考えます。道教委の所見を伺います。

○笹田浩委員長 高校教育課長山本明敏君。

○山本高校教育課長 保護者の負担などについてでございますが、道教委といたしましては、児童生徒が学校生活において使用する制服などの指定物品の購入に際しましては、保護者の経済的負担などに十分配慮する必要があると考えており、事務処理が適切に行われるよう、道立学校における斡旋物品等の取扱マニュアルを策定し、その周知徹底を図ってまいりましたほか、市町村教育委員会に対しましても、本マニュアルを情報提供するなどして、保護者の負担軽減などについて働きかけてきたところでございます。

また、昨年11月には、公正取引委員会が、制服メーカーや販売店の競争を促すことが、生徒や保護者に対して安価で良質な制服等が提供される可能性を高めることから、制服などの取引に学校がかかわる場合には、入札、見積もり合わせなどの方法で業者選定を行うことや、指定販売店をふやすことなどが望まれると指摘したところであり、道教委といたしましては、こうした指摘も踏まえ、保護者の経済的負担の軽減に向けた各学校における一層の取り組みを促してまいり考えてございます。

○荒当聖吾委員 どうしても、中学校や高校の入学時にお金がかかってしまうことはある程度いたし方がないところですが、例えば、私の経験では、小学校の卒業時に、これから子どもの足が大きくなって使えなくなるのだったら、スキーの板とか靴、スケートの靴などを小学校に置いていってもらえませんか、後輩の皆さんに残してあげてもらえませんかなどといった声かけをしていると伺って、気持ちがいと感じたことがありました。ただ、余りこれをやり過ぎると、業者の売り上げにかかわってくるので、考えなければいけません、保護者の経済的負担の軽減に向けた一層の取り組みをお願いしたいと思います。

次に、諸納金の中には学級費という項目がありますが、この学級費とはどういうものなのでしょう。私費会計といえども、担任教師の裁量で現金を取り扱うことについて、事故やトラブルも多く、扱いは慎重にすべきであると考えますが、道教委の所見を伺います。

○山本高校教育課長 学級費についてでございますが、各学校においては、自校の教育活動を行うに当たり、学校徴収金として、生徒会費や学級費などを保護者等から徴収する場合があります、このうち、学級費につきましては、クラス単位で行う催しや生徒の活動等に要する経費について徴収しているものと承知をしております。

学校徴収金会計の事務処理に当たり、経理等の透明性の確保を図るため、各学校では、道教委が定めた準則に基づき、学校徴収金会計事務処理要領を定め、取扱担当者の指定や収入支出の手続、部内検査などについて、校内の管理体制を整備して取り扱っているところでありまして、今後とも、適切に実施する必要があるものと考えております。

○荒当聖吾委員 ここでは、学級費という項目名を使いましたが、要は、担任の先生、教諭に現金の取り扱いを極力させないでいただきたいと思うところであります。お金の事故、トラブルは、地域や世論も許してくれない、取り返しのつかない大きな事故につながりかねません。

昔の話ですが、生徒宅に伺って、授業料や諸納金などについて、これだけ未納だから何とか払ってほしいとお願いすることもあったと伺っておりますが、これは、生徒本人や保護者の皆さん

との信頼関係にもひびが入りかねないという気がします。

教員は、教科指導、生徒指導を主な業務として、なるべく現金を取り扱う機会を少なくしていただくよう、お願いをするところであります。

次に、ICTを活用した学習機会の充実についてであります。

北海道のような広域分散の地域においては、ICTの活用により、どこの地域でも、どんな時間でも予習や復習ができる学習の機会を提供することは非常に重要なことであると考えます。

そうした中、新聞報道によれば、北海道教育委員会は、千歳科学技術大学と連携協定を締結し、eラーニングシステムの活用を市町村に普及するということではありますが、今後、どのように取り組みを進めていかれるのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 義務教育課長波岸克泰君。

○**波岸義務教育課長** ICTの活用についてでございますが、ICTの活用は、子どもたちの興味や関心を高めるなど、教育の質の向上を図る上で有効であり、特に、インターネットなどの情報通信ネットワークは、時間や空間の制約を受けずに、子どもたちの多様なニーズに対応する教育機会を提供できるなど、広域分散型の本道におきましては、より大きな効果が期待できるものと認識しております。

このため、道教委では、千歳科学技術大学が独自に開発いたしました、インターネットを活用して、子どもが自分の習熟の程度に応じて、数学や英語等の問題に取り組むことができるeラーニングシステムを、本道教育において効果的に活用することなどを目的として、連携協定を本年2月に締結したところでございます。

今後は、全道の小中学校に対し、このシステムの周知を図り、希望する児童生徒一人一人にパスワードを配付し、子どもが、放課後や長期休業中にみずからの習熟度を確認したり、復習に活用したりするなど、学校や家庭で自由に学習に取り組むことができるよう、千歳科学技術大学と連携して、ICTを活用した教育の充実に努めてまいります。

○**荒当聖吾委員** これは本当に素晴らしい取り組みだと思っております。しっかり頑張っていたきたいと思います。

本当はと言うと、述語がちょっと変わってくるのですけれども、最終的なお願いとしては、例えば、教科、科目の单元ごとに別々に50分のビデオを確保する必要はないと思いますが、その单元単元の胆を動画におさめていただいて、教育研究所とか道教委のサーバーで、道民の皆さんがそれにアクセスできるようにしてもらえると、私が住むまちには塾もありませんから、高校生が勉強したり、復習や予習をするのに大変有用ではないかなというふうに思います。

また、国語という科目ですと、教科書が変わったら全く難しい問題になってきますので、例えば、教科書出版会社に、インターネット上に单元ごとの解説ビデオを置いてもらうことはできませんかという働きかけをしていただくことはできないでしょうか。教科書出版会社でも、自分のところの教科書が売れるのだったら、そういうこともできますよと言うところがあるかもしれません。

さらに、道教委でされているチャレンジテストも、印刷して使うという使い方ではなくて、画面の上で挑戦して、解説とか答案などがつくとおもしろいかなというふうにも思います。

大変すばらしい取り組みだと思しますので、どんどん頑張ってくださいたいと思います。

次に、公立高等学校の適正配置、間口の確保についてであります。

まず、北海道の公立学校の適正と思われる間口数は幾つであるとお考えなのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 新しい高校づくり推進室参事（高校配置）櫻井良之君。

○**櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置）** 望ましい学校規模についてでございますが、道教委では、現行の「新たな「高校教育に関する指針」」を策定する際、有識者で構成する高校教育推進検討会議から、生徒の多様なニーズや進路希望等に応じた幅広い教育課程の編成、実施を図るためには、一定の生徒数や教職員数を確保できる4ないし8学級を基本として、学校規模の適正化を進める必要があるとの答申を受けたことなどを踏まえ、1学年4ないし8学級を望ましい学校規模としたところでありまして、このたび策定することとした、これからの高校づくりに関する指針においても同様とする考えでございます。

○**荒当聖吾委員** 休憩前にも、4ないし8学級という議論がありました。

道立高等学校で、道教委が言う適正間口数の4ないし8学級を確保することができる学校数は何校あるのでしょうか、伺います。

○**櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置）** 学校規模についてでございますが、今年度の全日制の道立高等学校数は、既に募集停止となっている学校の6校を除き、194校でございます。そのうち、第1学年が4ないし8学級の学校は104校、全体の53.6%となっております。

○**荒当聖吾委員** 4ないし8間口を確保している学校が104校、53.6%ということですが、9間口の学校もあると伺いました。

何よりも、道立高等学校数が194校ということを知って、200校を切っていたということがもはや大きなニュースなのですが、その中で、全体の53.6%、半分以上が4ないし8間口を確保している、しかしながら、半分近くは、それよりも小さい学校だと受け取りました。

適正間口数より間口が大きくなると、どのようなデメリットがあるのでしょうか。また、逆に、間口数が少ないと、どのようなデメリットがあるのでしょうか、伺います。

○**笹田浩委員長** 新しい高校づくり推進室参事（改革推進）相馬哲也君。

○**相馬新しい高校づくり推進室参事（改革推進）** 学校規模の違いによるデメリットについてでございますが、望ましい規模を上回るような大規模校におきましては、教職員による生徒一人一人の把握が難しくなること、学校行事や部活動等において、生徒一人一人の個別の活動機会を設定しにくいこと、特別教室や体育館等の施設設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合があることなどが考えられます。

一方、高校の小規模化が進むと、教員数が少ないため、設置できる科目数や部活動が制約されること、同世代の子どもたちのさまざまな考え方や個性などに触れる機会が少なくなること、よ

り多くの教員から多様な見方や考え方を学ぶ機会が減少することなどが考えられるところでございます。

○荒当聖吾委員 そこで、地域キャンパス校と呼ばれる学校があるというふうに伺いましたが、これはどのような学校なのでしょう、伺います。

○相馬新しい高校づくり推進室参事（改革推進） 地域キャンパス校についてでございますが、道教委では、第1学年1学級の高校のうち、地理的状况等から再編が困難であり、かつ、地元からの進学率が高い高校を地域キャンパス校とし、出張授業や遠隔授業、生徒間交流など、センター校と連携した教育活動等により、先ほど申し上げました小規模校のデメリットを補いながら、教育環境の充実を図っているところでございます。

なお、このたび策定することとした、これからの高校づくりに関する指針におきましては、これまで以上に、地域と連携した特色づくりや魅力化を進めていく必要があることなどから、地域キャンパス校の名称を改め、地域連携特例校としてお示したところでございます。

○荒当聖吾委員 地理的状况等から再編が困難であるということ、かつ、地元からの進学率が高い高校であり、出張授業や遠隔授業、生徒間交流など、センター校と連携した教育活動等を用いながら、デメリットを補い、教育環境の充実を図る、そういう学校であるというふうに伺いました。

間口の小さい高等学校においては、体育会系、文化系のクラブの部員数を確保できないため、まともな部活動ができない実態があります。

そのような実態について、道教委はどう認識をされているのか、また、こうした状態のままではよいのか、道教委の所見を伺います。

○山本高校教育課長 小規模な高校における部活動についてでございますが、広域な本道においては、学校規模や地域の実情のほか、生徒の希望もさまざまありますことから、部員数を確保できないことや、部活動を常設できない場合もあり、各学校では、生徒の希望を踏まえながら、教員が指導できる種目や外部指導者の有無なども考慮して、実施する部活動を決定してきております。

道教委といたしましては、部活動の実施については、各学校が、生徒の希望や自校の実情等に基づき、保護者の理解を図りながら、近隣の高校や地域との連携協力等も視野に入れ、効果的なあり方を検討していくことが大切であると考えております。

○荒当聖吾委員 私ごとで大変恐縮ですけれども、私も、高校の教員として閉校を経験しております。まともにクラブ活動ができない、また、健全な学力の競争ができない環境というのは、生徒にとって本当にかわいそうな環境であると言わざるを得ません。

私がおそれを痛感しましたのは、最後の学年担任となったときのことで。

そこは、1学年、2学年、3学年がそろっていきまして、サッカー部に1年生ですごい選手が入ってきました。この子は必ずこの学校のスーパープレイヤーになるだろうなというふうに見ておりましたが、2学年になったとき、1学年が入ってこなかったのです。途端に、11人のチームを

組むことすら難しい状況になった。

それで、二つのクラブに在籍してもいいよということで、何とか人数を確保してやろうとしても、サッカーは本当に練習が大事なクラブですから、そういうチームはなかなか勝ち上がることができない。野球部にしても、野球がすごく好きな生徒やさまざまな生徒がいましたが、3学年になったときには、とても無理だということになりました。チームもつukれない。活動もおぼつかない。ほとんどの体育会系のクラブは、チームとして成立する人員を確保することができなくなりました。これは本当にもったいないことだし、残念なことだと思います。

全ての子どもたちに、健全な学力の競争や、文化系、体育系を問わず、さまざまな才能を育てるのに均等な機会を与えるためにも、一定程度の間口の確保は必要であると考えますが、所見を伺います。

○櫻井新しい高校づくり推進室参事（高校配置） 学校規模についてでございますが、高校において、一定規模の生徒や教職員の集団を維持することにより、多様な個性を持つ生徒と出会い、互いに切磋琢磨する機会が得られること、生徒の学習ニーズに応える多様で柔軟な教育課程を編成できること、より多くの教職員の指導により多様な見方や考え方が学べること、生徒会活動や部活動が活性化して充実することなどが期待できますことから、こうした教育環境を維持するためにも、望ましい学校規模を確保することが大切であると考えております。

○荒当聖吾委員 先ほども触れた学校なのですけれども、例えば、教室内でも学力の順位が固定されてしまうのです。1位の子はずっと1位なのです。しかも、1位の子も勉強しなくなるのです。どうせ俺は1位だから、勉強したってこれ以上、上がることはない、先生、俺は卒業するまでずっと1位にいるから大丈夫だと言い、順位が下の子は、今さら頑張ったって俺は順位が上がらないよということで、完全に順位が固定してしまいました。勉強しなくなるのです。健全な学力の競争がなくなれば、こんなにも勉学に身も熱も入らなくなるのかと愕然とした経験があります。

ここは、言葉を選んで申し上げますけれども、よく、学校をなくすなという言葉があります。学校がなくなると、まちが疲弊するというふうに言いますが、私は、それは当たっていないと思います。学校がなくなるから、まちが疲弊するのではなくて、まちが疲弊するから、学校がなくなっていくのだと思います。

まちが栄えて人がやってくる、人口がふえる、じゃ、学校をつくらなきゃいけないねというのは自然の流れでありますし、逆に、本当に残念で、不本意ですが、まちが疲弊して、人口が減る、そうすると学校が減っていくということも自然の流れであります。

我々議員や、学校をなくすなと言う方は、そのエネルギーを、いかにして人口を減らさないか、どうすれば人口がふえるかというところに注ぐべきであると考えます。

先ほどの答弁にありました4ないし8学級という間口は、理由も意味もある数字だと思います。残念ながら小さくなってしまった学校は、生徒にとってはよくない環境だというふうに言わざるを得ません。

ここで、改めて伺いますが、道教委は、適正間口を確保するために、学校の配置、統廃合をどのように進めていかれるおつもりなのか、所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 新しい高校づくり推進室長武田信吾君。

○**武田新しい高校づくり推進室長** 高校配置についてでございますが、中学校卒業生数が今後も減少することが見込まれる中、教育水準の維持向上に向けて、教育環境の充実を図るためには、高校の再編整備は避けて通れない課題でありまして、一定規模の生徒及び教職員の集団を維持し、活力ある教育活動を展開する観点から、可能な限り、1学年4ないし8学級の望ましい規模を維持できるよう、再編整備を進めていく考えでございます。

一方で、人口減少社会への対応や、地域を担う人材の育成などの観点から、地域における教育の機会を確保することが、これまで以上に重要となっております。第1学年3学級以下の高校であっても、地理的状况から再編が困難な場合などには、地域連携特例校などとして存続を図る考えでございます。

以上でございます。

○**荒当聖吾委員** 小規模校でも、教科やクラブ活動などでの先進者、つまり、生徒たちから見てその道のプロフェッショナルである方が先生として勤務されています。高校生という、たった3年間しかない、生徒にとって大事な時期に、すばらしい出会いになるかもしれないことがたくさんあるのです。

例えば、野球にすぐれた先生、サッカーにすぐれた先生や、柔道であったり、習字であったり、いろんな卓越した技術、技量を持たれた先生と出会うためには、その先生がいらっしゃるなければなりません。その機会が少なくなるということは、学生にとっては大きな損失であると思います。

その中で、地域の特色ある学校、また、先ほど、地域キャンパス校——これは地域連携特例校というふうに伺いましたが、そのような特に理由のある学校については、御配慮いただいて、残していただかなければならないというふうに思います。

生徒の学習環境を整えるためにも、適正な間口の確保と学校の配置をしなくてはならないと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

その上で、関連しますが、学校をなくさないための取り組みとして、コミュニティースクールについて伺いたいと思います。

学校長を先頭に、先生方による魅力のある学校づくりは、どこの学校でも実践されているはずであります。

しかしながら、これからは、学校だけではなく、地元の地域の意識改革こそが重要なのではないのでしょうか。自分のまち以外の生徒を呼び込むことに力を注ぐのではなくて、地元の学校に進ませたい、行きたいという、保護者や生徒の意識をつくっていかなければならない、このように思っております。

私は、その最良のカードがコミュニティースクールであると考えています。

【第2分科会 3月15日 第4号】

地域住民を参画させての学校経営として、地域が学校に期待することや高校へのニーズを考え、地域住民とともに、学校づくり、高校づくりを考えることが重要であると考えますが、道教委の所見を伺います。

○**笹田浩委員長** 学校教育局長北村善春君。

○**北村学校教育局長** 道立高校へのコミュニティースクールの導入についてでございますが、道教委といたしましては、コミュニティースクールの導入を契機として、地域や社会の参画、協力を促進することは、学校運営の改善につながりますとともに、学校の魅力化や特色づくりに資するものと考えているところでございます。

平成29年度の地教行法の改正によりまして、公立学校への学校運営協議会の設置が努力義務化されたことを踏まえ、平成24年度に導入した別海高校に加えまして、今年度、新たに、栗山高校と寿都高校の2校に導入をしたところでございます。

導入した各学校におきましては、地域の課題解決をテーマとする学習や、地域の産業界等と連携したさまざまな教育活動を展開し、教育の質の向上や地域の活性化に取り組んでおりまして、今後におきましては、こうした取り組みなども参考にしながら、地域と連携したキャリア教育や、地域を支える人材の育成などに積極的に取り組んでいる学校などを中心に、地域の意向等も十分に把握して、順次、導入を進めてまいりたいと考えてございます。

○**荒当聖吾委員** コミュニティースクールについて伺いました。

私は、地元の芦別高校のPTA会長を仰せつかっております。

芦別高校では、今のところ、コミュニティースクールの導入はされていませんが、例えば、校長先生が広く募られて、ロータリークラブの企業経営者の方に、3年生の就職希望者全員に対して就職面接の練習をやっていただいていますし、生徒の代表者の数名が台湾に研修に行ったりしています。

また、芦別市役所の御協力も得て、夏休みを使ってのオーストラリアでの2週間の語学研修、企業でのインターン実習の受け入れなど、地域が、学生の出口の確保や魅力づくりを応援しております。お金だけではなく、知恵や知識、情報などについても、学校の外から応援をしてもらっているところであります。

これは私は初めて言うのですが、コミュニティースクールは、学校を基軸にした地域のまちづくり、学校による地域の活性化にもつながるのではないかと、その可能性を探っております。これが成功すると、本当にできるのじゃないかなというふうに思っております。

例えば、人口が800人を切っている音威子府の村立の美術工芸高校は、120人近くの生徒を確保しているのですが、その学校の生徒は、まさに本当に活気と勢いをつけてくださっているという評価もいただいております。

ぜひ、コミュニティースクールの導入を含め、地域からの応援を巻き込む学校づくり、魅力ある学校づくりへの支援を道教委にもお願いいたします。

ここまで、学校のあり方等の議論をさせていただいてきたところですが、次に、いじめ問題へ

の取り組みについてであります。

道教委では、国のいじめ防止対策推進法の成立を受け、平成26年に、北海道いじめの防止等に関する条例を制定するとともに、北海道いじめ防止基本方針を定め、これまで取り組みを進めてきているものと承知しております。

本年2月、施行後3年を目途とする条例の見直し規定に基づき、道の基本方針が改定されました。

北海道いじめ防止基本方針は、本道におけるいじめの防止等の対策の基本的な方向や、具体的な対策の内容を示しており、学校、家庭、地域住民、行政、その他の関係者の相互の連携協力のもと、社会全体でいじめ問題を克服していくための重要な方針であると考えております。

そこで、以下、数点伺ってまいります。

私が、いじめ防止条例の中で最も重要であると考えた条項は、学校及び教職員の責務を規定した第6条です。全部大事なのですけれども、特に大事なものは第6条であると考えます。

教員は、基本方針の趣旨を理解した上で教壇に立つ必要があり、教職員がみずからの責務を常に自覚し、いじめ問題への適切な対応が行われるよう、学校においては、繰り返し研修が行われるべきであると考えますが、学校におけるいじめに係る研修の実施状況について伺います。

○**笹田浩委員長** 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川端雄一君。

○**川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全）** いじめ問題に係る研修についてでございますが、これまで、各学校においては、いじめの問題に適切に対応できる力を身につけるため、いじめの積極的な認知や、学校としての組織的な対応のほか、子ども同士による悩み相談や仲間づくりに向けた教育活動などをテーマとして、校内研修に取り組んでおり、今年度は、昨年11月末現在で、札幌市を除き、本道の約9割の公立学校が、いじめに関する校内研修を実施済みであり、年度内には全ての学校において実施される予定となっているところでございます。

○**荒当聖吾委員** いじめ問題に適切に対応できる力を身につけるために研修などに取り組んでいるとのことでありました。

条例や方針が出されたことによって、いじめがなくなるのであれば、こんなありがたいことはありませんが、大事なことは、ひとしく全ての先生方に御理解をいただき、法の精神のもとに、いじめに対応していただくことが大事かと思えます。

基本的には、1年目の先生方もベテランの先生方も、男性も女性も、どなたであっても、一つの内いじめの事案を目の当たりにしたときに、同じ対処方法で必ず解決することができる力があるかないかが大事なのではないのでしょうか。そういう意味でも、9割の学校で研修を実施済みというところはありがたいことでもあります。

また、年度内には全ての学校において実施されるというふうにも伺いましたが、申し上げたとおり、全員の先生に、必要な力を研修で身につけていただきますよう、お願いいたします。

また、これは提案なのですが、そんなことはできないよという回答もあっていいと思うのですが、大事な条例、方針でありますので、これから教員採用試験を受験される方などに質問

することがあってもいいのではないのでしょうか。勉強する試験範囲がまたふえて大変だと思われるかもしれませんが、今から教師になって教壇に立とうという人がそのことを知らないのはどうかと思います。これは提案ですので、考えていただければと思います。

次に、学校では、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、また、原子力発電所の事故により避難をしている児童生徒など、特別な配慮が必要と思われる児童生徒に対して、いじめ防止等の観点から適切に取り組むことが必要と考えますが、基本方針ではどのように扱われているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 特に配慮が必要な児童生徒への対応についてでございますが、道教委では、各学校において、全ての児童生徒が、互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できるよう、改定後の北海道いじめ防止基本方針に、学校として特に配慮が必要な児童生徒として、発達障がいを含む障がいのある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、東日本大震災により被災するなどして避難している児童生徒などを示すとともに、こうした児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を、保護者と連携しながら組織的に行うことや、周囲の児童生徒に対する指導の必要性などについても明示したところでございます。

○荒当聖吾委員 あろうことか、高等教育機関の教員が、福島から進学してきた女子大生に対して、全く見当違いの問題発言をしたという事例も報道等で伺っております。くれぐれも、しっかりお取り組みをいただきますよう、お願いいたします。

次ですが、いじめの早期発見のためには、学校における取り組みの充実はもとより、子どもたちが学校外でも相談できる体制の充実が必要であります。

道教委では、平成27年度に子ども相談支援センターを開設され、24時間体制で、電話等により、いじめに関する相談等に対応していただいていることは承知をしておりますが、相談員が適切に対応することが重要であります。

そこで、電話相談員の方々に対してどのような研修が行われているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 電話相談員に対する研修についてでございますが、道教委では、電話相談員が個々の相談事案に応じて適切な対応を行うためには、児童生徒の心理や発達に関する知識等が必要でありますことから、それらを身につけるための研修機会を充実させることが重要であると考えており、これまで、臨床心理士や児童相談所などの関係機関の職員を講師とした研修会を開催してきているところでございます。

研修の内容といたしましては、電話相談のあり方に関する講義のほか、いじめ、不登校、児童虐待、自殺予防等にかかわる適切な電話対応についての事例研究などを行ってきており、今後におきましても、引き続き、相談業務にかかわる実践的な内容を取り扱うなどして、相談員の資質の一層の向上に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○荒当聖吾委員 児童生徒のコミュニケーションの手段は、今やSNSが主流となっております。

道教委では、SNSを活用した相談体制の充実に努めると答弁されておりましたが、現在、どのような検討を行っているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） SNSを活用した相談体制の検討状況についてでございますが、道教委では、現在、国の、SNS等を活用した相談体制の構築事業の活用を前提に、相談体制のあり方として、児童生徒が相談しやすい期間や時間帯の設定、相談業務に関する知識や経験はもとより、子どもたちのコミュニケーション事情に精通した相談員の配置などについての検討を進めてきているところでございます。

今後におきましては、効果的な事業の実施に向けて、児童生徒への周知の方法や、緊急時の関係機関や団体等との連携方法のほか、個人情報の管理や、スマートフォン等を所有しない児童生徒への適切な配慮などにつきましても、あわせて検討を行う必要があると考えているところでございます。

○荒当聖吾委員 今、電話相談、SNSについて議論させていただきましたが、例えば、電話だと、顔も表情もわからないですね。顔も表情もわからない人と電話で相談すること自体がストレスになってしまう可能性もあります。

SNSの活用であれば、文字記号のみで相談することができ、電話で相談するより、やりやすい人も多いのではないかと感じます。そういう生徒もたくさんいらっしゃるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、SNSを活用した取り組みをお願いいたします。

また、スマートフォンを持っていない児童生徒への配慮ということもあろうかと思っておりますので、あわせてお願いをいたします。

次ですが、いじめについては、学校、家庭、地域、行政、その他の関係者が、相互連携のもとで取り組むべきであります。

市町村における地方いじめ防止基本方針は、国や道の基本方針と、学校のいじめ防止基本方針とをつなぐものであり、各学校におけるいじめ防止対策の基盤となるものであります。

道内の市町村においては、いじめ防止基本方針の策定率が全国平均に比べて低い状況であると承知をしておりますが、道教委としては、地方いじめ防止基本方針の策定率増加に向けた取り組みも含め、今後、どのように市町村と連携を図りながら、いじめ問題に取り組んでいかれるのか、伺います。

○笹田浩委員長 教育長柴田達夫君。

○柴田教育長 いじめ問題に係る市町村との連携についてでございますが、道教委といたしましては、市町村において、いじめ問題への対応等に関し、地域内における対策や対処に格差が生じないよう、特段の理由がある場合を除き、地方いじめ防止基本方針を策定することが重要であると考えております。

しかしながら、道内においては、地方いじめ防止基本方針を策定している市町村の数が、平成29年3月末現在で118でございます。策定率は65.9%にとどまっておりますことから、このたび改定した基本方針に、地方いじめ防止基本方針の策定を促進することについて明記いたしました。

ころでございます。

道教委におきましては、今後、未策定の市町村に対して、その理由を把握し、策定に向けて、必要な情報提供を行うなどして支援に努めますとともに、市町村教育委員会の代表者等が参画するいじめ問題対策連絡協議会において、子どもたちを見守る体制づくりや、市町村からの要請に応じた外部専門家の効果的な活用などについて議論を行うなど、市町村を初め、関係機関との一層の連携を図りながら、いじめ防止対策等の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○荒当聖吾委員 答弁いただきまして、ありがとうございました。

今回の議論についても、早朝から遅くまで、複数回にわたりまして、壮絶なと言っていいほど意見交換をさせていただいたと思っております。自分にとって本当に大事だと思うところについて、議論、意見交換をさせていただきましたが、根本として、道教委の皆さんにしっかり尽力をいただいていることは、よくよく承知しております。

行き過ぎた言動がありましたらお許しをいただき、微力ながら応援をして差し上げたいという気持ちでいっぱいであります。

引き続き、子どもたちのためによりしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○笹田浩委員長 荒当委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

真下紀子君。

○真下紀子委員 初めに、子どもの貧困対策について伺います。

まず、2013年8月からの、生活保護の扶助基準の見直しに伴う影響について、道教委は、影響がないよう対応したとしておりますが、影響がないようにどのように対応したのか、お示し願いたいと思います。

○笹田浩委員長 教育環境支援・研修担当課長谷垣朗君。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 生活保護基準の見直しに伴う影響についてでございますが、国においては、平成25年度に生活保護基準を引き下げたところでございますが、見直しに当たっては、できる限り他の制度に影響が及ばないよう対応することが基本的な方針とされたところでございまして、これを踏まえ、文部科学省では、就学援助制度に関し、生活保護基準の見直し以前の基準で要保護者と認められる者は、引き続き国庫補助の対象としたほか、準要保護者に対する地方財政措置を拡充するなどの対応がなされたところでございます。

道教委では、各市町村に対し、国のこうした取り組みを説明するとともに、市町村が実施する就学援助に関しては、できる限り子どもに影響が及ばないよう適切に対応することについて、繰り返し働きかけてきたほか、毎年度、市町村における対応状況を把握し、未対応の市に対しては重ねて働きかけてきたところでございます。

○真下紀子委員 未対応な市が残っているということは、5年が経過しても、影響回避が全てできたことにはならないわけですね。

現在、生活保護基準の切り下げが国会で審議されておりますが、今回の見直しは、全体で160億円の生活扶助費を削減する案で、約7割の世帯が減額となる見通しとなっているわけです。これまで、生活保護基準は、平均的世帯の消費水準の6割から7割で均衡をとる水準均衡方式がとられてきました。

しかし、高齢者の単身世帯の消費水準が平均世帯の5割程度という理由で、所得階層を10に分けて、一番低い層の消費水準に完全に合わせようとするもので、生活保護水準がより低い水準となっていくこととなります。

そのため、子育て世帯の生活実態を反映しているとは言いがたく、増額となる世帯がある一方で、児童養育加算、母子加算が削減となって、子育て世帯にとっては大打撃となる改定になるわけです。定額だった学習支援費の支給は、クラブ活動費の実費支給とされるものですから、領収書を提示しての後払いになって、参考書などは対象外になるという大改悪が予定されているわけです。

子どものいる世帯、特に一人親世帯の貧困を一層加速させ、就学環境を悪化させるものではないかと考えるところです。

道教委は、今回の生活保護基準の見直しによる就学援助への影響について、どのように認識をしているのか、また、今後、どのように対応していくお考えか、伺います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 このたびの生活保護基準の見直しについてでございますが、生活保護基準につきましては、5年に1度実施される全国消費実態調査を参考に検証が行われており、厚生労働省においては、今年度実施した社会保障審議会生活保護基準部会の報告を踏まえ、生活扶助については、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、基準額を増減して見直すこと、児童養育加算については、支給額を一律1万円とし、支給対象を現行の中学生から高校生にまで拡大すること、学習支援費のうち、クラブ活動費については、上限額を設けた上で実費支給とすることなどについて検討が進められているものと承知をしております。

こうした見直しは、生活保護基準などを参考に市町村が実施している就学援助にも影響があるものと考えておりますが、国においては、このたびの生活保護基準の見直しに際しては、就学援助を含め、他の制度に影響が及ばないことを対応方針としており、道教委といたしましては、生活保護基準の見直しに伴い、就学援助の実施に影響が生じないように、国に対し、必要な財政措置について要望いたしますとともに、国の動向を注視しながら、必要な対応をしまいたいと考えております。

○真下紀子委員 そうはいつでも、全額を成りかわるわけにはいかないわけです。生活扶助が減額されると、家計自体が小さくなります。そうした中で、教育にかけるお金、それから子育てにかけるお金が足りなくなってくる可能性があるのです。そうした重要な問題だというふうに考えるわけです。

今の制度では、生活保護世帯の子どもは、高校を卒業したら働くことが前提となっているために、大学の進学率が低くなっていると聞いておりますけれども、今度、参考書の購入さえ困難に

なれば、さらに困難が増す状況になるのじゃないでしょうか。これで教育の平等が本当に担保されるのか、どのように進学を支援していこうとしているのか、伺います。

○**笹田浩委員長** 高校教育課長山本明敏君。

○**山本高校教育課長** 大学進学への支援についてでございますが、道教委では、全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、所得が一定水準を下回る世帯を対象に、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、平成26年度から、国の制度を活用し、返還の必要がない、奨学のための給付金を支給しているところでございます。

また、経済的理由で大学等への進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押しするため、日本学生支援機構では、無利子奨学金の貸与人数などを拡充するとともに、今年度から、新たに給付型奨学金を創設したところでありまして、道教委といたしましても、制度を周知してきたところでございます。

道教委では、今後とも、高校生を対象とした給付金制度について周知の徹底に努めますとともに、知事部局と連携し、国に対して、奨学金制度の充実について要望するなどして、意欲ある高校生の大学進学への支援に努めてまいります。

○**真下紀子委員** 奨学金貸与型は貸与型なのですね。結局、借りるだけです。そして、給付金についても、参考書の購入などに充当はできますけれども、金額がふえるわけではありませんから、一層の困難を強いるということは免れなくなるわけです。

本来は、国が憲法に基づいて、健康で文化的な最低限度の生活を保障しなければならないわけですが、その責任を、財政力が弱い市町村の負担に転嫁していると言えると思います。

しかし、教育扶助分相当を就学援助でカバーできるかという点、実際にはそうになっていません。教育扶助と、準要保護としての就学援助との差異について御説明をいただきたいと思いません。

○**谷垣教育環境支援・研修担当課長** 教育扶助と就学援助の相違などについてでございますが、生活保護は、憲法第25条の理念に基づき、生活に困窮する全ての国民に対して最低限度の生活を保障するために実施されており、そのうち、教育扶助は、義務教育に伴って必要となる費用であり、学用品費や通学用品費、校外活動費を内訳とする基準額のほか、PTA会費などを内訳とする学級費、学校給食費、通学費、学習支援費などに加え、一時扶助として、入学準備金が支給されております。

一方、市町村が実施する、準要保護者に対する就学援助は、学校教育法第19条に基づき、経済的理由によって就学が困難な児童及び生徒の保護者のうち、要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対し、就学の機会を確保するために実施しており、対象費目は教育扶助の内容に準じているものの、PTA会費など、市町村によっては実施していない費目があるほか、修学旅行費が対象費目とされております。

○**真下紀子委員** そういうことで、教育扶助には相当しない部分があるということなのです。そして、項目には入っているけれども、実施されていないことがあるということです。

そうはいつでも、就学援助は大変有効なシステムになっておりまして、私どもは、これを全ての生徒に周知するようにこれまで求めてきました。

昨年12月15日、文科省から通知がありまして、その中に、就学援助の周知の徹底が盛り込まれているわけですが、それはどのような内容で、道教委は、これまで以上にどのように対応してきたのか、伺います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 文部科学省からの通知などについてでございますが、昨年12月、文部科学省から、平成28年度における就学援助実施状況等調査の結果について通知があったところであり、その中では、入学時や進級時における制度の案内の配付などによる、全ての児童生徒の保護者に対する制度の案内など、幅広い広報手段の活用や、福祉事務所の長や民生委員との連携などによる、保護者等に対する就学援助制度の周知方法の徹底のほか、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、認定時期や支給時期の見直しを含めた就学援助のさらなる充実などが求められております。

道教委では、こうした通知の趣旨を市町村教育委員会に周知するとともに、特に周知方法の徹底や入学前支給の取り組みについては、他都府県における取り組み状況をあわせて情報提供し、市町村における一層の取り組みを促したほか、各種会議における周知の徹底など、働きかけを強化してきております。

○真下紀子委員 道教委がこの分野で努力をされているということは承知しております。

しかしながら、市町村においては、PTA会費等への援助が完全実施に至っていないところがあります。

それで、実施状況は具体的にどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 就学援助の実施状況についてでございますが、文部科学省では、平成22年度に、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱を改正し、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3費目を新たに国庫補助の対象費目に加えたところであり、道教委では、こうした国の取り組みを踏まえ、各市町村が実施する就学援助について、実施費目の拡充に積極的に取り組むよう、市町村教育委員会に対して働きかけてまいりました。

平成28年度に文部科学省が実施した就学援助実施状況等調査によりますと、新たに追加された3費目に係る本道の市町村の取り組み状況は、3費目とも実施している市町村が96、いずれか2費目を実施している市町村が23、1費目のみを実施している市町村が8、いずれも実施していない市町村が52となっております。実施費目の拡大に取り組む市町村が年々ふえてきてはいるものの、十分とは言えない状況と考えております。

こうした状況を踏まえまして、道教委といたしましては、今後とも、各種通知や会議など、さまざまな機会を通じて、実施費目の拡大など、就学援助制度の一層の充実に向けた、各市町村のより積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。

○真下紀子委員 今答弁があったように、まだ十分ではないので、せめてその完全実施を目指すところまで頑張っていたいただきたいというふうに思いますし、市町村の協力と理解のもとでという

【第2分科会 3月15日 第4号】

ことになりますけれども、道教委においては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この通知には資料が添付されておりまして、これを参考にするという事だと思っておりますけれども、要保護児童生徒援助費補助単価などとともに、要保護及び準要保護の児童生徒数の推移などが紹介されております。

これはどのような内容になっているのか、児童生徒数はどのように推移しているのか、伺います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 通知の添付資料などについてでございますが、文部科学省からの通知には、参考データとして、平成7年度から27年度までの要保護及び準要保護の児童生徒数の推移や、平成27年度における都道府県ごとの要保護及び準要保護の児童生徒数の状況に関する資料が、また、参考資料として、平成29年度における要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価に関する資料など、国の平成29年度予算や、子どもの貧困対策に関する大綱などに関する資料が添付されておりました。

また、就学援助の対象となる児童生徒数の推移につきましては、参考データによりますと、平成7年度以降は増加を続け、ピークとなる平成23年度には160万5329人で、公立小中学校等の児童生徒に占める割合は15.96%となりましたが、その後はやや減少し、平成27年度には148万5086人で15.43%となっているところでございます。

○真下紀子委員 やや減少というより、横ばいだと思います。大変高い比率で、北海道ではさらに高いのではないかと思うところです。

新入学児童生徒学用品費等を要保護児童の補助対象とし、実施状況が調査され、公表されております。

北海道はどのような状況なのか、全国比ではどうなのか。さらに拡充を目指すべきと考えますけれども、どのように取り組むのか、伺います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 新入学児童生徒学用品費等についてでございますが、文部科学省では、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、昨年3月、要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱を改正し、小学校等に入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等についても、国庫補助の対象としたことから、道教委では、直ちに、市町村教育委員会に対し、国の制度改正を踏まえ、市町村が実施する、要保護者及び準要保護者への就学援助について、必要な援助を適切な時期に実施するよう働きかけてまいりました。

昨年8月に文部科学省が実施した就学援助実施状況等調査では、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給について、実施済み、または、平成30年度の新入生から実施予定と回答した市町村の割合は、小学校は、全国が40.6%に対し、本道が49.7%、中学校は、全国が49.1%に対し、本道が52%となっております。

道教委といたしましては、こうした状況を踏まえ、引き続き、各地域において必要な援助が適切な時期に行われるよう、各種会議を活用するなどして、各市町村教育委員会に対し、より積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。

○真下紀子委員 まだ半分なのですよね。これも、市町村教委の理解と協力を得て、完全実施を目指していただきたいと思います。適切な時期に支給されるということが最も求められる分野なので、そのことは特に申し上げておきたいと思います。

次に、児童養護施設の生徒の進学率についてです。

道教委はどのように把握をされているのか、伺いたいと思います。

また、昨今、旭川育児院での進学率の向上が注目されておりまして、有効な取り組みがなされているのではないかと考えますが、道教委としては、どのように認識をされているか、伺います。

○谷垣教育環境支援・研修担当課長 児童養護施設の生徒の進学率についてでございますが、平成28年度に厚生労働省が実施した、社会的養護の現況に関する調査によりますと、道内の児童養護施設の入所者の進学率を、全道の状況と比較すると、高校等進学率は、98.5%に対し、全道が98.9%、大学等進学率は、18.6%に対し、全道が70.8%となっており、特に大学等進学率については、その差が大きくなっております。

また、個々の児童養護施設の入所者の進学率などは把握しておりませんが、新聞報道によりますと、旭川育児院におきましては、有志の方々の寄附を活用しながら、施設独自の奨学金の支給を実施しており、こうした取り組みによりまして、昨年は、高校を卒業した入所者の15人のうち、7人が大学等に進学したものと承知をしております。

道教委といたしましては、こうした事例なども参考に、子どもたちがみずからの可能性を發揮することができるよう、福祉担当部局とも連携しながら、返還の必要がない奨学金の支給や、日本学生支援機構が実施する奨学制度の周知のほか、生徒の個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めるなど、意欲のある子どもたちが安心して教育を受けられるよう、環境の整備に努める必要があると考えております。

○真下紀子委員 先日、私は、卒院、進学を祝う会に参加させていただいたのですけれども、早い方でしたら、本当に小さいころから育児院にいて、親御さんと15年も離れた状態で進学や就職することが決まった方などに祝意を表してまいりました。

ここの取り組みで大事なものは、子どもたちの教育支援に、旭川医大や教育大学の学生が当たっていること、それから、市が今年度から給付金を開始していることですが、これは、生活の時々に必要なお金が使えるようにということで始まりました。また、育児院の相談体制が強化されております。

こうしたバックアップがあって、子どもたちが安心して進学できていまして、自立心を非常に高く持って頑張る姿には感動を覚えたものです。やはり、こうした支援が必要なのだなということを改めて感じました。

貧困や養育に困難を抱えている世帯は、一人親世帯であったり、親御さんに障がいがあったり、虐待がある例もあり、そうした背景を持っているわけです。

しかし、経済的支援や子育てへの支援があれば、子どもたちの学力も向上し、能力を發揮して

進学できるということが明らかになった例ではないかと考えております。

行政や学校には、そうした状況を察知するさまざまな機会があります。教職員が子どもの困難を見つけ、寄り添い、相談できる体制の構築や、適切な相談ツールを紹介することが可能であって、また、必要だというふうに考えているわけです。

教職員が、そうしたことをキャッチできるゆとりを持ち、子どもたちと十分接することができるようにすることや、教職員自身が、相談、解決への道として、そうした社会的資源を見つけていくことができるかが非常に重要な観点だと考えています。そうした取り組みを道教委ではなされているのかどうか、伺います。

○**笹田浩委員長** 指導担当局長岸小夜子さん。

○**岸指導担当局長** 子どもたちへの支援についてでございますが、道教委といたしましては、学校を窓口として、医療、福祉などの関係機関と連携協力しながら、貧困などの課題を有する子どもたちの状況を丁寧把握し、早い段階で生活支援や福祉制度につなげていくなど、教育環境の整備に努める必要があると考えております。

このため、道教委といたしましては、学校において、教員が、その専門性を生かしつつ、子どもたちの様子をきめ細かに把握することができるよう、子どもたちと向き合う時間を十分に確保するための取り組みとあわせまして、スクールソーシャルワーカーを活用した支援体制を構築し、ケースワーカーや医療機関、児童相談所などの福祉部門と、学校や教育委員会との連携強化を図る取り組みを進めるなど、地域全体で子どもたちを守り育てる教育環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○**真下紀子委員** 私は、児童相談所とともに、道内で21カ所と言われる子ども総合相談センターなども活用していただきたいというふうに思います。

道教委として、今後、貧困による教育格差をなくしていくためにどう取り組むのか、教育長に伺いたいと思います。

○**笹田浩委員長** 教育長柴田達夫君。

○**柴田教育長** 子どもの貧困対策に関する今後の取り組みについてでございますが、道教委では、保護者の経済状況などにかかわらず、全ての子どもたちが等しく教育を受けることができる環境を整備していくことが大変重要であると考えておりまして、これまでも、放課後子ども教室や子ども未来塾などによる学習機会の提供、高校生がいる低所得者世帯に対する修学支援のための給付金の支給、さらには、就学援助の適切な実施に関する市町村への働きかけなどに取り組んできたところでございます。

これに加えまして、道が昨年公表した子どもの生活実態調査結果において、各種の支援施策の情報が必ずしも十分に認知されていない状況が明らかとなったことを踏まえ、道及び道教委が実施する教育支援の施策を取りまとめまして、年度内に各学校に情報提供を行うほか、新年度におきましては、知事部局とともに、保健、福祉や教育、NPOなど、多様な分野の関係者が参画し、地域における情報共有を図り、効果的な取り組みを検討するための地域ネットワークを管内

ごとに構築してまいる考えでございます。

道教委といたしましては、今後とも、知事部局と緊密に連携を図りながら、学習支援や教育相談などの各種施策の充実と、支援情報の積極的な周知を図るなどいたしまして、子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる教育環境づくりに鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 次に、いじめ対策について伺います。

北海道いじめ防止基本方針が改定され、いじめの捉え方が、これまでよりも深く考察されていると考えているところですが、新たに盛り込まれた点について御説明願います。

○笹田浩委員長 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）川端雄一君。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 基本方針におけるいじめの捉え方についてでございますが、道教委といたしましては、いじめの問題への対応につきましては、未然防止の取り組みを徹底することはもとより、いじめの積極的な認知と、その解消に向けた取り組みが重要であると考えており、このたび改定した北海道いじめ防止基本方針には、けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を把握し、児童生徒が感じる被害性にも着目して、いじめに該当するかどうかを判断する必要があることを明記したところでございます。

また、いじめが解消している状態と判断するには、いじめに係る行為がやんでいることと、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている必要があることを示すとともに、いじめの再発や、いじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も想定し、学校において日常的に注意深く観察する必要性も明記するなどして、いじめ問題への対応が一層適切に実施されるよう、考え方や留意事項を示したところでございます。

○真下紀子委員 いじめの解消の判断が記載されたことは非常に重要だというふうに考えます。

児童生徒は、いじめるほうにも、いじめられるほうにもなり得るという複雑さがあります。

いじめる側はどのような考え方をしているのか、調査分析の結果などはあるのでしょうか。また、いじめる側にどのような気づきが必要とお考えなのか。いじめる立場の気持ち、いじめに加担するとか、せざるを得ない原因、要因をどのようにお考えになっているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめの要因等についてでございますが、国が作成しております生徒指導に関する資料などでは、児童生徒をいじめの加害に向かわせる要因として、過度なストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする感情や、学級集団などにおいて基準から外れた者に対する排除意識のほか、いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられており、そのような気持ちを発散させる相手や適当な方法があった場合に、加害の行為に及ぶことが示されております。

このようなことを踏まえ、道教委といたしましては、各学校が加害児童生徒を指導する際には、いじめは、人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、みずからの行為の責任を自覚させるとともに、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるほか、加

害児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けることなどが重要であると考えているところがございます。

○真下紀子委員 この点も非常に重要だと思いますので、ぜひ、現場で共有して、指導体制に活用できるようにしていただきたいと思います。

いじめが発覚しますと、いじめとの認識がなかったとか、教育的指導だったという説明がよく学校からなされます。指導の体制、対応方針の決定と保護者との連絡を組織的に実施する役割については、道立学校の取り組みに記載されていますが、抽象的で、ちょっとイメージが湧きません。具体的に教職員にどのような取り組みを求めているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） いじめに係る教職員の対応についてでございますが、道教委では、児童生徒が安心して学校生活を過ごすことができるよう、教職員は、児童生徒との信頼関係を築くとともに、日ごろから、ささいな変化であっても、いじめとの関連を常に考慮しながら、いじめを看過したり軽視したりすることがないように努めることが重要であると考えているところがございます。

その上で、教職員が、いじめを発見し、または相談を受けた場合には、決して特定の教職員で問題を抱え込むことなく、各学校で定めているいじめ防止基本方針等に基づき、速やかに学校いじめ対策組織に報告することや、校内において教職員の役割分担を明確にしながら、調査による事実関係の把握や、被害児童生徒への支援と加害児童生徒への指導等について確実に実行することとしており、このような対応を行うに当たっては、発生した事案の内容を踏まえて、保護者や関係機関との間で早期に情報を共有しながら、対応していくことが重要であると考えているところがございます。

○真下紀子委員 この点についても大変重要だと思います。

子どもは、言葉で表現し切れない、あるいは素直に言葉にできないことがあります。それは、成長過程において必然ではないかというふうに考えるわけです。

いじめに向き合うとき、その子の成長を支援する指導の仕方やスキルを身につけるために、どのような教育、研修が行われているのか、成長過程に配慮しつつ、どのように対応しようとしているのか、伺います。

○川端学校教育局参事（生徒指導・学校安全） 児童生徒の成長過程に応じた指導についてでございますが、加害児童生徒に対する指導を行うに当たりましては、当該児童生徒の日ごろの学校生活で見られる様子や学習状況等から把握できる課題等を踏まえながら、いじめを行った背景等にも目を向け、今後の生活の中で健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す支援が求められており、各学校では、児童生徒の状況等に基づき、具体的な対応方針を定める必要があると考えております。

道教委では、これまでも、教職員の職務や経験などに応じた、いじめの防止等のための対策に関する研修会として、生徒指導研究協議会を毎年開催してきたところでありますが、今後は、研修内容の一層の充実を図るとともに、スクールカウンセラーなどの専門家を活用した校内研修の

実施を促すなどして、各学校における加害児童生徒に対する指導や支援が適切かつ効果的に行われるよう努めてまいります。

○真下紀子委員 現場では、指導と懲戒による教育がなされていると聞いておりますが、教職員にも教育技術・手法が必要であって、経験のほかに、幅広い教養と、授業準備や研修の時間が十分に保障される環境が必要だと考えます。

また、子どものほうでも、子ども自身の睡眠時間の不足や食事の不十分さ、気分の悪さなど、さまざまなきがあるわけです。いつも元気なわけではありません。こうした中で、たわいない日常が救いになることもありますし、話すことができる人、場所があることは、最もいじめを防止することになるのではないかと考えます。

基本方針にのっとった具体策にどう取り組むのか、伺います。

○笹田浩委員長 学校教育局長北村善春君。

○北村学校教育局長 いじめの防止等に向けた学校体制の充実についてでございますが、道教委では、全ての児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組める学校づくりと、いじめの未然防止に向けた予防的な生徒指導を推進することが大切であると考えておりまして、基本方針にその旨を明記しております。

各学校におきましては、こうした考え方を教職員が共通に認識して、指導や相談等に当たる校内体制を一層充実させることが重要であると考えているところでございます。

こうしたことから、道教委といたしましては、今後、各学校が道の基本方針に基づき作成している学校いじめ防止基本方針に、いじめの問題への対応のあり方のほか、教育相談体制や校内研修などの内容を位置づけて、学校全体で取り組めるよう、指導助言をしますとともに、いじめ未然防止モデルプログラムの普及を図り、また、学校との密接な連携のもとで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家を派遣するなどして、学校の取り組みを支援しながら、いじめの防止等に向けた校内体制の充実を目指してまいります。

○真下紀子委員 先ほど御答弁いただいた新しい観点は非常に重要だというふうに私は思っていますので、その点においても、いじめが起きない環境を一緒につくっていきたくと考えます。

最後に、教職員の働き方改革について伺ってまいります。

これまでの貧困対策、いじめ対策の議論の中のいずれにおいても、子どもたちの様子をきめ細かく把握するために、子どもたちに接する時間の確保、いじめの背景への洞察などが求められていることがわかりました。

これまで、教職員の働き方を改善していくためには、就業時間の把握が大前提だと申し上げてきましたけれども、今般、文科省からも同趣旨の通知が来ていると承知をしております。時期も手法も検討する余地は十分あったはずです。私が指摘してきたわけですから。

ところが、道教委は、できるだけ早くというだけで、対応時期を示しておられません。余りに真剣味に欠けるのではないかと思います。時期、手法を含めてどのように対応するのか、まず伺います。

○**笹田浩委員長** 服務担当課長伊賀治康君。

○**伊賀服務担当課長** 勤務時間の把握についてでございますが、文部科学省の緊急対策などにおきまして、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう示されたことなどを踏まえ、道教委では、アクション・プランの作成に当たり、道立高校の約3分の1に当たる67校を訪問した際に、勤務時間の客観的な把握の具体的な方法について、教職員との意見交換を行ったところでございます。

その中で、退勤においては、授業の準備や部活動を指導した後、職員室の自席に戻らず帰宅することがあるなどの意見があり、こうした勤務実態を考慮した出退勤管理の仕組みが必要であると考えているところでございます。

道教委といたしましては、勤務時間の把握や記録は、管理職員が、職員の健康への配慮、業務の平準化、効率化など、業務処理体制の改善を進める上で大切であると考えていることから、引き続き、教職員の意見を聞きながら、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを可能な限り早期に構築してまいる考えでございます。

○**真下紀子委員** 道教委は、アクション・プランの目標として、3年間で、週に勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする、このようにしておりますが、出退勤管理をせずに、就業時間を客観的に把握しないで、一体何を根拠に就業時間を把握するとおっしゃるのですか。

○**笹田浩委員長** 総務政策局長土井寿彦君。

○**土井総務政策局長** アクション・プランの目標についてでございますが、道教委では、これまで、教職員の勤務時間の把握を、時間外勤務等の縮減に向けた重点取り組みに位置づけ、各学校においては、管理職員が、目視や、事前、事後の申し出などにより、教職員の勤務時間を把握しているところであり、今後は、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対して、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるように取り組むこととしております。

道教委といたしましては、アクション・プランの目標である、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを達成するためには、勤務時間をよりの確に把握する必要があると考えておりますことから、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを可能な限り早期に構築した上で、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでまいる考えでございます。

○**真下紀子委員** 就業時間を客観的に把握しないで、60時間と言われましても、その60時間には根拠がございません。

これまで、就業時間の把握が大前提だと繰り返し申し上げてきましたが、道教委は、できるだけ早くということを繰り返して、対応時期を示しておりません。いつを目指すのか、再度、見解を伺います。

○**笹田浩委員長** 教育部長佐藤寛君。

○**佐藤教育部長** 対応時期についてでございますが、道教委といたしましては、文部科学省の緊

急対策で示された方法なども踏まえまして、引き続き、教職員の意見を聞きながら、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを可能な限り早期に構築できるよう、スピード感を持って鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○真下紀子委員 これは、幾ら速度を上げて、スピード違反になりませんから、しっかり頑張っていたきたいと思えます。アクセル全開をお願いします。

次ですが、週に60時間ということをおっしゃっているのですけれども、これは、平均しますと1日で3時間の残業なのですね。これだけ長時間勤務をしながら、教職員の方たちがリフレッシュする時間、そして何より、休息する時間や、教職員自身が読書などをする時間を確保できるのでしょうか。

○土井総務政策局長 教員の疲労回復などについてでございますが、道教委といたしましては、教員が、業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、みずからの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといふ、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行する考えでございます。

こうしたことから、教員が使いやすい教材コンテンツや、宿題として活用できる教材などの充実に努めるとともに、学校閉庁日の設定や部活動休養日の完全実施などを行い、教員一人一人が、十分に、授業準備の時間や研修の時間、心身の疲労を回復させる時間を確保できるよう、積極的に取り組んでまいりたいと思えます。

○真下紀子委員 子どもだけじゃなくて、大人もちゃんと読書ができる時間をとれるようにしていただきたいというふうに思えます。

私の質問もちょっとスピードを上げます。

次に、産休等代替職員の未配置問題について伺います。

産休、育休を取得する際、代替教職員の配置があるかどうか極めて重要な問題です。

ところが、学校の運営や、募集しても来ないことなどを理由にした、産休等代替職員の未配置問題が生じておりますが、どう把握しておりますか。

○笹田浩委員長 教職員課長添田雅之君。

○添田教職員課長 産休及び育休の代替教員の配置についてであります。道教委では、欠員が生じた場合には、ハローワークやホームページを通じて代替教員を募集しているほか、希望者がインターネットからあらかじめ登録しておくことができる代替教職員等応募・任用システムにより、速やかな確保に努めているところでありますが、応募者が集まらないことから、代替教員の確保に時間を要している学校もあり、平成29年10月1日現在、産休代替教員は11人、育休代替教員は5人の欠員が生じているところでございます。

○真下紀子委員 1人でも欠員があるということは問題だと思います。

女性が、妊娠、出産をしながら働き続けるために、代替配置は必須の条件なのです。今後、どう対応していくお考えか、伺います。

○添田教職員課長 今後の対応についてであります。道教委では、女性教員が希望どおりに働き続けられる環境を整備することが重要であると考えておりました。このため、産前産後休暇及び育児休業を取得する教員の職務を補助する代替教員の任用に努めているところでございます。

しかしながら、最近の教員志望者の減少などにより、その確保が困難な状況にあることから、道教委としましては、今後、これまでの取り組みに加え、潜在的な教員免許状所有者にも、教職について興味や意欲を持っていただけるよう、広報などにより、広く周知してまいる考えでございます。

○真下紀子委員 どうして応募しないかといいますと、キャリアアップにつながらないからです。

同じ人が代替教員として繰り返し任用されている状況があって、代替教員化されてしまうという問題があります。正規教員と同様に、授業を持ち、児童生徒に対しても指導しているのに、なかなか教員採用検査に登録されないという問題があると聞いております。

こういう方々についてもインセンティブを發揮するような機会をつくる必要があるかと思いますが、いかがですか。

○添田教職員課長 代替教員を対象とした選考検査のあり方についてであります。道教委では、正規教員と同様に校務を行っている期限つき教員、産休代替教員及び育休代替教員の実態等を十分勘案しつつ、客観的に教員としての資質や実践的指導力を見きわめることができるよう、新年度から特別選考検査を実施することとしたところであり、現在、実施要領の作成に向け、作業を行っているところでございます。

○真下紀子委員 ちょっと確認したいのですけれども、産休代替教員の関係で、校内体制で対応して、代替教員を置かない学校があると聞きます。これはきちっと配置するということでよろしいでしょうか。

○土井総務政策局長 代替教員につきましては、基本的に配置する考えで行っております。

○真下紀子委員 次に、2015年の4定で、免許外教科担任の許可件数が道教委は非常に多いということを指摘して、改善を求めましたが、その後、どのような推移になっているのか、伺います。

○添田教職員課長 免許外教科担任の許可件数についてであります。札幌市を除く公立学校における過去3年間の許可件数は、平成26年度が1363件、27年度が1218件、28年度が1159件でありまして、この3年間で204件の減少となっているところでございます。

○真下紀子委員 私から言わせますと、この3年間で204件の減少にとどまっていると。今も1000件を超えておりまして、全国との比較でも、11.7%と高水準なわけです。このところは、教職員の過重負担にならないように、さらに努力をしていただきたいと思います。

今後、さらに解消していくことが必要だと考えるわけですが、専門外の授業の準備などを考えますと、免許を持った担任の配置を実施すべきだというふうに考えます。

小学校では、お聞きをしたところ、専科を導入することによって、授業準備時間を確保できる

と、担任からも歓迎する声が出ておりました。今後、どう対応するのか、伺います。

○添田教職員課長 免許外教科担任の解消についてであります。学校教育の充実、その直接の担い手である教員の資質、能力に負うところが大きく、免許を有する教員が教科指導を行うことが望ましいものと考えており、これまで、免許外教科担任の多い技術や家庭などの免許を新たに取得するための認定講習を実施するとともに、複数免許所有者の採用や適正な人事配置、さらには、非常勤講師の配置などに努めてきたところでございます。

道教委としましては、今後、複数校を兼務する教員の加配措置や非常勤講師の配置のほか、計画的な認定講習の開設などにより、免許外教科担任の解消に向けて取り組むほか、小学校においては、国の加配措置を活用して、体育や理科、外国語活動等において専科教員を配置してきており、今後とも、こうした取り組みの充実が図られるよう、中学校の小規模校の定数措置の拡充も含め、教職員定数の改善について、国に対して要望してまいる考えでございます。

○真下紀子委員 兼務とか複数免許の取得はストレスになるのです。過密労働になりますので、そのところにも十分配慮しながらやっていただきたいというふうに思います。

時間外の就業時間の短縮は、業務量を減らすことなしにはできないところに来ています。

ところが、新学習指導要領によりますと、小学校の英語授業が、3年生、4年生で各35時間追加されますが、減少する授業がないわけです。必然的に、授業時数は増加し、準備のための時間も必要となって、新たな教科へのストレスも生じるところです。

この点についてどう対応するのか。業務量を減らす立場から、どのような対応策をとるのか、伺います。

○佐藤教育部長 働き方改革の取り組みについてでございますが、学校は、学習指導要領や社会からの要請等を踏まえ、児童生徒への指導を一層充実することが期待されておまして、その実現に向けては、教員が、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整備することが必要であると考えております。

このため、道教委といたしましては、このたび作成をするアクション・プランのもとで、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフといった外部人材の導入、部活動休養日等の完全実施などの取り組みを進めることとしておまして、毎年度、取り組み状況を検証し、改善を図りながら、教員の負担軽減に向けて働き方改革を着実に進めますとともに、定数改善や勤務時間制度の改善などについて、国に強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 国は、標準定数を決める考え方として、授業時間と同等の準備時間が必要だとしております。

代表質問でも指摘をしたのですが、昨今は、学習指導要領が改訂されるたびに授業時数がふえてきているわけです。

半ドンというのを皆さんは御存じですか。ちょっと古い話で恐縮なのですが、半ドンの時代に、週に5.5日間でやっていたよ。そのときと同じ授業時数を今は5日間で行わなけ

ればならない状況になっています。

それで、業務量を減らすためにどうするか。子どもたちの人数を減らして少人数学級にして教員の人員をふやす、このことなしに、業務量を減らすことは限界に来ているわけです。ですから、こここのところをしっかりと解決していくということが必要になると思います。

これまでの議論も踏まえて、時間外勤務の縮小と、教職員の能力が発揮され、子どもたちにとって豊かな教育環境の実現に向け、教職員の働き方の改善をするために教育長はどう取り組むのか、伺いたいと思います。

○柴田教育長 今後の取り組みについてでございますが、学校における働き方改革は、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、さらには、家庭、地域などを含めた全ての関係する方々が思いを一つにして取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、道教委におきましては、このたび作成をするアクション・プランのもとで、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種においてゼロにすることを、今後3年間の目標として掲げまして、各般の取り組みを進め、毎年度、その取り組みを検証し、改善を図るとともに、道教委、市町村教育委員会、学校の役割を明らかにし、保護者や地域の方々の理解をいただきながら、道内の全ての学校において働き方改革を着実に進め、教員が、健康で生き生きと、やりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高めていける環境を整備してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○真下紀子委員 私は、意見交換をする中で、職員の皆さんがどれだけゆとりを持ってお仕事をされているかお聞きしました。そのときに指標にしたのが、読書数です。どれだけ読書をされていますかということで、私は、せめて、教職員の皆さんも道教委の皆さんも、子どもたちの間で話題になっているものについては目を通す時間があるべきじゃないかなと考えているのです。

それで、「ざんねんないきもの事典」が話題になりましたけれども、皆さんはごらんになりましたか。

それから、吉野源三郎さんの「君たちはどう生きるか」は、漫画として発行されて、短期間で発行部数が200万部を超えているのです。この本についてお聞きしたところ、ほとんどの方が読んでいらっしゃるなくて、残念だなというふうに思いました。

この舞台は、1937年の東京で、主人公は、中学生のコペル君とそのおじさんです。コペル君が、友達を裏切ってしまったって、学校に行けなくなって、強い自責の念に駆られたときに、おじさんに相談をするわけです。そのときに言った言葉が非常に感動的なので、最後に御紹介して、終わりたいというふうに思います。

体の不調と同じように、心に感じる苦しみやつらさは、人間として正常な状態にいないことを知らせてくれる。その苦痛のおかげで、本来、人間がどういうものかを知ることができる。人との不調和を苦しいと感じるのは、人間同士、調和して生きていくべきものだから。才能を伸ば

し、その才能に応じて働いていけるはずなのに、そうでない場合に苦しく、やり切れなく感じるのは、それが本来あるべき姿だから。そして、最も苦しいのは、自分が取り返しのつかない過ちをしてしまったという意識だ。それを苦しいと感じるのは、正しい道に従って歩こうとしているからだ。

これを聞いたコペル君は行動を起こします。その続きは、ぜひお読みいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○**笹田浩委員長** 真下委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、教育委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもって、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**笹田浩委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○**笹田浩委員長** 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、3月8日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、笠井副委員長を初め、委員各位の御協力のたまものと、厚くお礼を申し上げます。

以上、簡単ではございますが、御挨拶といたします。

これをもって第2分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時37分閉会